

2023

模擬国連研究雑誌

模擬国連の探求

2023 年度 第 4 号

関西大会・九州サマーセッション編

発行：日本模擬国連代表部

利用に関する注意事項

本誌のうち、目次に挙げる各章の著作権は各章それぞれの寄稿者に属し、特に章の冒頭で氏名あるいは団体名を示している場合はその者あるいは団体が著作権者となる。その他の箇所の著作権並びに編集著作権は、日本模擬国連に属する。

本誌の自由な配布、閲覧を認める。ただし、営利利用はこれを認めない。

本誌の利用についてご質問がある場合は編集を担当する日本模擬国連代表部研究までお願いいたします。

連絡先：research.dept.jmun@gmail.com

はしがき

模擬国連は議論、交渉をはじめとした多くの能力を必要とする活動である。模擬国連の能力を十分に習得するためには経験の積み重ねが重要となるため、それらの能力は基本的には模擬国連の実践の中で鍛えられる。しかし、模擬国連の実践たる模擬国連会議のほとんどは、文章として記録に残されることなく、ただ参加者の記憶に保存され、各々個人の反省に活かされるに過ぎない。また、各々個人の反省の結果として各々が行った数多の考察についても、共有を行う場が十分ではないと言わざるを得ない。そのため、模擬国連の実践について考察しようにも、自身の経験という限界が存在してしまうことになる。

文章として模擬国連会議とそれに関する考察を記録に残すことは、模擬国連に関する考察の幅を広げ上記の限界を克服するための材料となるだけでなく、それ自体、模擬国連の実践をどのように具体化するかという作業を通じた、模擬国連とは何かという探求となるだろう。以上の考えから、日本模擬国連会員有志により『模擬国連の探求』は始められた。この度日本模擬国連は上記の趣旨に賛意を示し、『模擬国連の探求』をより広範かつ包括的な模擬国連に関する会員の探求のプラットフォームとすることを決意し、その編集と発行を引き継いで行うこととなった。

本誌が、模擬国連の探求と発展の礎となることを願ってやまない。

目次

模擬国連の軌跡.....	4
第 23 回関西大会 『COP1』	5
第 23 回関西大会 『アルジェリア問題』	12
第 23 回関西大会 『植民地独立付与宣言』	20
第 23 回関西大会 『キプロス情勢』	25
第 23 回関西大会 『ジェノサイド条約案の検討』	42
第 23 回関西大会 『宇宙空間における軍備競争の防止』	48
第 29 回九州サマーセッション 『リビア情勢 -Libyan Arab Jamahiriya Situation-』	54
模擬国連研究所 特集『会議レビュー』	67
レビューのすゝめ.....	68
模擬国連会議における「適切」なレビューとは.....	75
第 23 回関西大会 COP1 会議レビュー 『COP1 を終えてーコンセンサス会議における中間国とベアデリについての考察ー』	77
第 23 回関西大会 COP1 会議レビュー 『大使によるレビュー：回想録タイプ』	85
第 23 回関西大会 COP1 会議レビュー 『大使によるレビュー：戦略振り返りタイプ』	89
第 23 回関西大会 COP1 会議レビュー 『神々につづけ』	118
コラム連載.....	155
出口啓貴の大きな独り言ー模模擬国連と成績ー	156
国際法勉強会の活動報告 〈9 月 16 日分テーマ：法源〉	158

*お断り

今号では第 23 回模擬国連会議関西大会を「第 23 回関西大会」、第 29 回模擬国連会議九州サマーセッションを「第 29 回九州サマーセッション」と省略して表記しています。

また、寄せられた会議レビューについては、レビューの様子をそのままお届けするため、修正せずに掲載しています。

模擬国連の軌跡

『模擬国連の軌跡』では、各時期に日本模擬国連その他で開催された模擬国連会議の記録を掲載する。

第 23 回関西大会 『COP1』

会議監督：浅岡幾一郎¹

1. 会議概要

会議設定

- ・ 設定日時：1995 年 3 月 28 日～1995 年 4 月 7 日
- ・ 使用言語：成果文書の一部を除き日本語
- ・ 実際の成果文書：Decision 1/CP.1・Decision 5/CP.1²

会議コンセプト・会議設計の考え方

当会議は、模擬国連の楽しさを共有したい、というところから始まった。模擬国連会議の結末は参加者の交渉次第でいかようにもなる。この自らの交渉で結末を左右できるという点に、この会議は楽しさを見出した。

会議コンセプトは「Canvas」と定め、そうした「交渉することの楽しさ」を表現した。真っ白で何も描かれていないキャンバスは、さまざまな色で彩ることによって、新たな作品になる。そしてその過程は新たな気づきや、楽しさに溢れている。まさにそのように、参加者の皆様に自由な発想で交渉を彩り、会議に結実させることを通じて、「交渉することの楽しさ」を感じて共有したいと考えた。

これらを会議として実現するため、交渉戦略を考える時間を十分に確保するために、気候変動という広く知られている問題を題材として取り上げ、相手と向き合って説得する交渉する環境を生み出すために、成果文書の採択を「コンセンサス方式」で行う UNFCCC COP（国連気候変動枠組条約締約国会議、以下「COP」）を議場に定めた。そして、交渉戦略に幅を持たせるため、前提条件の少なさと結果の自由度の高さ、そして参加国の立場の多様さを追求し、数ある COP の中からその第 1 回、「COP1」を取り上げた。

議題概要

UNFCCC（国連気候変動枠組条約）は、1992 年に採択された、地球温暖化防止のための国際的な枠組みを定める国際条約である。この条約が採択された背景には、1990 年に発表された IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の報告書によって、地球温暖化に対する危機感が高まったことなどがあった。

¹ 京都研究会 29 期（2021 年度入会）。当会議に関するお問い合わせは第 23 回関西大会 COP1 会議公式メールアドレス（kmunc23.cop1[アットマーク]gmail.com）まで。

² いずれも COP1 報告書補遺に掲載されている（FCCC/CP/1995/7/Add.1（URL：<https://digitallibrary.un.org/record/207587>））

COP1 は 1994 年の UNFCCC の発効を受け、1995 年に開催された。COP1 では UNFCCC の中で、今後どのような気候変動対策をとるかが議論された。当会議では、そうした実際の COP1 の議論から、特に重点をおいて議論された以下の 2 つの論点（COP1 における議題）をとりあげた。

・ 約束の妥当性の検討³

UNFCCC では、先進国は温室効果ガスの排出量を 2000 年までに 1990 年の水準に戻すという努力目標⁴の下、さまざまな政策・措置をとることを約束している。また UNFCCC ではこの約束について、COP1 においてその妥当性を検討し、その検討に基づいて「適切な措置をとること」を求めており、当会議でもその議論を扱った。

この論点においては、UNFCCC 上の約束のみでは気候変動問題の解決には不十分であると多くの国が認める一方、どのような具体策を取るかについては意見に対立があった。

・ 共同実施⁵

UNFCCC では、先進国が上述の約束における措置を他の国と共同して実施できる可能性が示されている⁶。これが「共同実施」である。具体的な仕組みとしては、ある国が他国の排出削減措置に投資し、そこで削減された量の一部または全部を「クレジット」として自国の排出削減量として計算に入れることができるというものである。UNFCCC では、この「共同実施」について、COP1 においてその詳細を決定することを求めており、当会議でもその議論を扱った。

この「共同実施」については、パイロットフェーズ（試行期間）の実施が提案されていたが、その内容については意見に対立があった。

主な交渉グループの概要と主張

グループ		概要と主張
先進国	EU	欧州連合。議長国ドイツも加盟している。環境意識が高く、対策強化に積極的。 約束の妥当性：約束は不十分。先進国は現行の約束を履行すべきであり、また議定書による先進国の排出削減義務の強化と途上国への

³ 実際の COP1 における議題番号と議題名は次の通り：5. (a) (iii) Review of the adequacy of Article 4, paragraph 2 (a) and (b) of the Convention, including proposals related to a protocol and decisions on follow-up.

⁴ UNFCCC 第 4 条 2 項(a)及び(b)。なお正確を期して言えば、これが努力目標であるかについては各国の間で意見の相違が存在していた。

⁵ 実際の COP1 における議題番号と議題名は次の通り：5. (a) (iv) Criteria for joint implementation.

⁶ UNFCCC 第 4 条 2 項(a)。

		<p>排出削減義務の拡大を検討すべき。</p> <p>共同実施：クレジットなしで試行期間を開始すべき。</p>
	JUSCANZ	<p>アメリカ・日本・オーストラリア等、EU 以外の多くの先進国が参加する交渉グループ。主要国の頭文字をとってこう呼ばれる。それぞれに理由は異なるが、排出削減に困難を抱え、EU に比べ対策強化に積極的ではない。</p> <p>約束の妥当性：約束は不十分。先進国と途上国が参加する排出削減対策の強化を行うべき。</p> <p>共同実施：クレジットありで試行期間を開始すべき。</p>
	EIT	<p>市場経済移行国（Economy in Transition）。旧東側諸国。社会主義体制の崩壊により経済が混乱状態にある。新たな約束を設けることになった際の EIT の特殊事情への配慮をもとめる。</p>
途上国	G77+China	<p>中国・インドなどの途上国。経済発展を追求し、それを阻害しかねないとして、途上国に排出削減義務などの新たな約束が課されることを警戒する。</p> <p>約束の妥当性：先進国の約束が十分に履行されていない以上、新たな約束を設けることは時期尚早。</p> <p>共同実施：ほとんどの国⁷が共同実施への途上国の参加や、共同実施におけるクレジットの存在は、先進国による責任逃れになるなどとして反対。</p>
	OPEC ⁸	<p>石油輸出国機構（Organization of the Petroleum Exporting Countries）。気候変動対策の強化が資源輸出を減少させかねないとして、条約体制内で対策強化を妨害する行動をとる。</p>
	AOSIS	<p>小島嶼国連合（Alliance of Small Island States）。気候変動の影響を受けやすいとされ、気候変動対策に積極的。</p> <p>約束の妥当性：約束は不十分。議定書による先進国の排出削減義務の強化を行うべき（先進国に排出削減義務を課す議定書案を COP1 以前に公表済み）。</p> <p>共同実施：国によって立場が分かれる。</p>

会議設計の工夫

当会議では会議設計にあたり、いくつか工夫した点がある。主なものとしては、以下の

⁷ 南米諸国は途上国も参加する「共同実施」に賛成であった。

⁸ OPEC の国々（AOSIS も同様）は G77+China の一員でもあるが、中印などの G77+China 主要国と異なる立場を取り、独自の行動をとっているため、便宜上この表では別のグループとして説明している。

2つがある。

・議論の大会期間への限定と、会議進行の方法に関する議論の方法の工夫

当会議では、事前準備に集中できるようにするため、オンライン会議ツールを用いたい
わゆる「事前会合」や、オンラインチャットツールを用いた「事前交渉」は行わず、議論
はすべて大会期間中に行った。

しかし、大会期間は通常の研究会や支部で行われる模擬国連会議と比べても同等か、よ
り短いものであり、大会期間中に実質的な議論を含めて議論を完結させるためには若干の
工夫が必要であった。当会議では、一旦大会期間の3日前に会議進行の方法に関する提案
を募集し、大会期間内の会議進行の方法に関する議論はそれを踏まえたものとするこ
と、会議開始から3時間以内にその議論を終結させること⁹を会議細則で定めた。

・成果文書の投票方法の工夫

通常、UNFCCC COPにおいてはコンセンサスで文書が採択されるが、そこでは対抗草
案は存在せず、ある特定の案のみが採択される。当会議では、コンセンサス方式を導入し
た経緯として、そもそも交渉にしっかりと向き合える環境を作る、というものがあつたた
め、通常の模擬国連会議のような対抗DRが提出される事態は望ましいものではなかつ
た。

そこで、当会議では会議細則によって、投票に付する成果文書を決定する権限を1カ国
(ドイツ)のみに付与した。

2. 会議の経過、成果文書について

会議の経過

大会は3日間の日程で行われ、そのうち会議は1日目午後から3日目午前中までの合計
丸2日をかけて行った。会議は大きく分けて、①会議進行の方法に関する議論、②着席討
議、③成果文書に関する交渉、の3つの段階を踏んで進行した。

①会議進行の方法に関する議論

会議進行の方法に関する議論は事前会議細則によって1日目の会議開始直後からの3時
間以内に終わるよう定めており、その時間内で議論が行われた。議論開始直後から積極的
に各国間で調整が行われ、設定論点の細かさなどが異なる3種類の会議進行案にまとめら
れた。その後、それぞれの案を支持する国の間で時間配分や設定論点をめぐって議論が交
わされ、ちょうど3時間を経過した頃に、折衷案として1つの案にまとめられた。また、

⁹ 終結しなかった場合は、フロントが、事前に提出された案を踏まえつつ、現実的であると考えた進行方
法で進行することを予告していた。

この議論と並行して、各国間で会議の見通しや戦略の共有なども行われた。

②着席討議

①でまとまった進行に従って、1日目夕方から2日目昼過ぎにかけて着席討議が行われた。ここでは各国から、まず「約束の妥当性の検討」について、ついで「共同実施」について、それぞれ設定された小論点に沿って主張が行われた。そして議長がそれらの主張についてレイヤーを揃えて構造化・整理し、その後に各国からの主張に対する質問や反論をとる形で進行した。

主張は各国の立場に即した内容でなされ、各参加者がしっかりと準備をしてきたことが伺えた。新メンから神メンまで多くの参加者が発言をしていたことも印象的であった。

特に注目すべき主張としては、「共同実施」について、政策効果の観点を用いてクレジットの導入を認めさせようと試みたものが挙げられる。③の交渉でも威力を発揮したこの主張は、実際の COP1 についての資料ではほぼ確認できない主張であり、参加者が準備に創意工夫を凝らしてことを示すものであると言えよう。

③成果文書に関する交渉

引き続き①でまとまった進行に従って、2日目夕方から3日目の会議終了までの間、成果文書に関する交渉が行われた。

交渉は、グループ内での調整から始まり、ここでは着席討議を踏まえた交渉方針の共有や、成果文書の草案を突き合わせた文言レベルでの立場のすり合わせが行われた。

その後全体交渉に移行し、原則着席での議論を行うことが企図された。しかしここで成果文書の形式について、議定書としたい AOSIS と、採択するとしても拘束力のない COP 決定としたい JUSCANZ の間で対立が顕在化し、議論が停滞することになった。結局、全体でこの議論を続けても先に進まないと判断され、その後一部の国間で調整が行われることになった。

この調整は難航を極めたが、最終的には COP1 の決定において、COP3 までに議定書を採択することなどを盛り込む、などとする内容で最終的に合意がなされた。

この調整と並行して、全体では着席を基本とした「共同実施」について文言レベルでの交渉が行われ、クレジットの有無や対象国などの激しい対立がある部分を除いた暫定の合意が生まれた。その後、調整の結果を踏まえて「約束の妥当性」の文言レベルの交渉が始まった。ここでは複数の案について項目別に分類して検討が重ねられたが、2日目の会議終了時刻までに多くの事項について合意に至ることはできず、議論は翌日に持ち越しとなった。

3日目は、議長国ドイツによって前日までの議論を踏まえ、提案された文言を成果文書の形でまとめたものが提示されたところから始まった。各国による若干の自由交渉による調整の後、全体で着席を基本として、ドイツが示した未合意点のパッケージ合意を中心に

議論がおこなわれた。各国間の対立は根深く厳しい調整となったが、最終的には決裂が回避され、成果文書がコンセンサスで採択された。

成果文書の内容と評価

成果文書は、実際の成果文書と比較して、今回の議論をよりうまく展開した先進国に有利な結末となった。そしてその中でも特に JUSCANZ と G77+China の対立を仲介した議長国ドイツを中心とする EU の目標に最も近い結果になった。具体的内容と、実際の会議との比較は以下の通りである。

	実際の会議の成果文書	当会議の成果文書
約束の妥当性	<p>約束の不十分性を認め、議定書またはその他の法的文書の採択による先進国の約束強化を含む、適切な措置の検討プロセスを開始し、その結論を COP3 で採択することが決定された。</p> <p>プロセスにおいては、先進国に「数量化された抑制および削減の目的」を課すことや、途上国にいかなる義務も課さないことなどを求める内容が盛り込まれた。</p>	<p>約束の不十分性を認め、先進国の既存の約束を強化するとともに、COP3 での議定書の採択を目指した交渉を開始することが決定された。</p> <p>議定書の内容としては、先進国に「定量的かつ年限を設けた」CO2 排出削減目標を課すことや、途上国に自発的に先進国が取る政策を採用することなどを求める内容が盛り込まれた。</p>
共同実施	<p>共同実施に批判的な途上国との折衷案として「共同実施活動」のパイロットフェーズ（試行期間）を開始することが決定された。</p> <p>参加国については、附属書 I 国（先進国）と希望する非附属書 I 国（途上国）と定められ、クレジットについては発生しないことが明記された。</p>	<p>共同実施のパイロットフェーズ（試行期間）を開始することが決定された。</p> <p>参加国については、附属書 I 国（先進国）と希望する非附属書 I 国（途上国）と定められ、クレジットについては「適切な算定方法が確立されたのちに」という留保付きではあるが、導入の可能性が残された。</p> <p>また、「約束の妥当性」についての決定文書にて、「共同実施」を議定書に含める方向性が示された。</p>

3. 会議総括

COP1 は、管見の限りではこれまで日本で模擬国連会議の題材になったことはない。先人たちは COP3、15、17、21 などの COP を題材に多くの模擬国連会議を作ってきた。しか

し一方で、その始まりたる COP1 が題材になってこなかったのである。この事実は、COP1 に模擬国連会議の題材とする上での致命的欠陥があったからではないか、というフロントの不安を掻き立てるものであった。この不安は議題選定時から、会議本番直前まで続いた。

しかしそれは杞憂であった。会議が始まると様々な戦略が交錯し、熱い議論と交渉が展開された。会議設計を行ったフロントとしては、会議として成功をおさめることができたことは何にも勝る喜びであった。

成功の要因としては、それぞれの参加者が、担当国の設定目標を達成するための手段を見極め、交渉の目的意識を持ち続けたことが挙げられよう。また、フロントが会議準備の段階から強調してきた、単に「正しさ」で相手を圧倒するのではなく、相手の立場に立って論理を組み立て、説得するという会議行動が多く見られたことや、議論が行き詰まった局面でパッケージ合意の提案が積極的に行われたこともこうした成功に繋がったと考えている。

フロントとして、とても楽しく充実した 3 日間を過ごせたことは、ひとえに参加してくださったみなさんによるものであり、感謝の念に堪えない。この会議を通して、参加してくださったみなさんと交渉の楽しさ、模擬国連の楽しさを共有することができていれば幸いである。

第 23 回関西大会 『アルジェリア問題』

会議監督：井上博隆

1. 会議概要・目的

1-1 会議設定

<ul style="list-style-type: none">・ 議題 アルジェリア問題 Question of Algeria・ 設定議場 第 15 回国際連合総会 第 956 回会合・ 史実の成果文書 A/RES/1573・ 設定日時 1960 年 12 月 19 日
--

1-2 議題解説・コンセプト

当会議では 1954 年から 1962 年まで続いた「アルジェリア独立戦争」について、その中でも、熾烈さを極めていた 1960 年において国連総会で審議された「アルジェリア問題」を模擬しました。

1954 年にアルジェリアの独立を求めて放棄したアルジェリア人民に対してフランス軍は苛烈な弾圧をもって応え、激戦が繰り広げられていきます。更には、「アルジェリアはフランスの不可分の一部」と主張する人々による暴動も発生します。一方で、この議題が審議される 1 か月前に当時のド・ゴール大統領がアルジェリアの独立を容認する演説を行っています。独立に向けた動きとそれに対する反動が巻き起こっているのが 1960 年のアルジェリアであると言えます。

この議題の主な争点は「①アルジェリア問題の性質」と「②国連が取るべき解決策」の 2 つが存在します。各国はアルジェリア情勢に対する関わり方だけでなく、国際の平和と安全の維持を目的とする国連のあり方を含めて議論することとなります。

なお、当会議では「Realize」というコンセプトを設定し、参加者の皆様が主体的に会議を

作り上げていくことで大会終了後に何か 1 つでも多くの糧や気づきを得てほしいという思いで会議を設計しました。そのため、当会議では比較的自由度の高い会議設計を採用し、論点 TT に関するオープンアジェンダ制としました。

2. 会議の経過、成果文章について

当会議においては、まず事前交渉及び 1 日目の 3 時間ほどを使って議論議論を行って論点 TT 案の確定を行いました。その後、実質議論に入り 2 日目の 17 時ごろまでにインフォーマルを、その後は文言交渉が行われました。¹⁰

① 事前交渉及び議論議論

事前交渉における論点 TT 案の段階では、主に西側・アラブ諸国・インドやユーゴスラビアを中心とした AA 諸国で論点 TT 案が作成されました。西側は主に US・UK・ポルトガルを中心となって一本化の作業がなされましたが、総会の勧告権限をめぐる議論の方法や論点設定をめぐる US とポルトガルとに若干の齟齬があり、結果としてポルトガルと US が 2 案出したうえで議論議論の時間で調整する形となりました。アラブ諸国では、チュニジアとモロッコがそれぞれ作成した論点 TT 案をコンバインさせようとしたものの、両者の見解の齟齬がなかなか埋まらずに陣営のまとまりを欠く状態が続きました。その後、UAR が提示した案にアラブ各国の意見を盛り込むことで最終的にはアラブ諸国が結束して論点 TT 案を結果となりました。インド・ユーゴスラビア中心の AA 諸国は、議場益を重視した論点 TT をインドおよびユーゴスラビアを中心に作成し、広範な AA 諸国（アラブを除く）の支持を取り付けました。最終的に US 案・ポルトガル案・アラブ案・AA 諸国案の他、ソ連及びアイルランドが独自の論点 TT 案を提出し、計 6 案が会議開始前に議場に提出されました。

会議 1 日目冒頭の議論議論では、全体的にコーカスによって議場が進行していきました。この段階では主に西側諸国と AA 諸国でそれぞれ異なった動きが見られました。

西側諸国は会議開始後すぐに陣営内調整を完了させ、中間国に対して交渉を仕掛けていく様子が見られました。その際、議場益重視であることを見せつつ中間国を取り込む交渉を行っていたことが印象的で、特にアメリカが議場において優位に立った行動が見られました。一方、AA 諸国や東側諸国は自陣営の中で中々議論が進まず膠着状態に陥りました。西

¹⁰ なお、当初の予定では DR の提出べ切を 2 日目の 19 時に、AMべ切を 3 日目の 10 時に設定していましたが、フロントの会議設計ミスにより DR 提出後に DR が提出されていないために内容が公開されておらず、当会議で認めていた Unfriendly Amendment を作成する際の交渉が難しくなってしまう事態が発生してしまいました。この事態を受けて、2 日目の会議終了後に DR のスポンサー国に許可を取ったうえで WM の形で事前に DR の内容を公開し、AMべ切を 3 日目の 11 時に延長することで対応しました。参加者の皆様には混乱を招いたこととお詫びいたします。

側諸国優位の状態で交渉が進展したことで、両方の論点 TT 案に賛同できる中間国が出現しました。

その後、票読みを行いつつまとまった UAR (AA) 案が僅差でアメリカ (西側) 案より早く提出することに成功し、UAR 案が過半数を超えて採択されました。ただし、論点 TT 案交渉は票取り合戦に近いものとなり、採択された案の中身が細かく詰められているとは言えないものでした。最終的に採択された論点 TT 案は文末に記載しておりますのでご覧ください。

② インフォーマル

インフォーマルにおいては、各国大使が発言を自分の言葉でしっかりとまとめていた点が印象的でよかったですと思います。しかし、議場を納得させる発言を行った国は限られており、事象と本問題の連関性を主張できなかつたり、相手の発言の意図を汲み取ったうえで回答することができていなかつたりする事例も見られました。

大論点 1 では、「アルジェリアは植民地であるか否か」、「この問題が国際関心事項であるか否か」といった事実認識に関する議論や自決原則の性質やその行使主体に関する議論がなされました。大論点 2 では、アルジェリア問題が国際社会に与える影響の要素や問題の解決策の主体とその内容についての議論がなされていました。なお、採択された論点 TT 案の大論点 1-2 と大論点 2-1 が論点 TT 案作成国のミスにより逆転してしまったため、別々のレイヤーの議論が混ざってしまう事態や議論の内容が重複してしまう事態が一部発生していました。

この会議のインフォーマルは、論点 TT 案の想定よりも実際の議論時間が伸びたことを懸念した提出国の提案によってフェーズが全て質問・回答フェーズのみで終了しました。また、このほかにもいくつか議事進行に関するデリからの提案によって議場が紛糾することがありました。自国にとってどうしたいかではなく議場でどうすることで議論がスムーズに進むのかを考えられればよかったのではないかと感じています。

③ 文言交渉から採択会合まで

インフォーマル終了後、DR 提出までの時間が少なくなっていたために AA 諸国を中心に文言交渉が急ピッチで進められました。また、同時にインフォーマルにおける懸念回収も並行してなされていたために議場が混乱する状態にもなりました。文言を作成して確認する AA 諸国と、AM や投票行動を巡って会議行動を調整する西側・フランス共同体諸国の 2 集団に大別できたかと考えています。結果的に DR が UAR を中心とした AA 諸国から提出されました。

DR べ切以降、DR に関するディレクチェックと AM 交渉が同時並行で進められました。ディレクチェックにおいては、決議案に関する重大な不備 (総会決議 377A を援用した強制措置に関する勧告であるにもかかわらず、国際の平和と安全に対する脅威を構成するものであるという文言が入っていなかった。) が見つかりました。この点についてフロントと協

議をした結果、3日目の議論が水の泡になってしまうこと、このような原因を招いたことの一因に、しっかりリサーチの道筋を示すことができなかった責任があり、文言を通すことでしっかり振り返りたいという思いからこの不備を修正することとしました。¹¹

AM 交渉については、文言を若干弱めることで中間国の票取りを行おうとする AA 諸国と、DR の内容を骨抜きにすることを目的としたフランス共同体諸国が主に AM を作成し、交渉を行っていました。結果的に1つの動詞を弱めたモロッコら5か国による Friendly AM とアッパーボルタら4か国が提出したキラ－AM が提出されました。

最終的な採択会合においては、キラ－AM が反対多数で否決されたうえで、Friendly AM が反映された最終決議案に関しても賛成 17・反対 9・棄権 1 という 1 票差で否決されることとなりました。その後、今回の会議で十分な議論がなされていなかったことを批判する WP や国連管理下の国民投票実施を強く要求する解釈 WP など計 5 本ほどの WP が提出され、会議は幕を閉じました。

この決議案が一本も採択されなかったという事態は会議以降の国際社会に以下のような影響をもたらすことが考えられるでしょう。

まず、アルジェリア情勢自体については、フランスのド・ゴール大統領による独立に向けた手続きが徐々に進められていくとは考えられますが、国連が何も情勢について対応していないことによる国際社会からの圧力の低下などによって、独立までのプロセスの進度の低下や独立に反対するピエノワールの勢力拡大を招く可能性があります。結果的に、アルジェリアの独立までの道のりが遠のいたという評価ができるかと考えています。

次に、国際社会に与える影響について考えてみたいと思います。アルジェリアに対して国連が関与を行う決議案が否決されたことによって、同様に植民地を持つ国々、とりわけ自国の植民地を海外県と称しているポルトガルなどは大きな利を得たと言えるでしょう。国連が独立に向けた関与を行うことが否決されたことは、自国の権益を維持するための正当化を行う材料を植民地保持国に与える結果になったのではないかと考えます。

3. 会議総括・課題

今会議において、「自分で考え、自分で行動する。」ということを参加者の多くが議場で実践しており、会議を作成している身としては非常に嬉しく感じました。一方で、自らのプレ

¹¹ この強制措置の勧告を含みうる文言というのは決議案の主文 5 項に該当します。この項には「アルジェリア人民が、自らの将来を自由に決定するよう、国連の監督の下に、アルジェリアにおいて、公正な国民投票を実施することを要請する(Urges)」という文言が記載されていましたが、対応する前文(平和に対する脅威であることを認める文言等)が存在しませんでした。なお、その後主文 5 項の文言が「アルジェリア人民が、自らの将来を自由に決定するよう、**国連の援助の下に**、アルジェリアにおいて、公正な国民投票を実施することを要求する(Urges)」という総会決議 377A に基づく勧告であるかどうか怪しいグレーな内容の主文に弱められました。

ゼンスや目先の利益を追求しがちであったり、相手がどのような意図を持って行動しているかを読み取ることができずに議場が紛糾したりする場面も見られました。個人的には、今回の会議の議論の質については非常に高いものであるとはいえないものではあったかもしれませんが、会議行動の良かった点と改善点がはっきりとわかり、今後の成長につなげやすい会議になったと感じています。

フロントとしても何点か大きな反省点があったのではないかと考えています。まず、今回の議場において新旧メンが多かったことを踏まえて、参加者に対してしっかりリサーチの道筋を示すことが必要であったように感じています。今回の会議では「自分で考えること」を重視するサポートを行っていましたが、参加者が暗中模索の状態になってしまうことに対してはそれを回避できるような手だてを増やすことが必要だったと考えています。初対面の人も多い全国大会という場でどのように参加者とコミュニケーションを取って会議準備をサポートすればよいのかを念入りに考えたうえでサポート体制を用意する必要性を痛感しました。

また、会議設計面については、脚注で指摘した DR 未公開状態による AM 交渉が困難になる事態の他、一本の DR から複数の AM が出た場合、どのように反映させていくかについても議場に混乱が見られる結果となりました。どのような議論や交渉が展開されるかについて想定しうるパターンを出し切ることの重要性を痛感しました。

最後に、当会議のフロント並びに参加して下さった方々、事務局の方々、関西大会に関わって下さった全ての方々に対して最大限の感謝の意を表します。ありがとうございました。

4. 資料等

<採択された論点案>

【採択された論点】

大論点 1：アルジェリア問題の性格

中論点 1：アルジェリアの現状についての認識

中論点 2：自決権と解決の主体の課題

大論点 2：国際の平和と安全を維持するための問題解決の方法

中論点 1：アルジェリアの現状が国際社会にもたらす影響

中論点 2：国際社会がとりうる具体的な措置

<DR by Cyprus, India, Iran, UAR>

総会は、

アルジェリア問題が話し合われてきたことを想起し(Recalling),

平和的、民主的かつ公正な解決が、国連憲章の原則に従い、適当な手段を通じて見出されるであろうとの願望希望を総会が表明した 1957 年 2月15日の決議 1012 を想起し(Recalling),

さらに、憲章の目的と原則に一致した解決のため、予備会談を行い、かつ、その他の適当な手段が講じられるであろうとの願望を表明した 1957 年 12月10日の決議 1184 を想起し(Recalling),

決議 1184 に規定された予備会談が実現しなかったことを遺憾とし(Deploring),

憲章第 1 条 2 項を想起し、並びに 1960 年 12月14日に反対票なしで採択された総会決議 1514〔植民地独立付与宣言〕を想起し(Recalling),

第 13 回および第 14 回総会においても同問題が討議され、同問題が持つ影響力がますます高まっていることを想起し(Recalling),

アルジェリア問題の解決に際し、国連の関与なしにはもはやどのような措置も有効であるとはいえない現在の状況を懸念し(Disturbed),

アルジェリアでの武力行使を含む自決権行使の妨害があったことを深く懸念し、(Deeply noting with regret),

アルジェリアにおける敵対行為の継続を深く懸念し、(Deeply noting with regret),

アルジェリア問題の継続は複数の国にまたがって影響力を持ち、友好関係を害する恐れがあることを確信し(Convinced),

そのような情勢にもかかわらず、総会が問題解決に即時的で建設的な措置をとることができていない現状に深く憂慮し(Deeply Regretting),

即時かつ建設的な措置が、世界平和に関する緊急問題に関してとられるべきであることを総会が要請した 1960 年 10月17日の決議 1495 を想起し(Recalling),

アルジェリアにおいて、人民の基本的な人権を守る必要があることを認識し(Recognizing),

両当事者が、アルジェリア問題の解決を基礎として、自決の権利の行使を受諾した事実を認識し(Recognizing),

すべての従属人民の独立達成における決定的な役割を確認し(Affirming)

全ての人民は、完全な自由、主権の行使およびその国土の保全に対する不可譲の権利を有することを確信し(Convinced),

これまでのド・ゴールおよびアルジェリア問題の解決に尽力したすべての人々の努力を歓迎し(Welcoming),

アルジェリアにおける現在の事態は、国際の平和と安全に対する脅威を構成するものであると認識し(Recognizing),

1. 国連加盟国は全ての人民の自決権行使を妨げてはならないことを確認する(Affirms);

2. アルジェリア人民の自由な自決および植民地からの独立の権利を確認する (*Affirms*);
3. アルジェリアの統一および領土保全の尊重に基づく自決権の効果的かつ公正な実施を確保するため、適当かつ効果的な保証が望ましいことを確認する (*Affirms*);
4. さらに、国連が、この権利の効果的かつ公正な実施を保証する責任を有することを確認する (*Affirms*);
5. アルジェリア人民が、自らの将来を自由に決定するよう、国連の援助の下に、アルジェリアにおいて、公正な国民投票を実施することを要請する (*Urges*).

<AM.1 by Gabon, Laos, Senegal, Upper Volta>

前文 7 を以下に変更する

アルジェリア問題の解決に際し、国連の関与がアルジェリア問題解決へのあらゆる措置の有効性に一定の効果をもたらさうる現在の状況を確認し (*affirming*).

両当事者が、アルジェリア問題の解決を基礎として、自決の原則の尊重を受諾した事実注目し (*Noting*).

決議案の主文 1 を削除し、次の文に変更する。

アルジェリアにおける自決の原則の尊重を確認する (*Affirms*);

決議案の主文 3 を削除し、次の文に変更する。

アルジェリアの統一および領土保全の尊重に基づく自決の原則の効果的かつ構成な実施を確保するため、適当かつ効果的な保証が必要不可欠であることを認める (*Recognizes*);

決議案の主文 4 を削除し、次の文に変更する。

さらに、国連が、この原則の効果的かつ公正な実施に貢献する責任を有することを認める (*Recognizes*);

決議案の主文 5 を削除し、次の文に変更する。

紛争の両当事者に対し、前提条件を付さずあるいは制限を設けることなく、国際的保証を含めた、停戦ならびに自決に関する国民投票についての即時交渉の開始を推奨する (*Recommends*);

<AM. 2 by Morocco, Cyprus, India, Iran, UAR, Yugoslavia>

修正：

主文 5. アルジェリア人民が、同国の将来を自由に決定するよう、国連の援助のもとにアルジェリアにおいて、公正な国民投票を実施することを要求する(calls upon);

第 23 回関西大会 『植民地独立付与宣言』

会議監督：石田貴也・今村早也香

1. 会議概要・目的

会議概要は以下のとおり

①会議設定

- ・ 議題 植民地独立付与宣言
- ・ 設定議場 国際連合総会第 15 会期
- ・ 史実の成果文書 A/RES/1514(XV)
- ・ 設定日時 1960 年 11 月 28 日～12 月 14 日

①会議概要

【議題について】

本会議の議題は 1960 年の国連総会第 15 会期で採択された決議 1514 (VX)通称”植民地独立付与宣言”です。史実においては自決権が植民地諸国の宗主国からの独立の契機となった決議であり、国連決議の中でも一つの歴史の転換点となった決議です。

私たちがこの議題を選んだ理由は当会議のコンセプトである「・→ー～Connecting the Dots～」に合致する議題であったからです。私たちは議題選定において次の点を重視して選定を行いました。①議題難易度が平易であること②各国が主体的に動く必要のある議題であること③対立軸が単純でありながらも複数軸あることです。これらの観点から見たときに「植民地独立付与宣言」は十分に要素を満たすと判断しました。

【議場設定】

当会議は 2 つの議場を設けたうえで、それぞれ全く同じ論点設定、時間設定のもとで議論を行うという議場設定で会議を行いました。この設計にしたことは以下の理由によります。①原則シングルデリで会議を行うため②議場の国数を 20 カ国前後にするため。当会議は会議当日にデリ自身が主体的に考え、動くことを最も重視していたため、一人一人の議論の中に埋もれることを防ぐためにこのような設計としました。

【論点設定】

当会議はフロント設定の論点案に基づいて議論を行いました。議論議論を行わずに、フロント設定の論点案とした理由は、準備段階の初期から当日の議論内容及び構造を把握したうえで準備することによって、デリがインフォーマルの主張や反論を組み立てるのを容易にすると考えたからです。論点設定は以下の通りです。

- 大論点 1 自決について
 - 小論点 1 自決は原則か権利か
 - 小論点 2 自決とは何を指すのか
 - 小論点 3 自決と他国権益について
- 大論点 2 自決権の行使主体
- 大論点 3 植民地独立の時期について

この論点は、主張の根幹となりうるものから議論するという形を取りました。前半の論点で積み重ねた合意を、後半の論点で根拠として使うことが出来る構成です。前の論点と後ろの論点の繋がりが分かりやすいため、会議全体を通した主張の構成や戦略を立て易くしました。また一度形成を損ねると、逆転するのが難しい論点構成としたため、全ての論点で主張をしっかりと練る必要がありました。

③会議の目的

今回の会議における目的は“強いデリになるための一步を踏み出す”ということでした。

より具体的に言えば、フロントが強いデリの共通点である考えた“会議全体を見据えた一貫した会議行動”をできるようになるための一步を踏み出してほしいと考えていました。これをさらに細分化すると①会議本番を見据えたりサーチ②会議全体を見据えた会議戦略の策定③数手先を見据えた会議行動、以上 3 点をデリが出来るようになることを目指していました。この会議を通してこの 3 点が出来ればもちろん良いですが、少なくとも今後デリをやる上で、この 3 点を意識していくと良いということ、そして意識したうえで具体的にどうやっていくのかという部分に関してある程度フロントから一つの答えを提示することを目指していました。この会議を通して、一つのやり方を示したうえで、デリが今後の成長に向けた一つの指針を獲得してもらうことを期待していました。

またデリ自身が自分自身の力をしっかりと把握することも目的としていました。デリとして成長するためには自分自身の強みと弱みを把握することは必要不可欠です。そのため一人のデリとしての力が試されるシングルデリでの参加としました。

2. 会議の経過、成果文章について

①会議内容

【石田議場】

全体的な流れは演説→議論→交渉→投票となりました。

演説: 全体的なスピーチの概観としては出だしの UK のスピーチに加えて US もソ連の植民地主義解放の方針とハンガリー動乱等の東欧への抑圧とのダブルスタンダードを突き、ポルトガルのスピーチもインドのゴアに関する諸問題を述べて答弁権が行使されるなど、

主に西側諸国の挑発と東側諸国の応酬が目立つものでした。

議論：大論点 1、小論点 1 に関しては自決が原則であるか権利であるかというところの議論において主に国連憲章での記述、その後の総会決議、国際法の成立要件である一般慣行と国家実行が争点となりました。しかし、総会決議に関しても自決権の成立とする論調は見られず、総会決議の有効性に関しては西側諸国に大きく押されました。その後の議論も、総会決議などではなく実例ベースで AA 側が攻め立てた結果、終始西側に押されることとなりました。それ以外の論点では双方ともに認識の差異や隔たりが大きく、合意は生まれませんでした。AA・東側諸国は劣勢を打開できず、西側の優勢は目に見えて明らかでした。

交渉：AA 東側にとっては非常に苦しいムードの中、分断を避けるべく AA がまとまった状態で交渉に入る旨の合意を確定し、西側等の分断工作や東側のアピールに基づいた内容の引き上げを経て、AA 案を主軸とした決議案を 2 日目内に完成させました。しかし最終日の文言調整ではインフォーマルの合意をもとに AA 案の文言が次々と覆されることとなり、インフォーマルの劣勢が主に出るものとなりました。しかし、この中で逆に AA 側は西側最強硬派のポルトガルを分断する作戦に出て、なんとか許容可能な状態とどめる努力が行われていました。

結果：結果としてはユーゴスラビア案が投票にかけられ、西側強硬派の棄権がありながらも反対なく採択されました。結果的な文章の内容としては、史実よりも若干西側諸国に有利な文言となりました。詳しい内容として自決権の権利明記がなされたものの、権利に関しての内容は国際人権規約案よりも若干引き下がるものになりました。これに関しては、自決が権利であるという合意ができなかったことで、権利を入れる際のバーターで史実よりも引き下がることとなったと思われます。また基本的に従属下の人民という表現が植民地地域下の人民となったことで、すなわち信託統治地域、非自治地域、並びに委任統治下の地域へと対象が限定されました。また履行の問題では、要請にとどまりその履行を確認する措置もとられておらず、西側に有利な形と判断せざるを得ないでしょう。この史実との違いは、主に非公式討議での議論において、西側が有利に進めており、AA 諸国の交渉での奮闘をもつてしても及ばなかったことが原因とみられます。

【今村議場】

模擬国連は議長の議事進行によって行われる議論→交渉→投票の順に行われます。今会議はこの 3 つのフェーズに分けて解説をしていきます。

最初に議論に対する解説を加えます。議論はフロント論点案に沿って、一日目の午後から二日目まで行われました。総括すると、自決の性質に関しては根強い対立が見られました。自決の定義に関しては宗主国の間でも定義に相違が見られることが顕在化しました。翻っ

て残りの主要な論点である自決権の主体に関しては AA 諸国・東側諸国にとって有利な合意が積み重ねられました。

二つ目に交渉です。交渉は細かな部分では意見に相違がある AA 諸国が決議案を施政権国が棄権票を挙げた状態で可決させるという共通の目的実現のために、終始まとまった行動を見せました。翻って西側諸国は各国の細かな思惑の違いから一枚岩になるという動きはあまり見られず、AA 諸国案と個別で交渉することになり、西側諸国全体で AA 諸国に対抗することが困難になり、AA 諸国に有利な形で妥結しました。東側諸国は AA 諸国案へ自国の理念を反映させるために、AA 諸国の交渉に加わったり自国文書の支持集めを行ったりました。

最後に決議案に対する投票が行われました。決議案は最終的に AA 諸国案とソ連案が提出されました。反植民地主義や西側諸国批判を含んだソ連案は反対多数で否決されることになりました。そして AA 諸国案は当初 AA が目指していた西側の棄権をもって可決するという目標を達成し、コンセンサスで採択されました。

今回採択された AA 案には強い植民地主義批判が含まれたこと、自決が権利として認められたこと、施政権国が従属地域に対して自らの政府の形態を決定する機会を与えることが求められたこと、決議履行を確認する委員会の設置が決定したことなど、植民地独立の国際的機運を反映したものになりました。

②成果文書

[成果文書](#) (Google Document)

3. 会議総括・課題

会議評価

【石田議場】(石田)

私たちフロントは今までの模擬国連会議で、議論の内容を踏まえずに交渉だけを使って決議案を作成しようとする傾向、つまり議論を無意味化するような行動に対して問題意識を覚えていました。それを契機に、「・→ - ~Connecting the Dots ~」というコンセプトを掲げ、目的意識を持ち議論と交渉の断絶をなくした行動をデリに求めてきました。今回の議場では、合意提案を使用したうえで交渉においてそれを活用することができていたと考えます。特に AA 案を西側へ提示した時には西側諸国がこの飛躍をしっかりとつき、非常に納得できる結論にしようとしていました。西側諸国だけでなく、双方に議論の結果という認識を踏まえた行動ができていたことは評価をしたいと思います。課題としては、全ての基礎になりうる非公式討議において、特に相手の根拠を突く反論が少なかったことにあります。これに関する原因としては二つ上げられ、まずは準備段階で細かい議論想定や壁打ちを伴う詰めをしきれなかったこと、当日の議事進行に関してのデリへの理解が追い付いてい

なかったことがあげられます。議長も終始理解させるよう努めていましたが、これに加えて図示化も含め適切な対応をとるべきであったと考えます。

【今村議場】(今村)

会議評価を今村・石田会議のコンセプトである「 $\cdot \rightarrow - \sim$ Connecting the Dots \sim 」にそって行っています。コンセプトに込めた想いは先述の通りです。その実践は決して容易いものではありませんが、一部参加者はそれを意識した会議行動ができていたと評価することができると思います。その例として合意事項の使い方が挙げられます。本会議では議論の際に複数の合意事項が積み重ねられていきました。その積み重ねを次の論点の際に用いようと意識し、交渉でその合意事項を利用し交渉を行うなど議論を活かした交渉を行っていたとフロントは評価をしています。

最後に、コンセプトである「 $\cdot \rightarrow - \sim$ Connecting the Dots \sim 」の実現は決して容易いものではないことは疑いようがありませんが、Connecting the Dots をものにするにはどのような性質の会議でも武器になると考えています。会議監督としては、今回それを実践できた人もできなかった人も、これからの模擬国連会議で Connecting the Dots をどこか頭の片隅において、活かして頂ければと思います。

第 23 回関西大会 『キプロス情勢』

会議監督：木村駿太

- 目次
- 会議概要・目的
- 会議の経過、決議について
- 総括
- 付録 1-4

1. 会議概要・目的

キプロス情勢の概要

キプロス島はトルコの南側、シリアの西側に位置し、スエズにも近い。スエズ運河が通る以前からこの島は要衝として大国の関心をひいてきており、オスマン帝国、大英帝国など大国の支配下に置かれてきた。この島にはギリシャ系の住人とトルコ系の住人が暮らしており、1960 年には英国からの独立を果たした。しかし、ギリシャ系住民はギリシャへの帰属を求める(エノシス)という集団があり、結果的に 1964 年にギリシャ系が憲法の改定を行おうとしたことが発端となり、ギリシャ系、トルコ系コミュニティが衝突することとなった。結果的に諸外国の仲裁と平和維持軍の展開が行われ、これ自体は落ち着いたが両コミュニティは別れて暮らすことが多くなった。その 10 年後の 1974 年にギリシャの支援を得たエノシス派グループが、ある程度穏健であったキプロス政府にクーデターを引き起こすこととなった。これに対して海外の干渉、主権の尊重、領土の一体性などに関して安保理で議論されることとなったがトルコがトルコ系住民保護などを掲げてキプロス島に進軍したことで議論はさらに拡大していくこととなり、停戦の議論や軍の撤退に関して、キプロスの政治形態などの交渉までも行われたが各国の考えの違いは根深く、キプロスはいまだに国連が引いたグリーン・ラインと呼ばれる軍事境界線によって分断されており、住民もラインを挟んだ南側にギリシャ系が北側にトルコ系が分かれて暮らしている。現在、情勢は安定しており軍事衝突などは起きていませんが、いまだに問題の解決の糸口は見出せていない。

今会議の設計

今会議は 1974 年のキプロス情勢の開始日である、7 月 15 日のクーデターを受けて、開かれた安保理の最初の日である同月 16 日を始まりとして設定した。また、40 分を議論時間とし、この中で 2 日間が経過、さらに 15 分を自国内調整、フロント内調整を目的とするクールタイムとし、計 55 分を 1 タームとして設定した。

他に今回は当時の理事国¹²と当時オブザーバー¹³として参加していた国もデリとして参加した。また、ギリシャ、キプロスクーデター政権(以降 Sampson 政権)、トルコ系住民、国連¹⁴をフロントアクターとして設置した。

今回の議場は国際連合安全保障理事会の議場とそれ以外の個別外交が可能な議場を設置した。安保理に1カ国一人でも参加していればあとは、個別外交可能な議場で自由に交渉を行っていいというルールとしていた。

目的

今会議の目的は自国の望むべき方向性に向けて、発生する「危機」に対して国益達成のために場面場面での最適な行動を常に考え続け、「決定」していく力をつけるための体験を提供することであった。それはコンセプト¹⁵にも示した通りである。そして、このような力は、決してクライシス会議においてのみ求められるものではなく、一般的な会議においても必要不可欠なものである。その意味で、状況に合わせた自国にとっての最適行動の決定およびアウトプットが短いスパンで求められるクライシス会議は、それらの力を養う上で、有用なものと考えており、そのような機会を僭越ながら提供したいと思い、今年に関西大会においてクライシス会議たるキプロス情勢会議を作成することを決めた。

また、議題としてキプロス情勢を選択した理由は2つある。

キプロス情勢では国際の平和と安全に主要な責任を負っている安保理と当事国である国が参加する。このなかで当事国ではない、キプロスに直接的な国益を有していない国はそれぞれの持っている外交関係や価値観を元にまた理事国の1カ国として行動することが求められる。また安保理は当事国に比べて情勢を大きく動かすことは難しいことから、如何に困難を乗り越え安保理が本来果たすべき役割を果たせるかということを考えて行動し、その存在意義を示すことになる。

また当事国は自国の背負った国益を達成するために軍事を含んだ行動、安保理を含んだ外交を展開し、情勢を直接的に動かして行かなくてはならない。

¹² 理事国は以下の通り、Australia, Austria, BSSR, China, Costa-Rica, France, Indonesia, Iraq, Kenya, Mauritania, Peru, USSR, UK, Cameroon, USA。

¹³ オブザーバーとして参加していた国は以下の通り、Cyprus, Turkey, Greece(フロントアクター)。

¹⁴ 国連はさらに詳細に分けると事務総長、国連キプロス特別代表、国連キプロス平和維持軍司令官。

¹⁵ ここでホームページに掲載した当会議のコンセプトとその説明を抜粋しておく。

コンセプト「κρίσις」

一般的な会議の結果は、基本的に会議の最後の時に決議等が採択された(もしくはされない)あとにわかることが多い。しかし、実際の社会は本来的には続いていくものであり、好む、好まざるに関係なく現実が突きつけられることとなる。「危機」と「決定」によって構成されているのがクライシス会議の醍醐味の一つである。

私たちとしてはこれらのことを通して結果を常に意識するということ、そして自国または議場の動きがどのように行動するべきなのかを適宜見直し続けることをしていただきたいと考え、「危機」と「決定」両方の意味を持ち、かつクライシス会議という当会議の特性も併せ持つ「κρίσις」とした。

以上のそれぞれの立場が複雑に絡み合う中でそれぞれの国益を追求することを目指して欲しいと考えた。ここからそれぞれのデリ諸氏には死活的国益の追求と立場や価値からその情勢を判断して最適な行動を取ることを学ぶことができると考えた。

もう一つの理由は、いまだに続くキプロスの問題を当時の複雑な関係性の中で如何にしてたどり着いたのか、またそれ以外の道がありえないのかを追求してもらいたかったためである。

2. 会議の経過、決議について

会議の経過

会議の情勢そのものの詳しい時系列の流れは、「情勢の流れ」の表を参照していただきたい。

ここからは簡単な会議の流れをまとめていく。

会議の冒頭は、事務総長がキプロスにおけるクーデターと島内の情勢を報告した。その後各国はクーデター政権の正当性について議論を行った。代表権の問題などがでたものの、基本的にギリシャ以外の参加国は、基本的に Sampson 政権を認めない方向となった。しかし、史実との大きな違いとして、第3ターム、7月20日にトルコが軍事介入したが、本会議において、トルコは軍事介入をこの段階で行うことはなかった。また早い段階から安保理内で介入についての懸念が表出したがこれに関しては未来視点が一定程度反映されていたと言える。またいくつかの決議が採択されたが、大きな点としてあるのは、ギリシャの交渉の結果、決議354で友好関係原則宣言が引用されたことであろう。これはキプロスの国の仕組みや外交関係を規律する保証条約¹⁶の合併や経済合同の禁止の部分を弱めるないし、暗にそれを否定することになりえたという点で非常に大きなものであったと言えるであろう。

また、キプロスのクーデターに関して調査団を派遣し、ギリシャによる関与があったのか明らかにしようという意見が安保理において提起され、決議356として採択された。しかし、内政干渉があったかどうかの調査を国連が行ったことは過去になく、さらにこれは Sampson 政権の協力が必要不可欠であり、その意味でさらに実効性が怪しいと言わざるを得ない。また、如何にして内政干渉があったのかを証明するのかといった点も疑問であり、以上のことを踏まえると、この内政干渉の調査団は良かったとは評価できないであろう。

軍事介入が行われない中、キプロス島内の情勢はほぼ沈静化し、軍事衝突は発生しない状態になった。この状態で、ギリシャは Sampson 政権をキプロスの政府として承認した。安保理では Sampson 政権を承認しないことを求める決議案の議論が行われることとなった。

そんな中、8月2日、史実とは異なりイギリスが参加する形で土英の空軍が制空戦闘のためキプロス上空に展開、これを受け、Sampson 政権軍は英海軍の領空侵犯機に対して国際

¹⁶ キプロス、トルコ、ギリシャ、イギリスの4カ国によって結ばれた条約。

民間航空条約に基づく威嚇射撃を行った。これに対して、迎撃であると誤認した土英の空軍が対地攻撃をおこなった。これによりキプロスにおいて、土英対 Sampson 政権・ギリシャの戦いが幕を開けることとなった。この軍事介入はキプロス政権の承認を受けて行われたことになっていたが、最初はこの承認は明らかにされずに安理会で追求されてから承認を行った事実を認めた。

この攻撃は唐突に発生したため、トルコ系住民の武装組織であるトルコ抵抗軍と Sampson 政権軍の監視を行っていた国連キプロス平和維持軍部隊が巻き込まれることとなった。英国からの攻撃を受けたため、それまで触れてこなかったキプロス内の英国主権基地領域に対し、Sampson 政権軍が侵攻した。また、全土における Sampson 政権軍対トルコ抵抗軍戦闘も激化し、特に首都ニコシアでの戦闘は文民の避難なしに両陣営の最大勢力が陣地を引き、複数回衝突した。トルコ軍もトルコ系住民が確保しているキプロス島北部の街、キレニアにトルコ軍が上陸を開始したものの、Sampson 政権軍もキレニア方面に進軍し、大激戦をくりひろげることとなった。これらの戦闘において Sampson 政権軍にギリシャは地上・空軍の支援を与え、共同して軍事行動をとっていた。

またキプロスでの戦闘が始まったあと、その前から議論されていた Sampson 政権不承認を求める決議 357 が採択された。この決議に関して、議論はあるであろうが採択したタイミングとしては良いとは言えないと考えている。その理由としてはこれが軍事介入を暗に是認する決議となるかと言えば慣行上そうではないであろうこと、また軍事介入が始まってすぐに採択にかけられたことによって懸念を持つ国々がこの決議に対して棄権を行ったことで国際社会は Sampson 政権を認めていないという共通見解を示すには十分といえない状態となってしまったこと、最後に場合によってはこの決議が採択要件の 9 理事国の賛成を割る可能性があったことなどがある。介入が全体として遅れた以上、不承認決議やキプロス政権による介入の承認といった正当化のための前準備を全て済ませ、その正当性を高めてから介入を行うという方がまだその正当性を高められたように思う。

また、介入の枠組みの問題点として挙げられるのは果たして実質的に国内の統制権を失った状態の正当政権を名乗る主体ないし自国が認める主体から介入の要請や承認があった場合に軍事介入を行って良いのかという点がある。この点は多くの国にとって問題となるであろうし、場合によっては悪しき前例ともなるであろう。

その後は停戦を求める決議案¹⁷が NAM 諸国を中心に作成され、採決にかけられたが、UK が No をあげたため、この決議は採択することができなかった。

また、国連キプロス平和維持軍¹⁸に大きな被害がでていることが明らかとなると、PKO 部隊の撤退が議論の大きな焦点となっていった。そのために期限付き停戦の決議案が提出され、これは採択されたものの、採用が採択後 96 時間とされていたためにこの期間中に PKO

¹⁷ 付録-否決された決議案 DR.6 参照

¹⁸ 当時の人員抛出国は以下の通り、オーストリア、オーストラリア、カナダ、デンマーク、フィンランド、アイルランド、スウェーデン、イギリス。

部隊を撤退させることは極めて難しいとの事務総長の見解が示されたことで再考されることとなった。安保理での議論や当事国での議論の結果、ギリシャが求める停戦期間中の「PKO 部隊の移動を除き、部隊の移動や軍需物資の運送を含む、キプロスにおける情勢を悪化させる一切の行動を慎むよう全ての関係当事者に要請」が盛り込まれた結果当事者間での合意も成立し、S/RES/359 が採択された。これを受けて交戦主体である、トルコ、イギリス、トルコ抵抗軍、ギリシャ、 Sampson 政権軍は期限付き停戦を受諾し、停戦にいった。

その後は停戦を持続的なものとするを主眼とした議論が安保理、そして当事者会合においても行われることとなった。

最終的には無期限停戦が当事者間においても合意され、決議 361 でも、期限を区切らない形での停戦を意図し、要請する決議が採択されることとなった。このタイミングで会議は終了となった。

最終的にキプロスは Sampson 政権がその大部分を領有し、北西部から北部の海側の一部をトルコ系住民が持ち、外交的にはいまだにキプロス政権(マカリオス政権)がその正当性を有しているという形に落ち着いた。まだ停戦ラインは正確には定められなかったがおおよそこの形に準拠してひかれる可能性が高いであろう。島をおおよそ 3:7 で分割した史実とは大きく異なるものと言える。

最後に会議中に算出された戦闘での損害を記す。

あくまでキプロス人だけでなくギリシャ軍やトルコ軍、イギリス軍を含むものである。

【各方面の損害】 キプロス島周辺のみ

トルコ軍&トルコ系

戦闘員 25,000 戦死 4 個飛行隊(戦闘機:80~100 機)戦闘不能 or 撃破 揚陸艇 1~20 沈没

ギリシャ系&ギリシャ軍

戦闘員 20,000 戦死 1 個戦車中隊(20 両)無力化 沿岸防衛設備壊滅 3 個飛行小隊(戦闘機 12~15 機)戦闘不能

イギリス系 戦闘員 500~4,000 戦死 空母中破 1 揚陸艦艇撃沈 1 5 個飛行隊鹵獲(戦闘機 2 個:40 機 爆撃機 1 個:20 機 輸送機 1 個:15 機 ヘリ 1 個:15 機) 2 主権領域喪失

民間人・民用 物損害多数

PKO 部隊 部隊員 200 以上

その他

ここにおいては上記では触れていないが情勢に大きく影響した会議の話、また、上では触れなかった評価をしておく。

史実においてはギリシャの軍事政権は総動員を発令したものの軍部の腐敗によって総動員体制を敷くことができず、逆に軍部、及び軍事政権に対する反感が高まり、最終的には軍の一部が離反し、首脳部に辞任、ないし更迭をもとめ、カラマンリス元首相を戻す人事を行ったことで民政に移管されることとなった。しかし、今回の場合、ギリシャがキプロスを政権と認め、その防衛に早い段階で部隊を派遣していたこと、トルコが安保理の公式発言で軍事介入の意図を明確化したこと、エーゲ海でトルコが規模の大きい演習をおこなったなど複数の要因が絡み合ったことでトルコと直接戦闘状態に至る、またはトルコがギリシャ本土を直接攻撃する危機が高まっている状況下において、軍部は離反するという行動を取ることはなく、ギリシャ国内も反トルコという方向で一致することとなり、総動員体制への移管は極めて不十分とはなったものの、とりあえずの腐敗による崩壊は避けるということとなった。

この結果から本来後ろ盾を失い、崩壊することとなったサンプソン政権を崩壊することはなく継続することとなったのである。

次に PKO の話であるが、今回 PKO 部隊は大きな犠牲を出すこととなった。その流れは以下のようなものである。衝突は起きていないもののギリシャ系、トルコ系双方で動員が行われるなど軍事的緊張そのものは高まっていたためにその関し、場合によっては自制を求めるためにその活動を強化していた。そんな最中、警告もなく突如、空対地攻撃が行われたためにこの攻撃に多くの PKO 部隊が巻き込まれた、それからキプロス全土でも戦闘状態が発生したことでさらに死傷者が増加、全土が突如戦闘状態に至ったために PKO はその指揮能力を大幅に低下させることとなった。以上のような理由から死者 200 名以上という大きな犠牲を払うこととなったのである。

PKO の今後は明るいとは言えないであろう。まず PKO が紛争を止めることができなかったという点、さらには PKO の存在が無視される形で大規模な戦闘が起きたことで多くの PKO 部隊が犠牲になったことから今後多くの国が PKO に人員を拠出することを躊躇する可能性は高い。そういった意味でこの世界における平和維持活動は大きな岐路に立たされたと言えるであろう。

3. 総括

他のどのような模擬国連会議にも求められることであるが、クライシス会議において特に自国の国益をしっかりと見定めることである。会議で情勢が動いていくからこそ自国の国益と向き合いながら、その場で戦略を練り直していく必要があるのである。また自国としてそれが常に正しい行動なのかを見直していく必要があるであろう。そういった意味で事前に国益をしっかりと定めその軸にしたがって会議行動をとっていくことが重要である。

これは基本的ではあるが実際に動く情勢に晒されると難しいことである。今回それを果たせる国もあり、その国は実に素晴らしい会議行動をとっていたが、なかなかこれを定めることまた、揺るがないことが難しかったと思われる国も見受けられた。この点では今後いかにして、会議を行う上での基本となる国益、国家の軸の確立を会議準備の段階で作りその対応能力を高めていくのかは課題である。

またこれもどの会議においても同様であるが未来を見ているから知っている情報をいかにそぎ落とし、その当時の自国の目線で動く必要がある。今会議でも未来の情報が入ってそれを元に行動しているように見える国もいたことから、やはり会議前に情報を頭にいれ、戦略を練る過程でその戦略は未来の情報を念頭にして、その時の知り得ない情報から考え、先回りをしていないかを検討しておく必要があるであろう。

また、事前に準備したことを実行していくことの大切さも改めて示す結果となった。

事前に定めた戦略・戦術を情勢に合わせることを前提として、そのタイミングや要件を見だし、情勢と適合していると合理的に判断される場合は躊躇なく実行していくことがやはり重要なのである。

また、議場認識を正確に知覚できているかという点もそれぞれの国の行動を大きく左右した。

本会議は多くの点で会議準備とその実行というところが大きく結果を左右したように見受けられる。事前に確固たる軸を定めること、また、事前に定めた戦略・戦術を情勢に合わせてながら躊躇なく実施すること、以上のどの会議にも共通している基礎の重要性があらためて認識されるものであった。

反省としては多くのメンターや資料を通してサポートしていったものの、やはり事前の準備において修正できる点や導ける点が会議後から見るとあったのではないかとこのころが散見された。メンターやタスクを通してどのようにそれぞれが異なるデリを導いていくのかないしどこまで介入していくのかは今後の検討点である。また事前準備の段階でうまくできていても、実際に議場でそれを実行することができていない状態に対して、フロントが果たしてどのようにそれを事前、会議中に導くかも課題であると感じた。

また、もう一点として、どこまでの細部への指示を許容するかも反省と今後の検討課題であると感じている。今会議ではコマンドなどにおいて細かく指示しようと考えればデリがいくらでもこだわられるようにしていた。だが、そこに細かい指示をせずにやりたい目標等を設定する指示だけでもフロントがそれを受けて合理的範囲内で処理するという方式をとっていた。しかし、できることの幅が広いと逆に細かい指示を出し、それが合理的とは言えない行動をコマンドとして出す場合があった。このため、目的達成のためにコマンドを打ったはずが逆にその合理的ではない詳細な指示がその目標を邪魔する、ないし失敗を招くこととなるということがあった。コマンドの使用、またフリーハンドの幅をどうするのが良いのかはやはり検討していくべきであろう。しかし、狭めれば良いのかと言えば、国家としての行動が逆に制限されすぎる可能性がある。今回はそのために詳細を自ら決めたい人は決

められるように、そうでない人や不安がある人は目標や方向性を定めるだけでフロントが調整するようにしたわけである。しかし、これもうまく機能したとは言えない。調整は難しいと感じているが、今後もどのようにデリの自由な裁量が可能としながらも、その分野に詳しくなくとも目的に沿った合理的なコマンドの行使ができる設定とするのかを検討していくべきであると感じている。

よかったこととしては、目まぐるしく変化する情勢に対して、懸命に対処しようとする各国大使の努力がみられたことであろう。いくつもの絶望的な状況の中、最後まで投げやりにならずに、諦めずに情勢に向き合い、様々な策を巡らしていた。このことはどのような状況でも対応していく必要があるという、実際の外交と同様に動いていたのではないか。

また、いくつかの国は情勢や議場の動きをしっかりと認識した上でその認識に基づき、いくつもの策を巡らし、かつ次善の策を準備して行動し、自国の軸に沿った行動をとっていたことも素晴らしかったと感じている。

偉そうなことを書いているものの私自身も自国の軸を明確に定められずに去年の関西のコソボで失敗し、全日の友好においても目の前の魅力的な状況につられて、自国らしくない行動を取るといった失敗を重ねてきた。これはなかなか困難なものである。しかし、模擬国連という活動を継続する上では自国の軸と国益に沿った適宜の会議行動は追求をつづける必要があるであろう。今会議がそれを追求する上での一助になれば幸いである。

ANNEX-キプロス情勢のクライシス会議作成について

キプロス会議をクライシス会議として作成してわかったのは、フロントが実に多忙であるということであった。ギリシャやサンプソン政権をフロントアクターとしたのは会議の最中に本来であれば体制が転換するためそれを模擬することはデリにとってはハードルが極めて高いと考えたためである。この部分でもフロントのキャパを圧迫していたが、軍事的な情勢の流れも早く、ドラスティックであるために、この部分の処理でもフロントのキャパを圧迫した。また各アクターはかなりの手練の人物を呼ばなくては会議の軸も崩れることから、その人材確保も難題な部分がある。そういった意味でキプロス情勢をクライシス会議として作るのは難易度が高めであり、人材を確実に確保し、かつキャパに余裕を持たせなくては崩壊し得るといふ難しさがある。今回はフロント各人の働きによって会議設計の崩壊や脱線を避けることができた。もし今後作る人がいればであるが、その側面を考えて余裕を持ってフロントを集めることを推奨する。

付録1-情勢大まかな流れ

ターム数	月日	大まかな情勢
1	7/16-7/17	・事務総長によるクーデターを含めたキプロスの状況報告
2	7/18-7/19	・キプロスで組織的でない散発的な戦闘が継続。しかし、縮小傾向。
3	7/20-7/21	・キプロスでの戦闘がほぼ収束。国内の情勢沈静化 ・S/RES/353 が採択。 ・保証国会合決裂。
4	7/22-7/23	・S/RES/354 採択。
5	7/24-7/25	・トルコ抵抗軍及び Sampson 政権軍、それぞれ 10,000 人の増派。
6	7/26-7/27	・S/RES/355 採択。 ・米英マカリオス会談。
7	7/28-7/29	・S/RES/356 採択。 ・トルコ、安保理公式発言において介入の意図を明言。
8	7/30-7/31	・ギリシャ政府が Sampson 政権をキプロスの政権として承認。
9	8/1-8/2	・トルコ・英国空軍がキプロスに展開、Sampson 政権軍と戦闘を開始。 ・Sampson 政権軍、英国主権基地領域へ侵攻開始。 ・トルコ抵抗軍、PKF の保護を表明。 ・ギリシャ、NATO 軍事部門脱退。
10	8/3-8/4	・英国主権基地領域のアクロティリ陥落。 ・トルコ抵抗軍と Sampson 政権軍の間で戦闘開始。 ・キプロス首都ニコシアにおいて戦闘。
11	8/5-8/6	・英国主権基地領域のデケリア陥落。 ・トルコ軍、キプロス北部の都市キレニアに上陸開始。 ・S/RES/357 採択。
12	8/7-8/8	・ギリシャ、NATO 政治部門から脱退。

		・キレニア市でトルコ抵抗軍及びトルコ軍と Sampson 政権軍との間で大規模な戦闘。(以降断続的に発生)
13	8/9-8/10	・ S/RES/358 採択。
14	8/11-8/12	
15	8/13-8/14	・ S/RES/359 採択。
16	8/15-8/16	・ 期限付き停戦 ・ PKO 部隊の撤退を開始。
17	8/17-8/18	・ S/RES/360 採択。
18	8/19-8/20	
19	8/21-8/22	・ S/RES/361 採択。 ・ 当事国が無期限の停戦に合意。

付録 2 -採択された決議

<p>S/RES/353</p> <p>安全保障理事会は(The Security Council), 現在の会合でキプロス島の更なる発展を検討し(Having considered), キプロス島内の暴力行為の発生及び流血を深く遺憾に思い(Deeply regretting), 国際連合憲章第 24 条に基づく国際平和及び安全の維持に対する主要な責任を意識し (Conscious), 国際的な合意によって確立され保証されたキプロス共和国の憲法上の構造を回復する 必要性について、同様に懸念し(Equally concerned),</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. すべての国に対し、キプロスの主権、独立、領土一体性を尊重するよう要求する (Calls upon); 2. キプロスの国連平和維持軍がその任務を遂行できるよう、全面的に協力するようすべての関係者に要求する(Calls upon); 3. 現在の戦闘のすべての当事者に対し、すべての発砲及び状況をさらに悪化させる可能性のあるいかなる行動の中止並びに最大限の自制を要求する(Calls upon); 4.ギリシャ、トルコ及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国に対し、この地

域の平和の回復及びキプロスの立憲政治のために遅滞なく交渉に入ることを求め、事務総長に情報を提供することを要求する(Calls upon).

S/REV/354

安全保障理事会は(The Security Council),
第 1779 回会合において、キプロスにおける最近の進展に関する事務総長の報告を検討し(Having considered), 国連憲章の 2 条 4 項を想起し(Recalling),
植民地独立付与宣言の 6 項を想起し(Recalling),
友好関係原則宣言の第 5 原則 7 項を想起し(Recalling),
現在のキプロス国内で発生している出来事の継続が、キプロスの平和と安全の維持を危うくする虞があると強調し(Emphasizing),
キプロス島内で暴力が発生したことを深く遺憾に思い(Deeply deploring),
国連憲章に基づき、友好関係原則宣言において表明された不干渉原則に留意した形で、国際的な合意によって確立され保証されたキプロス共和国の憲法上の構造を回復する必要性について、同様に懸念し(deploring),
1964 年 3 月 4 日の決議 186(1964)及びこの件に関するそれ以降の決議を想起し(Recalling),
国際連合憲章 24 条に則り、国際の平和と安全を維持するための主要な責任を自覚する必要があると強調し(Emphasizing),
1. すべての国に対して、キプロスの主権、独立及び領土保全、キプロス憲法に基づき正当な手続きによって選出された代表を尊重するように要請し(Urges);
2. 前項に反するあらゆる行為を慎むように要求し(Demands);
3. すべての関係国に対して、平和的解決のために対話を用いることを要請し(Urges);
4. すべての国に対して、武力による解決を慎むように要求し(Demands);
5. ギリシャ、トルコ及びグレートブリテン及び北アイルランドの連合王国に対し、この地域の平和の回復及びキプロスの立憲政治のために遅滞なく交渉に入ることを求め、事務総長に情報を提供することを要請し(Urges);
6. 現在の戦闘のすべての当事者に対し、第一段階として、すべての発砲を停止するよう求めるとともに、すべての国に対し、最大限の自制を行使し、事態をさらに悪化させる可能性のあるいかなる行動も慎むよう要請し(Urges);
7. 事務総長に対し、キプロス内の状況を常時監視下に置き、平和的状況の早期回復を確保するための更なる措置を採用することを目的として、安全保障理事会に適宜報告するよう要請する(Urges).

S/RES/355

安全保障理事会は(The Security Council),

1974年7月21日の決議353及び1974年7月22日の決議354を再確認し,

1. 現在の情勢の全ての当事者に対し、上記の決議を完全に履行することを要請する(Urges);

2. ギリシャ、トルコ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国に対し、キプロス地域の原状回復のための交渉を速やかに再開することを要請し(Urges), またその経過については事務総長及び安全保障理事会に適宜情報を提供すること要求する(Calls upon).

S/RES/356

保障理事会は(The Security Council),

国際社会において指摘されている、7月15日のキプロスにおけるクーデターが内政干渉であった可能性を憂慮し(Regretting),

上記について調査が必要であることを強調し(Emphasizing),

調査団の任務遂行が危ぶまれる可能性があることを懸念し(Noting with regret),

1. 加盟国に対し、調査団の編成に協力することを要請する(Requests);

2. 調査団の人員を派遣する国の選定、人員数または護衛の有無などの詳細について、安全保障理事会において積極的な議論をすることを決定する(Decides):

S/RES/357

安全保障理事会は(The Security Council),

1974年7月21日付決議第353号を再確認し(Reaffirming),

キプロス共和国の主権、独立及び領土保全を尊重し、またそれを回復する必要性を強調し(Emphasizing),

グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国、ギリシャ、トルコ、キプロス保証条約第2条に定められた、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国、ギリシャ、トルコ共和国の義務を再確認し(Reaffirming),

1974年7月18日の安全保障理事会に対する事務総長報告を再確認し(Reaffirming),

国際的な合意によって確立され保証されたキプロス共和国の憲法上の構造を回復する必要性について懸念し(Disturbed),

1. キプロス共和国におけるクーデターへの非難を決定する(Decides to condemn);
2. あらゆる国家に対し、この違法なクーデター体制を承認しないことを要請し、この違法体制へ支援提供を行わないことを要請する(Calls upon);
3. 保証条約に示されるトルコ、ギリシャ、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国がキプロスにおける原状回復に向けた交渉に向けた努力を改めて要求する(Requires).

S/RES/358

安全保障理事会は(The Security Council),

キプロスで現在も続いている軍事行動の直接の結果として、キプロスに駐留する国連平和維持部隊の要員に死傷者が増えていることに注意し(Noting);

キプロスに駐留する国連平和維持軍は、キプロス、トルコ、ギリシャの各政府の全面的な同意の下に駐留していることを想起し(Recalling);

1. キプロスの国際連合平和維持部隊の隊員が死傷した可能性を強く懸念し(Strongly Concerns);
2. すべての関係者に対し、キプロスに駐留する国連平和維持軍の国際的地位を全面的に尊重するよう要求し(Demands);
3. すべての当事者に対し、キプロス島内において本決議の採択後 96 時間発砲を停止することを要請し(Demands);
4. 関係当事国に対し、この件に関して交わされた約束及び採択された決議の内容を、確固とした明確な方法で履行する意思を示すよう要求し(Demands);
5. 国連事務総長に対してあらゆる手段を使って事務総長を主導としてキプロスに駐留する国連平和維持軍の機能を一時停止することを要請し(Request);
6. 国連平和維持軍の構成員の地位と安全の保障がキプロスのすべての地域及びキプロスのすべての住民に重大な影響を及ぼすことを強調する(Emphasizes).

S/RES/359

安全保障理事会は(The Security Council),

キプロスで現在も続いている軍事行動の直接の結果として、キプロスに駐留する国連平和維持部隊の要因に死傷者が増えていることに注意し(Noting),

キプロスに駐留する国連平和維持軍は、キプロス、トルコ、ギリシャの各政府の全面的

な同意の下に駐留していることを想起する(Recalling),

1. キプロスの国際連合平和維持部隊の隊員が死傷した可能性を強く懸念し(Strongly concerns);
2. すべての当事者に対し、キプロスに駐留する国連平和維持軍の国際地位を全面的に尊重するよう要求し(Demands);
3. すべての当事者に対し、キプロス島内において国連事務総長が PKO 保護のための作戦を宣言した翌日の 0 時から、2 週間発砲を停止することを要請し(Demands);
4. 前項において定められた期間中、PKO 部隊の移動を除き、部隊の移動や軍需 物資の運送を含む、キプロスにおける情勢を悪化させる一切の行動を慎むよう全ての関係当事者に要請し(Demands)
5. 関係当事国に対し、この件に関して交わされた約束及び採択された決議の内容を、確固とした明確な方法で履行する意思を示すよう要求し(Demands);
6. 国連事務総長に対してあらゆる手段を使って事務総長を主導としてキプロスに 駐留する国連平和維持軍の機能を一時停止することを行うことを要請し(Requests);
7. 国連平和維持軍の構成員の地位と安全の保証がキプロスのすべての地域及びキプロスのすべての住民の重大な影響を及ぼすことを強調する(Emphasizes).

S/RES/360

安全保障理事会は(The Security Council),

国際連合憲章第 6 章を想起し(Recalling),

決議第 353 号 4 項の要求に基づき開始したギリシャ、トルコ及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国による交渉の結果を想起し(Recalling),

決議第 359 号により要請された停戦が現在履行されていることを歓迎し(Welcoming),

理事会での討議の内容に留意し(Noting),

停戦状態が受け入れられている間に和平に向けた交渉を遅滞なく開始する必要性が存在することを認識し(Recognizing),

また、その交渉が透明性を担保した上で行われるべきであることを留意し(Noting),

1. キプロス島におけるすべての当事者に対し、決議 359 号 3 項に基づく発 砲停止の終了後、さらに空白期間なく 2 週間発砲を停止することを要請する (Demands);
2. 前項において定められた期間中、PKO 部隊の移動を除き、部隊の移動や軍需 物資の運送を含む、キプロスにおける情勢を悪化させる一切の行動を慎むよう全ての関係 当事者に要請する(Demands);
3. 全ての関係当事者に対し、和平に向けた交渉を遅滞なく始めるよう要請し、さら にその経過については交渉に参加する加盟国によって事務総長及び安全保障理事会に 報

告することを要請する(Requests);

4. 事務総長に対して、前項が完全に履行されるために、必要であるあらゆる努力を払うことを要請する(Requests);

5. 関係当事国に対し、この件に関して交わされた約束及び採択された決議の内容を、確固とした明確な方法で履行する意思を示すよう要求する(Demands).

S/RES/361

安全保障理事会は(The Security Council),

国際連合憲章第 6 章を想起し(Recalling),

決議第 360 号の規定を想起し(Recalling),

決議第 359 号により要請された停戦が現在履行されていることを歓迎し(Welcoming),

理事会での討議の内容に留意し(Noting),

決議第 360 号に基づき開始された交渉の間、停戦状態を継続する必要性が存在することを認識し(Recognizing),

1. 現在のキプロス島におけるすべての当事者に対し、すべての発砲を停止することを要請する(Demands);

2. PKO 部隊の移動を除き、部隊の移動や殺傷兵器の運送を含む、キプロスにおける情勢を悪化させる一切の行動を慎むようすべての関係当事者に要請する (Demands);

3. すべての当事者に対し、和平に向けた交渉の継続を要請し、さらにその経過については交渉に参加する加盟国によって事務総長及び安全保障理事会に定期的に報告することを要請する(Requests);

4. 事務総長に対して、前項が完全に履行されるために、必要なあらゆる努力を払うことを要請する(Requests);

5. 関係当事国に対し、この件に関して交わされた約束及び採択された決議の内容を、確固とした明確な方法で履行する意思を示すよう要請する(Requests).

付録 3 - 否決された決議案

DR.6

安全保障理事会は(The Security Council),

安全保障理事会決議 186、並びにその後のこれまでのキプロスに関する決議を想起し

(Recalling),

キプロス島における武力攻撃並びに交戦状態の発生を深く遺憾し(Deeply deploring),

国際連合キプロス平和維持軍に被害が生じている現状を憂慮し(Regretting),

国際連合憲章 24 条を想起し(Recalling),

国際連合憲章 40 条を想起し(Recalling),

1. 全ての戦闘当事者に対し、キプロス島の住民、特にトルコ系住民を保護するための即時の停戦を要請する(Urges);

2. 全ての当事者に対し、国連キプロス平和維持軍の要員を保護するために取りうる可能な限りの措置を講じることを要請する(Requests);

3. 全ての当事者に対し、停戦のための交渉を遅滞なく開始することをさらに要請する(Urges);

4. 現在の戦闘に関与するあらゆる勢力に対し最大限の自制と情勢をさらに悪化させかねない行為の禁止を加えて要請する(Urges);

5. あらゆる国家に対しキプロスの主権・独立・領土保全の尊重をさらに要請する(Urges);

6. 全ての当事者に対し、キプロスにおける事態を悪化させないための暫定的措置を講じることを加えて要請する(Urges).

付録 4 - キプロスの会議後の領域図(Google map からフロントが作成)



赤がトルコ系、紫がサンプルソン政権が支配する領域、灰色は未確定または混在領域である。

第 23 回関西大会 『ジェノサイド条約案の検討』

会議監督：齋藤航太（駒場研究会老メン）

第 23 回模擬国連関西大会のジェノサイド会議の報告書です。なおこの報告は大会の後援・協賛者様向けの報告に加筆・修正を加えたものです。

1. 会議概要

議題	ジェノサイド条約案の検討 The consideration of the draft convention on genocide
設定議場	第 3 回国際連合総会 第 6 委員会 第 61 回会合～第 140 回会合
史実の成果文書	A/760
設定日時	1948/11/30

2. 会議概要

ジェノサイド条約は 1948 年に国連総会で採択された、ジェノサイドを防止し、処罰することを目的とした条約です。約 75 年前の条約ですが、今なお有効かつ普遍的な条約でありのちのローマ規程にもジェノサイドの定義が引き継がれるなど、現代にも大きな影響を与えています。

このように国際刑事法の黎明期の一文章としてみることも出来る本条約ですが、当時の起草過程を調べていくと別の顔が見えてきます。即ち当時の「ジェノサイド」に関する議論の集大成としての顔です。1946 年に国連で条約起草が始まって 2 年、ホロコーストから 3 年、「ジェノサイド」の言葉を生み出したラファエル・レムキンの視点からすれば 1920 年代からの 20 年以上にわたる長い議論のはてに条約や「ジェノサイド」概念やその処罰のための枠組みの青写真は大きな変遷を遂げていたのです。

当時の各国の思考を模倣・再考するという模擬国連の性質上、重要になるのは後者の顔です。そのため本会議では当時から議論が大きかった二つの論点を抽出しました。

一つ目は「文化的ジェノサイド」の条文の削除の是非です。現代において「ジェノサイド」は大量虐殺や強制不妊に結び付けられます。これはジェノサイド条約第二条による定義によるところが多いのですが、この条約にはもともとともうひとつ「文化的ジェノサイド」と呼ばれる行為について定めた第三条が存在していました。「文化的ジェノサイド」

とは集団（民族など）にとって重要な建造物の破壊、言語使用の制限による集団の破壊を指す言葉です。この「文化的ジェノサイド」は「集団の破壊」に重点を当てたレムキンにとっては重要なジェノサイドの側面でした。しかし大量虐殺と同列の扱いをすることや同化政策との兼ね合いが問題となり、史実では第三条は削除されてしまいました。

二つ目は「ジェノサイド犯罪者の処罰」についての条文です。史実条約の第六条部分について議論をおこないました。国内裁判所の管轄権の問題と国際裁判所の設置の問題が争点となっています。史実でも複雑な議論がおこなわれた部分です。史実では国内裁判所は属地主義という従来の方式を中心としつつ他の方式も排除しない、また国際裁判所は締約国の参加にさえ留保をつけるという曖昧な形で決着しました。

今回の模擬会議では争点ごとに異なった会議設計をおこないました。

「文化的ジェノサイド」条文については文言を固定として条文の削除のみを投票の対象としました。また削除派と削除反対派の国数をおおむね等しくすることで史実以上の緊迫感を与えることも目指しました。

「ジェノサイド犯罪者の処罰」は打って変わって微妙な文言を扱う会議設計となりました。国内裁判所の管轄権の問題では「属地主義」「(消極的/積極的)属人主義」「普遍主義」といった様々な方式のどれを、条文と議長声明のどちらで記載するのかという複雑かつ繊細な問題を扱いました。一方の国際裁判所については設置の是非を軸としつつも、管轄行使についての条件付けを許容することで踏み込んだ議論をおこなえる余地を残す形としました。

これらの論点により「ジェノサイド」概念そのものと、ジェノサイドの処罰のための枠組みといった条約の主要な論点について当時の視点からの考察をおこなえるようにしつつ、論点のつながりを意識し戦略を練る模擬国連のゲーム性の両立をはかりました。

また今会議では議論議論のため事前会合をおこないました。これにより本会合の時間を確保しつつ、メタ的な議論の進め方を戦略に落とし込めるようにしました。

議長草案

草案第3条（文化的ジェノサイド）

この条約では、ジェノサイドとは、国民的、人種的、民族的又は宗教的集団の、言語、宗教又は文化を全部または一部破壊する意図をもって行われた、いずれの行為をも意味する。

- (1) 集団の言語の日常会話又は学校での使用、又は集団の言語での出版物の印刷又は流通を禁止すること。

(2) 集団の図書館、博物館、学校、歴史的遺物、礼拝場又はそのたの文化的施設および物品を破壊し、又はその使用を禁止すること。

草案第7条（ジェノサイド犯罪者の処罰）

ジェノサイドまたは第4条に列挙された他の行為について訴えを提起されたものは、その行為が行われた領域の国の権限ある裁判所又は権限ある国際刑事裁判所により審理される。

条文案は次の翻訳をもとに作成

<https://worldjpn.net/documents/texts/mt/19481209.T1J.html>

備考：史実議長声明

「第六条前段は、ジェノサイド罪が行われた領域の属する国の義務について規定している。したがって、特にこれは、国外で行われた行為について自国民を自国の裁判所での審理に付す、いかなる国の権利にも影響しない」

議長声明出典：稲角光恵(1997)『ジェノサイド条約第六条の刑事裁判管轄権(二)完－同条約起草過程の議論を中心に－』(p.215)

3. 会議内容

会議は事前会合、「文化的ジェノサイド」条文の削除、「ジェノサイド犯罪者の処罰」についての条文の順で議論が進行しました。

「会議概要」でも触れました通り、この会議は議論議論から始まりました。事前の想定では「文化的ジェノサイド」の削除に関する投票のタイミングが争点になると予想していましたが、思いのほか投票は会議序盤に行くことで早々に決着がつかしました。代わりに、全体の討議で話し合う議題の名前や順番、具体的な条文を最初から持ち寄るのか方向性から進めるのかといった細かい内容が話し合いの中心となりました。結局、方向性についての話し合いのあとに詳細な交渉に入る方法で議論をおこなうことになりました。

会議当日はまず「文化的ジェノサイド」の条文を削除するべきか否かのモデが行われました。モデでは同時期の世界人権宣言で文化的な権利は保護されるのではないか、民族や宗教にとって文化的な要素がいかに重要であるかという内容についてかみ合った議論がおこなわれました。

しかしアンモデで問題となったのは「文化的ジェノサイド」概念そのものというよりも、この条文が条約の他の部分に与える影響についてでした。即ち、この条文を残してし

まうと米仏など「文化的ジェノサイド」概念に後ろ向きな国が条約そのものへの意欲を失い、後に控える「ジェノサイド犯罪の処罰」についての話し合いに悪影響を及ぼすのではないかという懸念が強く出てしまいました。この懸念が共有されたのは特に米の影響力が強かったことと、条文削除への反対派のその後の議論への見通しが不明瞭であったことが背景にあると推察されます。結果「文化的ジェノサイド」条文は僅差で削除という結果になりました。

その後は「ジェノサイド犯罪者の処罰」の論点についてのモデが始まったのですが、こちらは前述のとおり結論が複雑かつ繊細であったために多種多様な主張を消化しきれずにいたずらに時間だけがかかってしまいました。その後のアンモデでは国内裁判所の管轄権の問題が主に話し合われました。結果この点についての文言は保守的なものとなり、「既存の国内法で」認められた方式が議長声明で認められる形となりました。しかし史実声明は具体的な方式（積極的属人主義）に言及している一方、今回の成果文書はそれに加えて記載された「既存の国内法」にあらわされる当事国意思の解釈が問題となると考えています。一方の国際裁判所についてはむしろ厳しい追及がおこなわれず、史実以上に国際裁判所に好意的な文言が修正されることなく採択されました。

結果をまとめますと、「文化的ジェノサイド」条文は史実通り削除、「ジェノサイド犯罪者の処罰」の文言は国内裁判所の管轄権には保守的、国際裁判所には好意的な文言が採択されることになりました。

成果文言

第3条（削除）

第7条（第3条削除により第6条へ繰り上げ）

ジェノサイドまたは第4条に列挙された他の行為について訴えを提起されたものは、その行為が行われた領域の国の権限ある裁判所又は権限ある国際刑事裁判所により審理される。

議長声明

第6条前段は、ジェノサイド罪が行われた領域の属する国の義務についてのみ規定している。そのため、これは特に国外で行われた行為について自国民を自国の裁判所での審理に付す、既存の国内法によって導きだされる国内裁判所の管轄権を侵害するものではない。

4. 会議評価

史実と比較した場合、本会議の文言は本質的には大差ないと評価することができます。しかし史実の成立経緯と今回の経緯を比較したときいくらかの考察を加えることができます。

第一に「文化的ジェノサイド」はその概念自体の是非よりも条約への各国のモチベーションおよびそのあとの議論への影響が強く意識された側面が強く、これは史実資料からは読み解きにくいものでした。

第二に国内裁判所について。先ほども軽く触れました通り、今会議では本質は史実に近いものの表現が若干異なる結果になりました。これは「消極的属人主義」という最も癖の強い方式を重視していたスウェーデンが史実において後手後手の動きをしていたのに対し、今会議はそれを踏まえて同大使が最初から戦略を用意していたところによるものが大きいと見られます。

最後に国際裁判所が若干ながら好意的な文言になったことについて。実のところ史実では議論の混迷の結果として一度国際裁判所の文言が削除されてしまったという経緯が存在しているのですが、今会議ではそのような逆風が会議設計時点での複雑な論点の捨象と国内裁判所の問題への傾倒の結果発生しなかったためにこのような結果になったと推察されます。

このように史実の（公式議事録から読み取れる）議論経緯と比較することにより十分文言の違いを説明できたというのはメタ的にも非常によい結果でして、会議設計と参加者の行動がかみ合い、史実に対する考察の助けになる完成度の高い会議になったと考えています。

このメタ的な完成度の高さは参加大使の会議準備に裏打ちされていました。殆どの大使が議題を十分に理解し、自国の利益の判断軸を見定めた状態で会議に参加したことにより、現実的ながらも独自性のある文言や議論がしっかりと行われました。本当に見応えがある会議だったと思います。

一方の参加者に共通して見られた反省点として、戦略の不十分さが挙げられます。とくに文化的ジェノサイドについていつ採決をおこなうのか、採決をおこなって削除されずに条文が残ったとしてその後の処罰の議論をどの様に着陸させるのかといった部分についての考察が甘い大使が多かったように感じます。少なくとも事前会合で決まったTTに沿って、「文化的ジェノサイド」条文が削除されなかった場合の会議行動を想定しておくことは必要であったといえるでしょう。

また議論においては本来簡易な質問を行うところで相手の主張への懸念を先回りして述べてしまうなど、焦りから先走った議論が多かったです。これは特に質問の際に「あなたの懸念は～という点が問題となるがその認識で問題ないか」「～になってしまうことを

理解しているのか」といった質問と、いいつつ懸念の意味合いが多分に多い問いが多数見られたことに顕著です。この点については質問・懸念の境目があいまいであることなど一概にデリの落ち度とは言えないところも大きいのですが、少なくとも自分の主要な主張を用意したうえで、どのようなときにその主張を展開すべきか、といったところまで考えられるとよりよかっただろうという感は否めません。

これらを踏まえても参加者が積極的に会議を楽しんでいたという点で、“Disce gaudere”（楽しむことを学べ）というコンセプトにそった会議になったと思います。

第 23 回関西大会 『宇宙空間における軍備競争の防止』

会議監督：杉田悠水

1. 会議設定

- ・ 議題

宇宙空間における軍備競争の防止

Prevention of an Arms Race in Outer Space

- ・ 設定議場

第 75 回国際連合総会 第 1 委員会

- ・ 史実の成果文書

A/C.1/75/L.3 「宇宙空間での軍備競争の防止」(途上国)

A/C.1/75/L.45/Rev.1 「宇宙空間における責任ある行動規範」(イギリス)

A/C.1/75/L.62 「宇宙空間への武器の最初の配置の禁止」(ロシア)

A/C.1/75/L.63 「宇宙空間での軍備競争を防止するためのさらなる実際的な措置」(ロシア)

A/C.1/75/L.66 「宇宙空間における透明性と信頼醸成措置」(ロシア)

- ・ 設定日時

2020 年 10 月 6 日～2020 年 11 月 10 日

2. 会議概要

当会議の作成は「本当に自分は模擬国連というコンテンツを楽しみきれているのか」という問いから始まっています。多くの人がこの問題にぶち当たり、もやもやしているでしょう。この問いに対してフロントが出した答えは、「基礎力」を持つことでした。「基礎力」とは国益設定から当日の会議行動までを一貫した思考を持って行える力のことです。今会議では、皆さんに「基礎力」を身につけてもらい、模擬国連を楽しんでもらいたいと考え、会議設計にあたりました。

会議コンセプトは「The farther backward you can look, the farther forward you are likely to see (深く振り返ることで、明確かつ長期的に先が見通せる)」というチャーチルの言葉で

す。「基礎力」をつけるためには、内省の繰り返しによる進歩が必要だと考えました。過去に参加した模擬国連を深く振り返り、内省することで自身の模擬国連への向き合い方、そして課題が浮き彫りになると考えます。その課題に効果的にアプローチすることで模擬国連の本質理解に近づき、よりさまざまなポイントに戦略的意図を込められるようになったり、各フェーズにおける手段を複数知ることができるようになったりするでしょう。すなわちそれが、ゲームとしての模擬国連を深く楽しむことを意味するのではないのでしょうか。また、時代を超えて議場を俯瞰し、会議後の影響を考えることも重要だと考えています。今回の議題は以下に詳述するように大きな事件でもなければ、とてつもなく大きな転換点を切り取って取り上げたものというわけでもありません。むしろ停滞している議論にどのようなスパイスを加え、未来の自国の行動にどのような選択肢を与えるかまでを考慮に入れた、つまり究極に先を見通した交渉を行うことが期待されるような議場です。自国の現状並びにこれまでの主張と、ここまでの国際場裡での議論を分析することで何歩も先を見通した会議行動をすることで論理的に一貫した思考を意識していただこうと考えていました。

本議題は2020年国連総会第1委員会75会期における「宇宙空間における軍備競争の防止」、通称PAROSに関わる諸議論です。現代社会で、宇宙という舞台が各国の軍事政策にとって重要な役割を担っていることは明らかです。また、時代が進み技術が進歩を遂げたことで種々の問題も現れてきました。例えば、多数の衛星の打ち上げなどにより大量のスペースデブリが発生しました。民間技術が簡単に軍事転用できてしまい、平和的な利用と軍拡の境目が曖昧であるという問題も発生しています。このような問題に対処するために国際社会はなんらかの手立てを打つ必要性を認識するようになりますが、絡み合う思惑と各国のスタンスの違いにより、PAROS議論は停滞しているといえます。そのような状況をいかに打破し、今後の宇宙安全保障を担保していくかをデリの皆様には議論していただきたいと考えております。本設定年度において史実では、2020年までに採択された4つの決議が再度確認され、1つの新規決議が新たに採択されました。

宇宙利用状況、現状の宇宙安全保障秩序、これから先どんな国際宇宙秩序の中で発展していきたいかなどを踏まえ、以下に代表される争点について考えてもらう会議設計になっています。

1. 既存の宇宙関連国際法規範の解釈

現在宇宙に関連する条約は宇宙条約をはじめとして5つあります。既存宇宙国際法はたびたび欠陥が指摘されます。そのような条約の原則や詳細をどのように解釈し、現状に当てはめるのか、いわゆる「宇宙の憲法」をどのように認識しているのかという部分が争点になります。

2. 宇宙空間における規範形成

今回の設定年度では、英国が主導し日本などを含めた 22 カ国によって提出された「宇宙空間における責任ある行動規範」決議が新たに採択されました。規範の内容だけでなく、「責任」の内容についても議論がなされる可能性があります。ただし、この規範そのものを不都合だと考える、つまりソフトローではなく、ハードローの作成により宇宙安全保障を担保したいと思っている国も存在します。

3. 各論的な議論

①透明性・信頼醸成措置、②スペースデブリ、③ASAT（対人工衛星）兵器、④宇宙の民生利用などなど多数の各論的な議論が存在します。

これらの争点に関してフロントからどの部分に関して議論をするという指定を設けない、いわゆるオープンアジェンダの形になっていました。そのため、各国がどのようなことをどのような抽象度で、何を目的に話し合いたいのかという部分にまで論争が巻き起こる、すなわち議論のための議論（以下、議論議論）が活発に行われることが想定される会議でした。

3. 会議内容

当会議では、Discord というコミュニケーションツールを用いた事前交渉と Zoom を用いたオンライン形式での事前会合の時間を設け、あらかじめ関西大会の本会合が始まるまでの間に議論議論を行いました。その結果、本会合スタートの時点までにタイムテーブル案（以下、TT 案）が 3 本にまで絞られました。その 3 本はそれぞれ、欧州宇宙機関（ESA）加盟国+米国案・途上国案・中露案であり、前者 2 つがある程度の共通点を持ち議場が二分しているようなイメージを持つ流れでした。そして本会合がスタートしました。まず一つ目立つ動きとして、本会合が始まると同時にエジプトが、史実では 1982 年から毎年提出・採択されている「宇宙空間における軍備競争の防止」決議とほぼ同様のもの（一部マイナーチェンジ有り）を提出し Official 化しました。この決議が提出されるということはほとんどの国の想定通りではあったものの、まだ実質的な議論がスタートしていない中での提出に驚く西側諸国の大使も幾人かいました。そして話は議論議論に戻りますが、今回の会議では議論議論に締切時間を設け、それを過ぎた場合はフロントがそこまでの議論を踏まえて作る TT 案に依拠することが決められていたことでデリに議論議論を適切な温度感でかつ精度高く終結させることのインセンティブを与えていました。そのため議場にいた全員がどうにか自分の意見を通しつつも妥結を見せようとして議論議論の終結をみようとして動いていました。その結果、本会合 1 日目の開始から 4 時間程度で全ての案の要素をいくつかずつ盛り込んだような形でのコンバイン案がまとまり、議論議論が終結し実質的な議論に移行しました。採択された TT 案は上述しているような新しい決議案の作成を目論む西側先進諸

国に有利な形での論点設定・時間割り振りとなっていました。

そしてそこからの会議は採択された TT 案通りに進行しました。まず第 0 フェーズとして「PAROS 議論の目的」がインフォーマル（モデ）形式で議論されました。このような論点に関しては中国やロシアといった、第一委員会にて広い話題に関して議論をしてほしくないという国々がこれからの議論のスコープを縛るために利用できるものでありましたが、そこまで有意な用途では利用されず、西側に有利な土台での議論の幕開けが予想される展開となりました。そして第 1 フェーズの小論点①として「宇宙空間における脅威の共有」に対する主張質問が行われました。議長による分類の結果、ASAT やスペースデブリなどの実際的な脅威に加え、現状として軍拡が起こっているという状態などに言及するものも含め、22 種類の脅威が宇宙空間において認識されていることが共有されました。この時点で本会合 1 日目が終了しました。そして始まった 2 日目、最初の第 1 フェーズの小論点②ではそういった「脅威に対する課題」という論点で議論が行われました。これに関しては小論点①と分けることにインセンティブを持つのが米国であったため、米国の主張は適切なものであった一方、他の大使の主張に関しては小論点①の繰り返しになるか、もしくは論拠の薄いものになっている割合が高く、インフォーマルの使い方としては少々勿体無いのではないかと感じる部分でありました。またこの小論点②に関してはその論点の性質上、懸念や反論まで撮る予定の TT 案でした。しかしこの辺りで TT 案に対して議論の進みが遅滞しているという認識が議場での一致となり、議場の総意としてここでこれ以上の懸念をとるよりも次の第 2 フェーズである「課題に対するアプローチ」の論点でまとめて議論をした方がよいという提案がなされ、実際にそのようになりました。この提案は特に新規提案を議場に提示しようとする ESA の諸国がインセンティブを持つようなものでした。課題の論点から移行しスタートしたアプローチの議論ではこの議題の醍醐味とも言える、ハードローでの対応なのかはたまたソフトローを基本にいくのかという部分に関する議論が行われ、各国の主張に明確な対立点が見られました。しかしこの議論における懸念の段階でほとんどのデリの論法が「ハードローを推進するような主張をした国へ」やその逆の「ソフトローを推進するような主張をした国へ」といった単純化しすぎたものであり、議論に深みが欠ける結果になったと考えています。そもそもソフトロー・ハードロー論が二分論ではないことは明白である中で上記のような論法はそこまで大きな意義を発揮することはないでしょう。どのような論拠でその主張をしているのかという部分に対しての懸念をつけることができるような論法であればこの議論はそこからの交渉に生きるものになったと考えています。

そうしてインフォーマル（モデ）形式の議論が 2 日目の 16 時ごろに終結し、そこからはコーカス（アンモデ）形式での文言交渉がスタートしました。史実でロシアから出されている 3 つの決議に関してはロシア大使が事前交渉やインフォーマル（モデ）中の裏交渉で相当に調整を重ね、支持層を確固たるものにしていたため、やはり交渉の中心は本年に新たに ESA から議場に提案される「宇宙空間における責任ある行動規範」決議案の内容に関してでした。この決議案がより実効性を持つための条件としては

- ①これまでこのような規範作りへの態度が非常に硬かった米国の賛同
- ②途上国の支持

という主に2点です。そのため、議場の流れとしてはESA諸国が中心となり途上国から付く細かな懸念を解消しつつ、米国の懸念にも対応し、一つのDRに落とし込むというものでした。結果として2日目の19:30がDR締め切りであったがそれまでにいくつかの対立点は残したままであるものの、DRが提出されました。しかし上記している通り、「いくつかの対立点」が残っていたため、これは本会合3日目のアmendメント（AM）交渉に持ち越されることになりました。AM交渉では主に最後の微調整が行われつつ、残ったいくつかの大きな対立点に関してはそれと引き換えに投票行動をどうするかというような交渉が行われました。しかし1時間という短い時間の中では完全とは言えない交渉が行われたものの、最終的にはAMが提出されることになり、これをもって議場は5つの決議案がOfficial化された状態になりました。そして一つずつ採択が行われました。ある決議に関して分割投票が提案されたが1票差で却下され、結局全て通常のroll call voteで採決されることになりました。特筆すべきは「宇宙空間における責任ある行動規範」決議に対して多くの途上国が棄権票を投じたことです。史実と比べると非常に実効力という面で見ると欠けるものになってしまった感は否めないものの、無事に採択されたということでこれからの宇宙空間における安全保障に非常に大きな一石を投じる決議が採択され、今会合は幕を閉じました。

4. 会議評価

会合の結果をWPとDRに依拠して判断すると、これまでの強硬姿勢を少し和らげた（と解釈しうる）米国や、「軍備管理」ではなく「軍縮」というゴールに固執する途上国たちが特徴的です。「宇宙空間における責任ある行動規範」決議に挿入されている主文6の「宇宙空間における軍備競争を防止するための透明性及び信頼醸成の重要性を認識し、将来的な法的拘束力ある文書の作成に必要な要素となりうる」という文言に関してははともすればハードロー化への積極姿勢とも捉えかねない文言でありこのような文言に米国がスポンサーとして乗った状態で可決されたというのは非常に画期的、かつこれまでの対立軸に大きなメスを入れる一手になったと言っても過言ではないでしょう。

本会議に関して、上記③の「会議内容」ではデリに対して「もう少しこうすればよかった」点をいくつか俵そうに述べているものの、概ね議論並びに交渉運びとしてはフロントが想定していたところから離れることはなく、むしろ上出来であったように感じます。我々の会議では準備段階から絶対的に常に戦略を見据え続けることを意識してもらえるようなメン

ターなどを意識していました。その結果として議場のほとんどの人が議場をどのような状態にしたいのかという部分に対する見通しが立っていました。もちろんその認識が全て同一になるということは難しいでしょう。ただしその議場見通しをいかにフェーズフェーズで共有し、自身の最も望む結果に近づけられるかという部分を思考してさまざまなアプローチを試してみることが必要なのでしょう。実際にうちの会議でもその部分に対する手札と思考回数の多かったデリの望む議場構造に変化していったと評価できます。コンセプトで意識させていた議場の先をそして、将来的な帰結を見通すという部分に関しても、戦略の段階で議場におけるさまざまな動きや相手の反応の想定がつぶさに行っていたデリの議場構成力はやはり必然的に高くなる印象です。

当会議は元々旧老メイン議場と想定して作っていた会議でした。そのことを広報などで特に隠すこともしていなかったのですが、結果としては37名の参加者のうち11名が新メンでした。彼らにとっては少し難易度が高いかなと思いつつも、我々フロントとしては何かを得てこれからの模擬に繋げて欲しいと思いメンターなどを行ってまいりました。蓋を開けてみると必死に会議する旧老神メンに触発された新メンも萎縮することなく先輩たちの胸を借りて要所要所で輝くことができていました。それは、議場全体が活発に動けば議場全体が良い影響を受けるということを如実に表しており、メン齢・研究会関係なくぶつかりあえる全国大会の真髄であったと思います。非常に抽象度の高いやり取りと低いやり取りの乱高下する議場の中で多くのデリがそれに食らいつき議場に噛んでいたというのはフロントの本懐です。

模擬国連そのものが落ち目になってきており、レベルが下がっているという巷で囁かれている言説もありますが、私は今回の会議を通じて、旧老メンたちが議場をどうにかして引っ張ろうと模索し、それに新メンも必死に喰らいつき、そこに対して神メンも斜に構えることなく負けじと正面から応戦しているという議場をみて、私は少なくとも明るい模擬国連の未来を見たような気がしました。自身が作った会議に準備段階から全力で挑んでいただき、最高にワクワクする模擬国連をディレク席から見せてくれたデリの皆様には感謝しかありません。

そして改めてこの場を借りて第23回関西大会の開催に尽力して下さった事務局並びに関係者の方々、当会議を選びアプライしてくれ最高の会議を作り上げてくれたデリの皆様、そして4人のフロントに心から感謝の意を申し上げます。

第 29 回九州サマーセッション

『リビア情勢 -Libyan Arab Jamahiriya Situation-』

会議監督：椿進太郎

1. 会議概要・目的

議題概要

本会議は、2011年2月15日に発生した、リビア国内での反政府デモをきっかけとした、リビア国内での大規模な衝突、内戦に対し、国連安保理としていかなる対応をとるべきかを議論した、“Libyan Arab Jamahiriya Situation”を模擬したものである。史実では、本事態に対し、国連安保理は、決議 1970 号、並びに“対リビア武力行使容認決議”として知られることとなった、飛行禁止区域の設定を含む、決議 1973 号を採択し、NATO 主導の多国籍軍による対リビア空爆へと道を開くこととなった。その空爆は、紆余曲折あったものの、カダフィ政権軍による反政府勢力側の支配下にある最大の都市、ベンガジへの攻撃を阻止し、空爆開始から約7か月後の10月20日、反政府勢力によるカダフィ殺害をもって、NATO による対リビア飛行禁止区域設定任務は活動を終了することとなった。その後のリビアでは、国内での軍閥同士による内戦が続き、いまだ平和な統一リビア政府は実現していない。

結果的にはこうした惨状となってしまったリビアであるが、少なくとも本会議で模擬された時点では、目前に迫る大規模な人道危機の発生を前に、国連は、国際社会は軍事介入という手法をもってリビアの人々を救おうと行動した（もちろん、その背景には石油利権やその他の政治的背景も見え隠れするが）。

ロシアによるウクライナ侵略や、ナゴルノ・カラバフのように、力による現状変更が頻発する世界となってしまった2023年において、こうした、世界平和への希望がまだうかがえていた2011年の世界を振り返ることや、その決定の背景にあった様々な国際政治や国内政治上のアクターとの関係性、そしてしばしば国際法上の議論にのみ焦点があたりがちな模擬国連の世界の中で、軍事力や経済力、同盟の力など様々な国際政治の“パワー”を体感することのできる会議を開催することは、おそらく模擬国連のみならず、国際政治について考える良い機会になるのではないかと考え、本議題を選択した。

また、上記の目的を最大限実現するべく、本会議は“クライシス会議”の形式を採用した。

会議コンセプト¹⁹

たゆたえども沈まず -Fluctuat nec mergitur-

¹⁹ 第29回九州サマーセッション HP より引用

本会議のコンセプト「たゆたえども沈まず -Fluctuat nec mergitur-」とは、16世紀から存在するパリ市のモットーとして知られている言葉です。パリ市の紋章には、このラテン語とともに帆船が描かれています。そこには、「船にはどんなに強い風が吹いても、揺れるだけで沈みはしない」との意味が込められています。

さて、国際社会のこれまでの歩みを振り返ってみると、まさに「たゆたえども沈まず」との言葉がフィットするといえるでしょう。WW2、冷戦、そしてテロと地域紛争の時代を経て今日まで至っています。現在（本稿執筆時点）では、国連安保理常任理事国の一角を占めるロシアによるウクライナ侵略という逆風が国連、国際社会には吹き付けていますが、逆風は今に始まった話ではなく、これまでも吹き荒れていました。しかし、そうした中でも、「国連という船」は決して沈むことはなく、今日まで国連は相応の意味を持ち続けてきました。本会議にて取り扱うリビア情勢も、国連が沈むことなく、その期待に応え、航海を続けていくのかどうか、という意味で試金石となる事案であったといえるでしょう。

では、「たゆたえども沈まず」について、模擬国連における意味合いを考えてみましょう。私は、模擬国連の最大の意義の一つは、複雑で、立体的な国際政治の側面を、身をもって体感できること、また、それをそこに集う多くの人々が共有しながら活動できることにあるのではないかと考えています。

史実での本会議は、リビア情勢という危機を目の前に、保護する責任概念に基づき、NATOを中心とする多国籍軍が、軍事行動を行うことでリビアの住民を救うべく行動した事例でした。安保理は、必ずしも設立当時に想定された形ではなかったにしても、期待に応えるための行動を起こしたのです。

皆様には、ここまで紹介してきた、国際社会におけるさまざまな困難や安保理への期待を噛み締めながら、リビア情勢という事態を目の前にして、安保理は、国際社会は何ができるのか？という問いに向き合いながら、会議に思いを巡らせて頂ければ幸いです。

2. 会議の経過、成果文章について

(ア) 会議の経過

本会議では前述のとおり、クライシス形式を採用しており、1ターム進むごとに時間が移り変わるといった設計であった。また、各デリが下した決断によって、史実と流れが変わってゆくこともあり得るが、本会議ではおおよそ史実に近い流れとなったため、史実と同様の展開をたどった事象と史実と変化した点を分けて記載する。

事前交渉・事前会合：なし

1日目：9/5（設定期間：3/5-3/10）

史実と同様

- ・国民評議会（以下 NTC）、唯一のリビア代表であることを宣言
- ・各種地域機構（GCC や OIC）、飛行禁止区域の設定を呼びかける
- ・リビア国内でカダフィ政権軍部隊と NTC 側部隊の戦闘続く

史実との変化

- ・アフリカ連合（AU）、コミュニケの採択に失敗。AU-PSC 内で混乱続く
- ・米軍 UAV（無人偵察用ドローン）、リビア上空でカダフィ政権軍部隊により撃墜

2日目：9/6（設定期間：3/11-3/15 午前）

史実と同様

- ・アラブ連盟（LAS）決議 7360 号採択。飛行禁止区域設定を国連安保理に要請。
- ・引き続きリビア国内で激しい戦闘続く
- ・3/14、サウジ主導 GCC 合同軍、バーレーンに軍事介入。アラブの春による混乱が続くバーレーン政府の要請による。
- ・カダフィ政権軍部隊、アジュダビヤに侵入（アジュダビヤは NTC 支配下で最大の都市であるベンガジに至るまでの街道上で最後の中規模都市であり、それ以降は大きな障害物はなし）

史実との変化

- ・ディレクお誕生日動議可決（ありがとうございました！）
- ・AU-PSC、混迷続くも 3/14 午後になり、リビア和平調停案採択。

3日目：9/7（3/15 午後-3/18 午後）

史実と同様

- ・アジュダビヤ陥落
- ・G8 外相会合議長総括採択。安保理がリビアの人々を守るために様々な措置を検討すべきことなどで一致
- ・セイフ・アルイスラーム・カダフィ（カダフィ次男）、「48 時間以内にすべてが終わる」演説。ベンガジへの総攻撃を宣言。
- ・安保理決議採択
- ・米英仏軍、カダフィ政権軍部隊・カダフィ政権軍防空システムを空爆。

史実との変化

- ・安保理決議の採択早まる（3/16 午後採択。したがって決議番号は 1972 号に変化）
- ・米英仏の軍事介入も早まる（3/16 午後、決議採択 1 時間後）
- ・米英仏の初期の軍事介入による民間人犠牲者は生ぜず。

大筋としての会議進行は上記のとおりであった。

また、本会議はすべての国がペア／トリオであり、インフォーマル（モデ）を行いながら、同時並行でコーカス（アンモデ）も行える設計とした。そのため、会議のほぼ全体を通して、インフォーマル（モデ）が行われながら、裏でコーカス（アンモデ）が行われる会議進行となった。やはり、インフォーマル議場と、裏交渉議場間での議論内容の分裂はやや見受けられたが、各ターム間のクールタイムや、Discord を用いた国内調整を密にとることによって、比較的その乖離を小さくする努力がなされており、またその精度も比較的高かったように思われる。

（イ）採択された成果文書

本節では、採択された成果文書について簡潔に特徴をまとめる。

なお、決議の概観に関しては、若干の表現の強弱や表記の変更はあるが、おおむね史実 S/RES/1973 と同様であったが、以下のような変化も見られた。

変化した点

- ・安保理決議 1674（文民の保護決議）の前文での想起
- ・主文での平和構築に関する言及
- ・史実主文 27 の削除

安保理決議 1674 への言及や主文での平和構築に関する言及は、主としてドイツによる提案に基づくものであった。本事例におけるドイツは極めて行動選択が難しい国の一つであり、無数のまだ見ぬ選択肢が存在する国家であろう。そうした中で、自国軍隊をリビアでの飛行禁止区域設定任務に参加させることが（世論や国内政治上の制約により）困難である中、リビアの安定のためにドイツとしてとれる選択肢の新たな可能性を切り開いたといえるのではないだろうか。

また、史実主文 27²⁰の削除は、安保理が講じた制裁措置の影響に関する内容であった。その意図としては、インドなどリビアでの事業を展開している、軍事介入に否定的な国との

²⁰ 「リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤを含む、全ての国家が、リビア当局またはリビア・アラブ・ジャマーヒリーヤのあらゆる人若しくは法人または何らかの契約若しくは商取引に関係してそのような人または法人を通して若しくは利益のために主張しているいずれかの人の要請で、請求の履行が決議 1970（2011）、本決議および関連諸決議において安全保障理事会により講じられた措置の理由で影響された場合には、請求がそのままでないことを確保するために必要な措置を講じるものとすることを決定する。」

バーター用の材料として削除されたものとされている。

決議全体としては、史実とは大きく異なるわけではなく、特に武力行使の授権に関する主文 5.9 に関してはその内容は変更されておらず、飛行禁止区域の設定、文民の保護のための軍事行動の実施において、特段大きく行動を制約される条件は盛り込まれなかった。従って、本決議に基づく軍事行動の余地は、比較的大きなものとはなったように評価できるだろう。

以下、採択された決議 1972 号の全文である

Sponsors : France, Lebanon, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and United States of America

Resolution 1972 (2011)

Adopted by the Security Council at its 6498th meeting, on 16 March 2011

安全保障理事会は(*The Security Council*),

2011 年 2 月 26 日の決議 1970 (2011) を想起し(*Recalling*),

リビア当局が決議 1970 (2011) を遵守しないことを憂慮し(*Deploring*),

2011 年 2 月 25 日の人権理事会決議 A/HRC/S-15/2 を想起し(*Recalling*),

悪化する状況、暴力の拡大、および多大なる文民の犠牲に重大な懸念を表明し(*Expressing*),

リビア国民を保護するリビア当局の責任をくり返し表明し(*Reiterating*), また武力紛争の当事者が文民の保護を確実にするためのあらゆる実行可能な措置を講じる主要な責任を負っていることを再確認し(*reaffirming*),

恣意的な拘留、強制失踪、拷問および略式処刑を含む、人権の甚だしくかつ組織的な侵害を非難し(*Condemning*),

平和的なデモ参加者に対する抑圧を含む、人権の甚だしくかつ組織的な侵害を憂慮し(*Deploring*)、文民の死亡に深い懸念をくり返し表明し(*Reiterating its deep concern*), またリビア政府の高いレベルから行われた一般市民に対する戦闘行為および暴力の明白な扇動は受け入れられないことを強調し(*emphasizing*),

リビア当局による軍用機、火砲および重火器の使用が文民の犠牲を増大させていることを憂慮し(*Deploring*),

ジャーナリスト、マスメディアの専門家および関連要員に対するリビア当局が行った暴力並びに脅迫行為をさらに非難し(*Further condemning*), またこれらの当局に対し、決議 1738 (2006) で定めたような国際人道法の下でのその義務を遵守することを要求し(*urging*),

武力紛争下の文民の保護に関する諸決議、とりわけ 2006 年 4 月 28 日の決議

1674 を想起し(Recalling),

リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおいて一般市民に対して現在行われている広範かつ組織的な攻撃は、人道に対する罪と同然でありうること(may amount to crimes against humanity)を考慮し(Considering),

人道機関の帰還を促進かつ支援しまたリビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおける人道的支援および関連支援を利用可能とするための、必要に応じた、適切な追加的措置を講じることを検討する安保理の用意を表明した決議 1970 (2011) の第 26 項を想起し(Recalling),

文民および文民居住地区の保護および文民支援の即時かつ支障のない通過ならびに人道支援要員の安全を確保する安保理の決意を表明し(Expressing its determination),

アラブ連盟、アフリカ連合およびイスラム諸国会議機構事務局長による、リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおいて行われたまた行われている人権および国際人道法の重大な違反に対する非難を想起し(Recalling),

2011 年 3 月 8 日のイスラム諸国機構の最終コミュニケ、およびリビアに関するアドホック委員会を設置した 2011 年 3 月 14 日のアフリカ連合平和安全保障理事会のコミュニケを歓迎し(Welcoming),

リビア軍用機に関する飛行禁止空域を課すことを求め、またリビア国民およびリビア・アラブ・ジャマーヒリーヤに定住する外国人の保護を可能とする予防的措置のような、砲撃にさらされている場所に安全地区を設置する 2011 年 3 月 12 日のアラブ連盟理事会の決定にもまた留意し(Taking note also),

2011 年 3 月 16 日の即時停戦を求める事務総長の呼びかけにもさらに留意し(Taking note further),

2011 年 2 月 15 日以降のリビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおける状況を国際刑事裁判所検察官に付託した安保理の決定を想起し(Recalling),また、航空機のおよび軍艦の攻撃を含む、一般市民を標的とした攻撃に責任を有するか共謀した者は責任を問われなければならないことを強調し(stressing),

リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおける暴力から逃れることを強いられた難民および外国人労働者の苦境に懸念をくり返し表明し(Reiterating its concern),かかる難民および外国人労働者の必要に対処する隣国、とりわけチュニジアとエジプトの反応を歓迎し(welcoming),また国際社会に対しかかる取組を支援することを求め(calling on),

リビア当局による傭兵の継続的使用を憂慮し(Deploring),

リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤの空域に対して全ての飛行禁止を命ずることは、文民の保護並びに人道支援の提供の安全にとって重要な要素およびリビアにおける敵対行為の停止にとって決定的な措置を構成することを強調し(Emphasizing),

リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおける外国国民の安全と彼らの権利に対する懸念をまた表明し(Expressing concern also),

事務総長によるアブドル・エラ・モハメド・アル＝カティブ氏の事務総長特使としての任命を歓迎し(Welcoming),またリビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおける危機に対し永続的且つ平和的解決を見出す彼の取組を支援し(supporting),

リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤの主権、独立、領土保全および国の統一に対する安保理の強い公約を再確認し(Reaffirming),

リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおける事態は、国際の平和および安全に対する脅威を構成すると認定し(Determinating),

国際連合憲章第 VII 章の下で行動し(Acting),

1. 停戦の即時確立および暴力ならびに文民に対するあらゆる攻撃および虐待の完全な終りを要求する(Demands);

2. リビア国民の合法的な要求に反応する危機に対する解決を見出すための取組を強める必要性を強調し(Stresses),またリビアに対して事務総長特使を送るという事務総長の決定に留意する(notes);

3. アフリカ連合平和安全保障理事会において提示されたロードマップを強調し(Emphasizes),必要に応じて、加盟国に対して平和的かつ持続可能な解決策を見出すために必要な政治改革につながる対話を促進する目的のアドホック委員会の行動を支援することを要請する(requests);

4. リビア当局が、国際人道法、人権および難民法を含む国際法の下での義務を遵守すること、ならびに、文民を保護しまた彼らの基本的必要性を満たすため、および人道支援の即時かつ支障のない通過を確保するためのあらゆる措置を講じること

文民の保護 (Protection of civilians)

5. 事務総長に通知するとともに、国家としてまたは地域的機関もしくは取極を通じて行動する、そして事務総長と協力して行動する加盟国に対し、リビア領域のいずれかの部分におけるあらゆる形態の外国軍の占領を排除する一方で、ベンガジを含む、リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおいて攻撃の脅威の下にある文民および文民居住地区を守るために、決議 1970 (2011) の第 9 項にもかかわらず(notwithstanding)、必要なあらゆる措置を講じる権限を付与し(Authorizes),また関係加盟国に対し、本項により与えられた承認に従って講じた、安全保障理事会に直ちに報告されるべき措置を直ちに事務総長に報告することを要請する(requests);

6. 同地域における国際の平和および安全の維持に関する問題におけるアラブ連盟の重要な役割を認識し(Recognizes),また国連憲章第 VIII 章を念頭におき、アラブ連盟加盟国に対し、第 4 項の履行において他の加盟国と協力することを要請する(requests);

飛行禁止区域 (No Fly Zone)

7. 文民保護を援助するため、リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤの空域

に対してすべての飛行禁止を命ずることを決定する(*Decides*);

8. 第7項で課された飛行禁止命令は、飛行の単なる目的が、医療用品、食糧、人道支援要員および関連援助を含む、援助の提供の供給および促進またはリビア・アラブ・ジャマーヒリーヤからの外国国民の避難のような人道的な飛行には適用されないものとし、また、第5もしくは第9項により承認された飛行にも適用されず、また、第9項で与えられた承認の下で行動する国家によりリビア国民の利益のために必要であるとみなされたその他の飛行にも適用されないものとする、およびかかる飛行は第9項の下で設置された組織と調整を行うものとするをさらに決定する(*Decides further*);

9. 事務総長およびアラブ連盟の事務局長に通知するとともに、国家としてまたは地域的機関もしくは取極を通じて行動する加盟国に対し、必要に応じて、上記第7項により課された飛行禁止命令の遵守を執行するために必要なあらゆる措置を講じる権限を付与し(*Authorizes*)、またアラブ連盟と協力する関係国に対し、上記第7および第8項の規定を実施するための適切な組織を設立することを含む、この飛行禁止命令を履行するために講じた措置に関して事務総長と密接に調整を行うことを要請する(*requests*);

10. 国家としてまたは地域的機関もしくは取極を通じて行動する加盟国に対し、上記第5、第7、第8および第9項を履行する目的のために、あらゆる必要な上空飛行の承認を含む、支援を提供することを要求する(*Calls upon*);

11. 関係加盟国に対し、承認された人道的または避難のための飛行の監視および承認のための実践的な措置(*practical measures*)を含む、上記第5、第7、第8および第9項の履行のために講じた措置について、互いにおよび事務総長と密接に調整を行うことを要請する(*Requests*);

12. 関係加盟国が、活動に関する考え方を与えることを含む、上記第9項により与えられた権限の行使においてとった措置を直ちに、事務総長およびアラブ連盟の事務局長に通知するものとする(*shall inform*)ことを決定する(*Decides*);

13. 事務総長に対し、上記第9項により与えられた権限の行使において関係加盟国がとったいずれかの行動を直ちに安保理に通知し、また、上記第7項により課された飛行禁止のあらゆる違反に関する情報を含んで、本決議の履行に関して7日以内にまたその後は毎月安保理に報告することを要請する(*Requests*);

武器禁輸の執行 (Enforcement of the armes embargo)

14. 決議 1970 (2011) の第11項は、以下の項と置き換えられるものとする(*shall be replaced*)ことを決定する(*Decides*);すなわち、「国としてまたは地域的機関もしくは取極を通じて行動する全加盟国、とりわけ同地域の国に対し、決議 1970 (2011) の第9および第10項により設けられた武器禁輸の厳格な実施を確保するために、関係国が、武装備兵の提供を含む、決議 1970 (2011) の第9および第10項により供給、販

売、移転または輸出が禁止され本決議により修正されたような品目を貨物が含んでいると信じる合理的根拠を与える情報を有している場合には、空港および海港を含む自国領域、公海、リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤに向かう、もしくは同国からの船舶および航空機を検査することを求め、そのような船舶および航空機のあらゆる旗国に対し、かかる検査に協力することを要求し(*Calls upon*),また加盟国に対し、かかる検査を実行する特定の状況にふさわしいあらゆる措置(*all measures commensurate*)を用いることを承認する(*authorizes*);」

15. 上記第 14 項の下で公海で行動をとる加盟国に対し、互いにおよび事務総長と密接に調整を行うことを要請し(*Requests*),また関係国に対し、事務総長および決議 1970 (2011) の第 24 項に従って設置された委員会 (以下「委員会」とする)に、上記第 14 項により与えられた権限の行使において講じられた措置を直ちに通知することをさらに要請する(*further requests*);

16. 国家としてまたは地域的機関もしくは取極を通じて行動するどの加盟国に対しても、上記第 13 項に従った検査に着手する場合には、委員会に対して、とりわけ検査の根拠についての説明、検査の結果および協力が提供されたか否かを含む書面による最初の報告書を速やかに提出することを要請し(*Requests*),また、移転が禁止されている品目が発見された場合には、当該加盟国に対し、委員会に、後の段階で、検査、差し押さえおよび処分に関する関連する詳細、および移転に関する情報が最初の報告書に含まれていない場合には、品目、その原産地および目的地とされたところの詳述を含む、移転に関する関連する詳細を含む、書面によるその後の報告書を提出することをさらに要請する(*further requests*);

17. リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤへの傭兵の継続的流入を憂慮し(*Deplores*),またすべての加盟国に対し、リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤへの武装傭兵の提供を防止する決議 1970 (2011) 第 9 項の下でのその義務を厳格に遵守することを要求する(*calls upon*);

飛行禁止命令 (Ban on flights)

18. すべての国は、リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤに登録されるカリビア国民または会社により所有されるかもしくは運航されるあらゆる航空機に対して、委員会により事前に承認された特別の飛行もしくは緊急着陸の場合を除き、自国領域からの離陸、自国領域への着陸または自国領域の上空飛行の許可を拒否するものとする(*shall deny*)ことを決定する(*Decides*);

19. 武装傭兵の提供を含む、決議 1970 (2011) の第 9 および第 10 項により供給、販売、移転または輸出が禁止され本決議により修正されたような品目を航空機が含んでいると信じる合理的根拠を与える情報を有している場合には、緊急着陸の場合を除き、すべての国は、あらゆる航空機に対して、同国領域からの離陸、同国領域への着陸または同国領域の上空飛行の許可を拒否するものとする(*shall deny*)ことを決定する

(Decides);

資産凍結 (Asset freeze)

20. 決議 1970 (2011) の第 17、第 19、第 20 および第 21 項により課された資産凍結は、委員会により指定されたりリビア当局により、または彼らに代わって若しくは彼らの指示で行動する個人または団体により、若しくは委員会により指定されたものにより所有されているか管理されている団体により、直接または間接に、所有されているか管理されているあらゆる基金、その他の金融資産および経済的資源に提供されるものとする(*shall apply to*)ことを決定し(*Decides*),また、すべての国は、あらゆる基金、金融資産または経済的資源が、自国領域内の国民または個人もしくは団体により、委員会により指定されたりリビア当局または彼らに代わってもしくは彼らの指示で行動する個人または団体、または委員会により指定されたものにより所有されているか管理されている団体へのまたはそれらのために、利用可能とされることを防止することを確保するものとする(*shall ensure*)ことをさらに決定し(*decides further*),また委員会に対し、そのようなリビア当局、個人もしくは団体を、本決議の採択の日より 30 日以内およびその後は適切な場合に、指定することを指示する(*directs*);

21. 決議 1970 (2011) の第 17 項に従って凍結された資産が、後の段階で、可及的速やかに、リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤの国民のおよびそのために利用が可能とされるものとする(*shall be made available*)ことを確保する安保理の決定(*its determination*)を確認する(*Affirms*);

22. すべての国は、自国民、その管轄権に服している人、および自国領域で法人組織となったかまたはその管轄権に服している会社が、リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤで法人組織となったかまたはその管轄権に服している団体および彼らに代わってもしくは彼らの指示で行動するあらゆる個人または団体および彼らにより所有されているか管理されている団体と取り引きする時、国家が、そのような取引が文民に対する暴力および武力の行使に寄与していると信じる合理的な根拠を提供する情報を有している場合には、警戒を行う(*exercise vigilance*)よう求めるものとする(*shall require*)ことを決定する(*Decides*);

指定 (Designations)

23. 附属書 I に記載された個人は、決議 1970 (2011) の第 15 および第 16 項で課された旅行制限に服すべきものとする(*shall be subject*)ことを決定し(*Decides*),また附属書 II に記載された個人および団体は、決議 1970 (2011) の第 17、第 19、第 20 および第 21 項で課された資産凍結に服すべきものとする(*shall be subject*)ことをさらに決定する(*further decides*);

24. 決議 1970 の第 15、第 16、第 17、第 19、第 20 および第 21 項で定められた措置は、安保理または委員会により、決議 1970 (2011) の規定、とりわけその第 9 および第 10 項に違反したかそうすることにより他を支援したと認定された個人および

団体にも適用するものとする(*shall apply also to*)ことを決定する(*Decides*);

専門家パネル (Panel of Experts)

25. 事務総長に対し、委員会と協議して、委員会の指示の下で、以下の任務を実行する 8 名までの専門家のグループ（以下「専門家パネル」とする）を、1 年の初動期間で創設することを要請する(*Requests*):

(a) 決議 1970 の第 24 項および本決議で定められた職務権限を実行することにおいて委員会を援助すること;

(b) 国、関連国際連合機関、地域機関およびその他の関係当事者からの、決議 1970 (2011) および本決議で決定された措置の履行に関する情報を、とりわけ不遵守の出来事を収集し、調査しまた分析すること;

(c) 安保理、または委員会若しくは国が、関連措置の履行を改善するために考慮できる行動について勧告すること;

(d) パネルの任命後 90 日以内に中間報告書を安保理に、そしてその職務権限の終了の 30 日前までにその調査結果と勧告と共に安保理に最終報告書を提出すること;

26. すべての国、関連国連機関およびその他の関係当事者に対し、委員会および専門家パネルと、決議 1970 (2011) および本決議で決定された措置の履行、とりわけ不遵守の出来事に関して、任意で、何らかの情報を提供することにより、十分に協力することを促す(*Urges*);

27. 決議 1970 (2011) の第 24 項に定められた委員会の職務権限は、本決議で決定された措置にも適用されるものとする(*shall also apply to*)ことを決定する(*Decides*);

平和構築 (Peace-building)

28. 武力紛争終結後のリビアにおける平和構築のための包括的アプローチの必要性を強調し(*Emphasizes*), この文脈において、安保理と平和構築委員会の間の調整および緊密な連携の必要性をまた強調し(*emphasizes also*), 武力紛争終結後のリビアにおける平和構築に関する議論を継続することを決定する(*decides*);

検討の約束 (Commitment to review)

29. リビア当局の行動を継続的検討の下におき続ける安保理の意図(*its intention*)を再確認し(*Reaffirms*),本決議および決議 1970 (2011) のリビア当局による遵守に基づき、適当な場合には、措置の強化、休止または解除することによるものを含む、本決議および決議 1970 (2011) により課された措置をいつでも再検討する安保理の用意を強調する(*underlines*);

30. あらゆる措置をとる目的を念頭におき、国家としてまたは地域的機関もしくは取極を通じて行動するどの加盟国も適切で効果的な措置を策定するとともに、適当な場合には、措置が与えるリビアへの影響を再検討することを決定する(*Decides*);

31. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する(*Decides*).

3. 会議総括・課題

会議総括

本会議は、関西大会の約2週間後という、双方に参加された方々にとっては非常に短いタイムスパンながら、非常にハイレベルな会議が展開されたことは、私にとり望外の喜びであった。まずはこの点につき、すべての参加者の方々に心より感謝申し上げたい。

本会議で私が参加者の皆様に体感していただきたかった点は、コンセプトにあるように、多くの荒波・向かい風が吹いても、決して沈まず歩み続ける国連・国際社会の姿であった。また、より多角的に国際政治を理解するための、国際法、論理に限らない、軍事力や経済力までを総合した国力というファクターを考慮に入れた会議行動の実現であった。そうした目標に立ち返ったとき、本会議は文句なしの成功であったといえるだろう。

加えて、本会議は新メンから超神メンまで、東日本5研究会、西日本2研究会3支部すべてからデリとして1名以上が参加された。会議監督としてはこれほど幅広く、様々な属性の方々にお集まりいただけたことに格別の感謝を申し上げる。

一方で、課題点に関しても、簡潔に述べておきたい。本会議で見られた課題の中で、今後の会議にも一般化して応用できる課題としては、次のような点が挙げられるだろう。

- ① ペア／トリオ間の連携強化
- ② 国益・会議内での達成目標の軸に立ち返り続けること
- ③ 行動の軸を決めたらそれに原則従い続けること

①については、よくあることではあるが、ペア／トリオなど、複数人で組んでいる場合、自国の許容できる合意ラインがペア／トリオ間でややずれてきてしまい、他国との交渉にあたって、双方の発言に食い違いが生じるというものである。対策としては、事前の会議準備段階における国益・目標設定をどれだけ緻密に行うか、また、当日の休憩時間などにおいて、ペア／トリオ間の調整をどれだけ丁寧に行えるかにかかってくるだろう。

②についても、よくあることではあるが、国益や、会議内で何か達成したい目標があり、その達成を目指した結果、その過程としての手法が見つけれず、右往左往してしまったり、あるいは、手段は見つけれられたが、その手法が不適當で、やたらと時間と労力を浪費してしまったりして、最終的に何を目標としているのか不明な帰結にしかつなげられない、というものである。こうした課題への対処としては、やはり、会議準備の段階で目標とそれを達成するための手段までを、よくよく検討することや、あるいは、不測の事態が生じ、即興で手法を検討しなくてはならなくなった時に、その手法を選択したときに予想される様々な効果を十分に検討することが最も重要なことであるといえるだろう。

③についても、これもまたよくあることではあるが、特に中間的な立ち位置の国として行動する際に、双方の陣営に引っ張られ、右往左往してしまい、前言撤回を乱発せざるを得なくなってしまうことである。一般的には、一度国家として〇〇という約束を結ぶ、と決め、他国と合意した場合、その合意には原則として何があろうとも拘束されてしまう以上、その対策としては、安易に合意すると発言しないこと、また、合意するとしても、その内容を注意深く確認したうえで、それが本当に自国の利益と抵触していないかどうか、十分に確認することが重要であろう。

さて、ここまで長々と課題点について論じてきたが、私の所感では、全体としては、新旧メンがかなり多い議場でありながら、特に生き活きと活躍している新旧メン（特に新メン）が多かった点に目を引かれた。私が新メンの今頃に、こうした活躍ができていたかと言われれば、甚だ疑問と言わざるを得ず、そうした点で、極めて多くの新星たちの活躍を見ることができ、大変うれしく思う。上にあげたような課題点を克服すれば、きっとさらなる活躍を実現できるだろう。応援しています！

改めて、本会議にご参加いただいたすべてのメン代のデリ・フロント・事務局の皆様へ感謝申し上げます。ありがとうございました。

模擬国連研究所 特集『会議レビュー』

『模擬国連研究所』では毎号、指定した論題について寄せられた寄稿を掲載する。

今号では『会議レビュー』を論題に、レビューの方法論から大会の個人レビューまで幅広く募集し、数多くご寄稿いただいた。

レビューのすゝめ

大山 惟安 (オオヤマ イアン)

皆さん、こんにちは。四ツ谷研究会の37期に所属していた大山と申します。初めましてという方も、お久しぶりという方も、この度は『模擬国連の探求』より自分の寄稿に目を通す時間を設けてくださり、ありがとうございます。一個人が書き殴った駄文ですが、皆さんの今後の模擬国連ライフに役立つ部分が少しでもあれば幸いです。

さて、与太話はこのくらいにしておきまして、今回の寄稿では『レビューの方法論』を自分なりに提示していこうと考えています。先に断っておきますが、ここで提示する方法論はあくまでも寄稿者の考えに依拠したものです。今号、あるいは前号までの『模擬国連の探求』にて触れられた内容と重複している可能性も踏まえ、絶対的なものというよりは参照先の一つくらいに考えて頂ければ幸いです。では、本筋に入っていきます。

1. 何故「レビュー」を行うのか

フロントによる関西大会の振り返りも終わったであろう今日この頃、模擬こっかーの皆さんは次の会議の準備に取り掛かっている時期だろうか？新メン会議や後期会議、あるいは全日に向け、意欲が湧いているに違いないだろう。

ですが、その前に皆さんは夏までに参加した会議の「レビュー」は書きたろうか？書いていないのであれば、それは非常にもったいない。特に新メンの方々であれば、自らの会議行動を冷静に振り返り、その思考プロセスを文書化する機会を設けることが自身の成長にも繋がるはずだ。以下、その理由を記す。

- ① 第一に、会議を最大限に活用することに繋がる。多忙な学生 (+α) の皆さんにとって、一回一回の模擬国連会議に割く時間と労力は決して侮れない。会議当日のみならず、会議準備においても様々な情報のリサーチから会議戦略の策定に至るまで実に多くの過程を踏んでいる。そこまでの準備に対して、フロントからの振り返りやアワード発表が終わった途端にその会議を済んだものとするのは本当にもったいない。会議前から会議本番に至るまでかけた労力を考えるのであれば、**会議後のレビューに取り組むことは“会議を真の意味で活用しきる”ことに繋がるはずだ。**
- ② 第二に、次回以降の会議準備過程を改善することができる。レビューをしっかりと行うことで、会議準備のどこに不足があったかを把握することに繋がる。次回以降の会議においても、**改善・注意すべき点を自分で理解している参加者と理解していない参加者とでは、会議準備などで発揮されるパフォーマンスに雲泥の差が生じることは言うまでもない。**
- ③ 第三に、思考プロセスの文書化にもメリットが存在する。会議準備から会議当日まで

の中で自身がどういった思考に基づいて判断を下したのか、その検証には重要な意味がある。同一の条件で情報を与えられたとしても、そこからどのような判断を下すのかには個人差が存在する。加えて、特に会議前日～当日の「ハイ」になっている瞬間の判断は普段のそれと異なる可能性も高い。そうした思考プロセスを振り返り、文書化することで、**自分の思考に潜むバイアスなどが浮き彫りに**することができる。そういう要素を事前に織り込んだ会議準備を行えるようになると、不確定要素を排除した、より精度の高い戦略をもとに会議に臨めることにも繋がるはずだ。

ざっとではあるが、レビューの「効能」には以上のものがあると私は考える。もちろん、「そんなことは承知だが、レビューを書く時間がない」といった方もいるだろう。だが、ご安心頂きたい。「レビュー」とは言っても、数ページ（あるいは十数ページ）からなる超大作を書く必要はない。むしろ、ポイントを押さえているのであれば、メモ書き程度のものでも十分だ。第3章では、どういった点に留意しながらレビューを進めていけばよやかに触れよう。

2. レビューの文書化について

次章に移る前に、「レビューは文書化すべき」との持論について展開させて頂く。

模擬国連におけるレビューについて考える際、X (旧 Twitter) にて「振り返りツイート」を投稿する模擬こっかーが存在する点を無視してはならないと私は考える。すなわち、簡易的なレビューを X で投稿するという形で振り返りを済ませてしまう動きがある点についてだ。

先に断っておくが、会議後に感傷的になったり、X 上で他の模擬こっかーと交流したりする点を否定する意図はない。会議広報の観点からも X は重要な存在になっており、適度にご利用する分には有益なツールであることは私も同意するところだ。

しかしながら、レビューを効果的に行いたいのであれば、Word などを活用する形で文書化することを私は強く推奨する。その意図としては、以下の通りだ。

- ① まず、文書ファイルの方が SNS 上の投稿よりも閲覧・共有・保存がより容易である。一見すると首を傾げるような主張かもしれない。だが、会議直後はともかく、時間が少し経過したタイミングで会議の内容に触れたいと考えた際、「280 字」の投稿を幾つも探した後に閲覧するよりも、内容がまとめられている文書ファイルを読んだ方が遥かに便利だ。更には、近頃の X はそもそも検索・閲覧がしやすい仕様であるとは言い難く、重要な内容を書き残すツールとしては推奨できない。その点、文書ファイル (Word 文書やそれを PDF 化したものなど) としてまとめておくと、自分自身が後々振り返りたい²¹時にすぐに見返せる点でやはり SNS 上の投稿よりも利便性が高い

²¹ 自分がどのようなデリであるかを振り返る機会が出てくるかと思いますが、そういった際に形になった

と言える。

- ② 次に、レビューをより深いものにしやすくなる。(基本的に)「280字×n」という文字制限が存在し、後から編集が不可能なXでレビューを投下しようとする、内容を推敲することは困難となる。先に書いた「思考プロセスの文書化」にも通ずるが、どんなに構成が下手であっても、自分なりにまとめた文書が存在することには意義がある。文書を書き、推敲する作業を繰り返すことで、自身の文章力向上にも繋がるだろう。

その上で、X上での投稿を効果的なものとしたい方があれば、X上ツイートの振り返りを(文書としてまとめる)レビューの骨子作りとして活用することをおすすめする。「レビューで重点的に扱いたい点を先にX上で触れ」た上で、「文書上でより細かく書いていく」といった棲み分けが可能なのであれば、X上での振り返りツイートにも意味を持たせやすくなるだろう。

3. レビューで扱うべき要素

さて、実際にレビューを書いていく上で気を付けるべき点とはなにか？

結論から言うと、レビューそのものに決まった形式はない。とにもかくにも、まずはレビューを書くことに慣れるのが一番であり、各々で自由に書いて一向にかまわないと私は考える。

しかしながら、会議にある程度慣れてきた模擬こっかーの皆さんがレビューを書く際に「扱った方がレビューの質が向上する」要素は存在するとも考える。そうした要素を欠いたレビューは往々にして「リサーチが不足していた」「会議戦略の見通しが甘かった」といった「お気持ち表明」程度のもとなってしまう。せっかく時間を割いてレビューを書くのであれば、こうしたものではない「質の高い」レビューを目指した方がオトクというものだ。では、以下よりそれぞれの要素について触れていこう。

(a) 誰に向けたレビューを書くか？

レビューを書く際には「誰に向けて書いたレビューなのか」との点を初めに考慮すると良い。結果的に内容がほぼ同様になるにせよ、ターゲットによってレビューの重点は変わってくる。

フロントや他の参加者といった「他者」に向けてレビューを書くとの意識が少しでもあった場合、「策定していた会議戦略」や「(成果文書に盛り込もうと考えていた)政策」などの“ネタバラシ”を意識すると良いでしょう。より具体的には、「基軸となった外交方針」や「(会議を通して目指していた)国益達成におけるトップ～ボトム」といった点の開示が上手にな

レビューが手元にあると、当時の自分の思考などをより思い出しやすくなる為。

されていると、他の参加者には会議の中で何が起こっていたのかが可視化されるだけでなく、執筆者本人にもレビューの質を向上させたり、担当国のスタンスを改めて振り返ったりする機会が得られる。

逆に、自分に向けたレビュー文書であることを強く意識するのであれば、下に書く(b)~(d)の事項、特に最後の「『教訓』の一般化」を重点的に書くと良い。

もっとも、誰に向けたレビューであろうと、振り返り作業をする際に留意すべき点が大きく変わることはそうそうないと私は考える。その点を踏まえた上で、次節に移ろう。

(b) 戦略と戦術の峻別

本節では振り返り作業をする際、行った方が有益であろう「戦略」と「戦術」の分けについて触れていく…が、ここで全てを取り扱うことは難しい為、可能であれば『模擬国連の探求』2023年度4~5期会議編に寄稿された片山氏の「議場を『作る』ということ」を是非とも読んで頂きたい。

その上で、この二つの違いを（簡単にではあるものの）述べていきたい。

かなり端折った説明になるが、「戦略」とは様々な条件を考慮した上で定められた大局的な試みであるのに対し、「戦術」とはその戦略を実現しようとする過程の中で用いられる様々な手段やテクニックのことを指す。ざっくりした例えを用いると、関西大会への参加という命題に対し、「神戸ポートピアホテルに向かう」のが戦略であり、それを実現する為の方策として「新幹線で向かう」「夜行バスで向かう」などが存在し、その過程で用いられる「ゆとりのある時間を過ごす為に前泊する」「費用を抑える為に弁当を持参する」といったテクニックが戦術となる。

翻って模擬国連の会議に当てはめると、「国益を（様々な条件を加味した上で）設定し、その上でトップ及びボトムから導かれる会議行動の方向性」が戦略であり、「それを達成する為、事前交渉から文言調整に至るまでの会議の各段階で使われる手段」が戦術となる²²。

以上を踏まえた上で、会議準備の段階のみならず、レビューにおいても両者を区別することを皆さんに求めたい。なぜならば、どの段階での失敗であるかを取り違えると、真の意味で会議を振り返ったことには繋がらないからである。

例えば、スピーチはバシッと決まり、インフォーマル及びコーカスでも完璧に立ち回ったはずなのに国益を得られたとは言い難い…といった会議があった場合、それはそれぞれの戦術に問題があったのではなく、そもそも戦略からしてミスがあった可能性が高い。一方で、会議行動の方向性に問題がなく、会議前のメンターでも褒められていたのに、実際の会議の結果はイマイチだった…という参加者がいた場合、会議中の戦術に問題があった可能性が高い。

いずれにせよ、漫然と会議行動を振り返るだけでは不十分であり、方向性そのものに問題

²² 実際にはより細分化して扱うべき概念であり、「作戦」や「戦法」なども存在するが、ここでは一旦「戦略」と「戦術」の相違のみ取り扱った。

があったのか、そこに向かって採用した手段のいずれかに問題があったのか、それを見極めることは非常に重要となる。もちろん、両方とも問題であった場合もあるだろうが、その場合でも得るべき「教訓」を戦略面と戦術面で区別した方が今後の会議に活かしやすくなるのは言うまでもないだろう。

(c) 戦略面の振り返り－国益設定・リサーチ

(b)を踏まえた上で、戦略面で問題があった場合、重点的に振り返るべき点として「国益設定」と「リサーチ」の二点がある。もっとも、これらはいずれかに問題があるというより、相互に関連している場合がもっぱらである。

すなわち、会議設計などを踏まえた適切なトップ及びボトムの設定ができていなかったことが問題のある「国益設定」となることが多いが、その要因としては必要な「リサーチ」が不足していたことが多い。ただし、その場合でも「リサーチが不足していた」で済ませるのはあまり効果的ではない。そもそも議題に対する知識が欠けていたのか、会議・議場における担当国の位置付けが分かっていたのか、当時の情勢や時代理解を踏まえられていなかったのか、どの段階のリサーチが欠けていたのか、延いては「どの知識・情報があれば、適切な国益設定が可能であったか」という視点を持つようにしたい。

なお、リサーチは会議戦術の方にも密接に関係しているが、その際にも「どういった知識・情報を有していれば、より良い戦術を取り得たのか」といった視点は持つようにしたい。

(d) 戦術面の振り返り－事前交渉&議論議論・スピーチ・コーカス・インフォーマル・文言調整

担当国のスタンスなどといった戦略面の振り返りが終わったら、「会議中の行動分析」に移ると良い。これは当日に行った会議行動の内、何が成功し、何が失敗したかといった点を洗い出すプロセスとなり、それがそのままの戦術に問題があったのかを洗い出すことにも繋がる。この際、可能であれば「会議中のある時点でこうした行動をとったのは、このような理由に基づいてのものであった」といった点にも触れられると自らの会議行動に対する解像度を高められるだろう。

加えて、この際にただ漫然と失敗点を洗い出すのではなく、戦略面の振り返りで確認した担当国のスタンスや国益設定と照らし合わせるのも重要となる。こうする事で、どの会議行動や戦術が失敗であったか以外にも、定めたはずの方向性や基軸からズレてしまったのはどこであったのかも浮き彫りとなる。会議行動の各段階を具体的に振り返る為の問いの例を第6章の付録に載せたので、必要に応じてそちらも活用されたい。

それらを踏まえ、あの時に何が可能だったのか、どうすべきだったのかという「具体的な反省」まで行っていこう。

(e) 「教訓」の一般化

さて、これが最後の段階であるが、同時に最も重要なステップとなる。

すなわち、(d)までのプロセスは個別的な会議での反省にすぎず、ここまでにいったレビューを真に意味あるものとするには、反省をより一般化／抽象化した上で「次の会議ではこういう会議行動を心掛けよう！」という自分なりの教訓を得るという過程が必要不可欠となる。

それが戦略面なのか、戦術面なのか、あるいは両方なのかは個人差があると思うが、次回以降の会議にどのように活かせるかという点まで是非とも考えてみてほしい。

4. 会議評価及び他国評価に関する付言

担当国の会議行動に対する一連の振り返りが終わった後、余力がある人は会議そのものに対する所感であったり、他国の会議行動に対する感想を書いたりするのも良いだろう。ただし、こうした内容はフロント陣や他国大使に対する（実質的な）講評にもなりかねない。フェアで健全な模擬国連活動の為にも、一方的に貶めるような内容などは書かないことは当然のマナーとしよう。

5. 最後に

ここまでレビューの方法論などを記してきたが、これらはいくまでも数ある指針の一つでしかないことは再度述べておきたい。また、私自身、現役でデリとして活動していた際にここまで精度の高いレビューを執筆できていた訳でもない。この寄稿はレビュー執筆に向けた参考であって、絶対的な目標ではないことには留意して頂ければ幸いである。

最後に、寄稿の提出が遅れてしまったにもかかわらず、寛容な対応をしてくださった何山氏への感謝をここで述べておく。

皆さん、良き模擬国連ライフを！

6. 付録ーレビュー・フォーマット

皆さんが今後レビューを書く際に、その振り返り作業で使えるようなフォーマットを付録として記しておきます。第2章の内容を簡易化したものとなっているので、併せて参照してみてください。

- 会議前に設定していた国益設定と比べ、会議の結果はどのように評価できるか？（いわゆる「ボトムを割ったか否か」）
- 会議の経緯及び結果への不足がある場合、それは国益設定を含めた目標そのものに問題があった（→「戦略」面での失敗）のか、目標は妥当であったが、そこに到達する

為の手段に問題があった（→「戦術」面での失敗）のか？

- 【戦略】国益設定（あるいは「トップ」「ボトム」の設定）について、どこに問題があったのか？
 - 国益と想定していたラインが過小、あるいは過大だったのか？
 - 国益を設定する為の知識・情報が足りなかったのか？その場合、どの部分のリサーチが不足していたのか？会議設定そのものなのか、時代・情勢理解か、自国理解か、あるいは他国理解か？
 - リサーチが不足していた場合、どういったソースがあれば、妥当な国益設定が可能であったのか？文献、論文、Web ページ、それぞれの媒体で入手難易度は異なってくる点にも留意する。（次回以降の会議では、そのソースを活用できるか否かで考えてみると良い）
- 【戦術】目標に到達する上で、どの手段に問題があったのか？
 - 事前交渉は適切に行えたのか？（意味のあるグルーピングを進められたのか、キーとなる国家の大使に接触できたのか、なるべく多めにチャンネルを設けられたのか？…など）
 - 議論議論は適切に行えたのか？（国益設定を踏まえた論点設定は行えたのか、それを活かした TT 案は作成できたのか、論点案ないしは TT 案を通す為のロジック構築や根回しは十分にできたのか？…など）
 - スピーチは有効に活用できたのか？（公式討議という性質を考慮した内容のスピーチ原稿を作成できたのか、自国のスピーチに付けられた PoI や RoR に適切に対処できたのか、他国のスピーチに適切に反応できたのか？…など）
 - インフォーマルは有効に活用できたのか？（反論・懸念・質問に耐え得るロジック構築はできたのか、必要に応じてコーカスに繋げる為の折り合いは想定してあったのか、「消費」した会議時間に見合った議論を展開できたのか？…など）
 - コーカスは有効に活用できたのか？また、文言調整は適切に行えたのか？（折衝すべき国家の大使とコンタクトは取れていたのか、国益設定を踏まえたラインで文言は調整できたのか、WP などを含めた他の手段も講じることができていたのか？…など）
- 以上までを踏まえ、次回以降の会議にも活かせる教訓とは何か？

模擬国連会議における「適切」なレビューとは

国立研究会 39期 直江薫乃

会議後には必ずついてくるレビューだが、今夏関西大会を経て、デリにとってどのようなレビューが個々の成長に繋がるのだろうか、フロントはそのためにどのようなコンテンツを提供できるのかと考えるようになった。本稿では、私が考える模擬国連における「適切」なレビューについて考察する。

前提としてレビューの視点として、決められた会議設計面の中で導き出した発言や行動に対するフィードバックとデリ個人の思考に基づく発言・行動へのフィードバックがあるとする。

まずは、「決められた会議設計面の中で導き出した発言や行動に対するフィードバック」であるがこれは会議前、フロントから提示される論点や議論想定がデリの行動に大いに影響すると考えている。

論点策定を例にとって考えてみよう。模擬国連の会議では「論点やTTが定められている会議」と「議論議論がある会議（時間も自由なオープンアジェンダの会議もここに含む）」がある。議論議論がある会議であればデリの想定幅は広がり、会議想定も複雑になる。会議本番も論点が定められている会議に比べ、論点によって戦略を臨機応変に変えなければいけない。今回はレビューに視点を置いているので具体的な話は割愛するが、議論議論や会議想定は議題によっては沼にはまりやすい。

では、どのようにレビューをするのがデリしいては個人の成長に繋がるのだろうか。キーワードは「紐解くこと」だと思う。会議全体レビューは大枠の会議の流れへのフィードバックに行きがちだ。もちろんそれも重要なレビューであるが、例えば提出された論点TT案の裏には何が隠れているのか、どのような会議想定をして論点TTを作ったかなど中身を細分化するところまで見ることで知識が蓄積されると考える。このためにフロントはレビューの時間には一方的に説明するのではなくフロントの見解を述べる前にデリに意見を求めることを積極的に行い、デリに思考を言語化できる場所を増やすことが有効ではないだろうか。

個人の成長により繋がる既存のコンテンツといえば、レビューメンターや大使間レビューの場も有効だろう。既存のコンテンツではあるが、会議中は迅速な判断が求められ客観的に動けない時も多々あるだろう。そんな時必要になるのがレビューメンターや大使間レビューで客観的に振り返ることだ。レビューシートなどのデリが「言語化」できるコンテンツを提供することで個人の思考は整理され、のちに振り返った時に参考にもできる。これは持論だがこの「言語化」が上手なデリほどいわゆる「強いデリ」に多い気がする。その場でアウトプットできる人ももちろん強いが、自己レビューシートやメモで活字としてアウトプットできる人ほど強い。

ここまでいろいろ述べてきたが、今回私自身関西大会を経て模擬国連界限の発展のため、特にこれから来年以降運営代を迎え、界限のコアとなっていく新メンの皆さんが成長するために自分ができることはなんだろうと考えこの寄稿を綴っている。寄稿が皆さんの模擬国連に取り組む際の一助になればと思う。

第 23 回関西大会 COP1 会議レビュー

『COP1 を終えて—コンセンサス会議における中間国とペアデリについての考察—』

第 23 回関西大会 COP1 会議 ドイツ大使団

日吉研究会神メン 田口 蒼依

駒場研究会神メン 田部井淳志

はじめに

9月某日、『模擬国連の探求』編集の方から、「COP1 についてレビューを書いてみないか」というお誘いがありました。それを受けて本稿の執筆を始めた次第であり、同じ議場の数カ国の大使も誘い合わせて投稿しています。

執筆にあたり、何を書くべきか悩みました。私たちドイツ大使団は同じ会議に参加した方々へのレビューとしてはタスク（にコメントをつけたもの）を共有するに留めており、新たにいわゆる「レビュー」と呼ばれるものを書いてはいなかったのと、そもそも具体的な交渉内容を記載しても読者の多くにとっては知らない話になってしまうかなと思ったからです。

そこで、本稿では、そういった具体的内容のレビューに関しては以下に掲載するタスクのリンクと、フロントの方々が提供したくださったレビューシートのリンクでご覧いただき、ここでは私たちが COP1 会議に出て感じたこと、考えさせられたことなどを記述させていただくことにしました。よろしければご覧ください。

[タスク_DEU 全体共有用](#) (Google Document)

[レビューシート_DEU](#) (Google Document)

コンセンサス会議における中間国とその魅力

まず、寄稿の前半では模擬国連におけるいわゆる「中間国」と呼ばれる国について考えていと思います。中間国といってもいろいろありますが、今回は COP1 がコンセンサス採択を要件とする会議であったことも踏まえ、コンセンサス会議における中間国の話をしたいと思います。

COP1 におけるドイツは会議開催国（議長国）であり、決議採択に向けたインセンティブが特に強い国でした。また、議題の内容に対するスタンスも、アメリカなどが「先進国だけでなく途上国にも負担を、でなければ協力しない」、中国やインドなどの途上国が「自分たちに義務を課すな、先進国が責任を持ってやれ」という半ば強硬なスタンスであったのに対し、ドイツ擁する EU は AOSIS（小島嶼国）と同様に環境意識の高まりが見られ、会議において気候変動対策に有効な成果物を残すことそのものにもやる気があるという優等生的な国でもありました。わかりやすい「誰が削減を行うか」という点におけるアメリカと中印を両極とする対立軸においては比較的中間的なポジションでありつつも、「成果物の採択」や「成果物の気候変動対策における前進度合い」などの別軸に大きく国益を持つということですね。

こう言った国をしばしば「中間国」と形容することがありますが、いわゆる「極」と呼ばれる国に比べ、国益の分析や取るべき会議行動の類型化が難しく、あまり人気がなかったり、会議中に「何をしたらよいかわからない」状態になっている人が多かたりするイメージがあります。そこで、本稿においては COP1 のドイツを例に取りつつ、コンセンサス会議における中間国として考えられる会議行動がどのようなものか、またその面白さはどこにあるのか、についての私見を述べたいと思います。

まず、大前提としてコンセンサス会議においては全ての国が反対をしない内容でなければ成果物を採択することはできません。何を当たり前のことを、とおっしゃるかもしれませんが、これが中間国をやるときにぶつかる最初の難しさかと思います。誰も反対しないことが採択要件である会議において、どのような国が交渉の中心になりやすいか考えてみてください。皆さんも経験則でお分かりかもしれませんが、特に何もしなければ「内容の如何によって反対をする可能性が高い国」ほど交渉の中心に入りやすいわけですね。これがいわゆる極と呼ばれる国で、特に議場の誰もが「この国ならば反対をあげてもおかしくない」と思っている場合にはその潜在的な反対票の力が大きく、交渉の主体として認められやすいわけですね。COP1 でいえばアメリカや中印などがそれに当たるでしょう。

逆に、例えばアメリカと中印が合意できた内容があり、決議案が採択にかけられようというときに、中間国、特に成果物の採択に向けたインセンティブが強い国が反対をあげる可能

性というのはどの程度のものでしょうか。COP1におけるEU（見方によってはAOSISも）などはその例だと思いますが、もちろん内容次第ではあるものの、米中印が三者の間で合意を形成してしまっている場合、そこをドイツ（やEU、AOSIS）などから動かしていくのはなかなか容易なものではありません。特に、議場において「どうせこいつは投票にかければ反対できないだろう」と思われている場合は尚更です。他国から見た「反対する可能性」が低いことは、それが高い国と比べて交渉の中心に入りづらくなる理由の一つになるでしょう。

これを踏まえると、中間国が交渉の中心に入っていくためにはなんらかの工夫が必要であることがわかるかと思えます。その方法はおそらくいくつもあるとは思いますが、今回はその中で私たちが主に使った2つの方法について考えてみたいと思います。

- ①「流れ作り」を通して議場全体をコントロールし、妥結を試みる方法
- ②各国との1対1交渉を通して水面下で落とし所に向けて調整していく方法

まず、①の「流れ作り」を通して議場全体をコントロールし、妥結を試みる方法、というのはやや力技のできる条件も限定されることはありますが、最も直接的かつわかりやすいやり方だと個人的には思っています。中間国であることを利用し、両極の意見を組み込みながら議論議論がある会議ならば論点TT案をまとめて会議の進行を司ったり、最終盤にはシッティングのファシリテーションや文言のマスターなどの形で、形式上必然的に交渉の中心に入っていく方法ですね。この方法はうまくいくと両極に自分の目の届く範囲で戦ってもらうことができ、かつそれに対して自分が落とし所を提案しやすい立場になれるという点が長所だと思っています。一方、短所とはいえないかもしれませんが、この方法の難点は主に2つあるかと思えます。

1つ目が、そもそもこの方法を実現すること自体が難易度が高いということです。そんなことを言ったらおしまいじゃないか、と言われてしまうかもしれませんが、実際問題どの国も自分が志向する会議の進め方がある中で、ただ中間国であるということのみを使って会議の舵を握るのは簡単なことではありません。個人的には、このためには各国が受け入れられる、妥当性のある進め方を提案することはもちろんですが、テーブルイメージも非常に重要になってくると経験則で思っています。「この国の言っていることはもっともだ」、「この国は各国の意見を中立的に聞いてくれる」、「この国がそれを踏まえて提案している内容は過度にどちらかに寄りすぎることはない」などと思ってもらうことで、議場全体からの信頼を得ていくことは、この方法を遂行するための半ば必須の条件かと思えます。

COP1におけるドイツは、「議長国であるため、決議採択へのインセンティブが人一倍強い」ということを議場全体が知っていたというアドバンテージはもちろんありましたが、それだけではどこまで信用して舵をとらせてもらえるかわかりません。そこで、中立的で妥当性の高い論点/TT案の作成や、両極をはじめとする各国の声を聞きやすい（主張を妨げない）

形の進行の志向、包括的かつ透明性のある最終盤の交渉プラットフォーム作成などを意識的に議場全体に提案し続けることで、このテーブルイメージを確保し続けることを意識していました。

2つ目の難しさは、「ただまとめることに必死で、自国益を気付いたら忘れてしまいうる」という点です。そもそも、中間国であるかどうかにかかわらず模擬国連における会議行動の目的は基本的に自国益²³を達成することにあるはずですが、この方法は議場を掌握した先で、成果物をまとめるということが目先のわかりやすいゴールになりやすいため、はっと気づくとただの親切なまとめおじさんになってしまっていることがあります。これでは手段が自己目的化してしまっていて、本末転倒ですね。このような事態を防ぐためにはあらかじめ各国の主張を予想し、落とし所を想定しながら、その中で自国益を達成する道筋を自分の中で立てておく必要があります。

COP1のドイツの例を見てみましょう。ドイツは前述した通りEUの一国として強い環境意識を持っています。また、両極²⁴の主張をまとめるとアメリカは「途上国がやらないなら俺たちもやらない」、中印は「途上国にやらせるな、先進国がやれ!」というものでした。この落とし所として例えば「途上国は義務なしで、先進国もなし（あるいは非常に弱い文言の義務）」というところに落とし込むことも構造上はもちろん可能です。しかし、これでドイツの国益は達成できているのかと言われれば、「成果物の採択」以外の国益は得られていないわけです。よって、本会議におけるドイツは「途上国にも一定の義務を課して、先進国にはそれよりも強い義務を課す」という内容に向けて議場全体の舵取りを試み、概ねそう言った成果物を採択することができました。

次に、②の各国との1対1交渉を通して水面下で落とし所に向けて調整していく方法についてもみていきたいと思います。これは実行に移すハードルは①に比べて低いのではないのでしょうか。アンモデやメモ²⁵で直接各国とコンタクトを取って、どこが一番嫌なのか、何が必須の条件なのかを聞き出し、合意可能領域を模索するという方法です。文言ベースで整えたり、相手の主張の背景を想定したりするとより効果的です。①と比べると静的な整え方をできるため、自国益を冷静に反映しやすいというのもメリットの一つだと思います。一方、この方法にも短所は存在します。

最大の短所は「議場において相手にされないリスクがある」ことかと思えます。①の方法と違い、ハードルが低いからこそ多くの国が行っている可能性があることで、まず「この国でないとできない」度は下がり、他の国がより優秀な妥協案や落とし所を持ってくればそち

²³ ある後輩が言っていた表現でとても好きなものに「国益は自国の行動原理」というものがあるんですが、まさにその通りだと思います。

²⁴ もちろん他にも様々なアクターは存在していますし、主張内容もかなりデフォルメしたものですが、本稿の趣旨をご理解いただいた上、目を瞑っていただけると幸いです。

²⁵ 個人的にはメモゲーみたいなのはあんまり好きではないんですが。

らに流れやすいです。また、そもそも各国とコンタクトを取った際に全ての国が真面目に正直に答えてくれるとは限らず、一定のアンカリングを仕掛けてくることもある（というかそういう場合の方が多い）わけですから、タイミング次第では合意領域すら存在しない、あるいはわずかに存在する合意領域では自国益が達成できない、ということもあり得ます。

COP1におけるドイツの場合は、ペアデリだったこともあり基本的に①の方法と並行して②の方法を実行していました。具体的には、文言レベルの調整を両極や、ワンポイントアクター（特定の事項に関して大いに関心のある国）と行い、①の流れ作りの過程で提示する交渉ペーパーやパッケージ提案の土台にしました。これにより、ある程度交渉可能領域を絞った状態で、両極による過度なアンカリングをしづらくして交渉していくことができたかと思えます。

本稿では COP1 においてドイツが行った 2 つの方法を中心に紹介しましたが、中間国の会議行動のパターンは他にも多く考えられると思います。が、それを全て類型化するには経験・実力と紙幅がまるで足りないのです、この辺りで方法論に関する話は終えて、最後に中間国の魅力や面白さについて個人的に思うところを述べて本稿の終わりとしたいと思います。

個人的に感じる中間国の面白さは両者の主張と背景を理解することが求められる点です。ただのディベートとは違うモデ/議論の意義は極の国以上に意識しやすいと思います。また、①の中でも書きましたが、あくまでもただまとめるだけではなく自国益に資するような落とし所を探さなければいけないという点も極とはまた違った面白さがあります。極が正面から殴り合うボクサーなら、中間国は他国の力をうまく利用して自分の好きなところに落とし込む合気道家²⁶というところでしょうか。極は会議の華と、いつか誰かが言っているのを聞いたことがあります。中間国と呼ばれる国々もそれはそれで面白さがあると思えます。よかったら参考にしてみただけると嬉しいです。

²⁶ 正味あんまり詳しくないので見間違いだったら申し訳ないです。

ペアデリの良し悪しと条件について

次に、模擬国連におけるペアデリについて考えていきたいと思います。

本会議で私たちがペアデリを選んだのは片方が日程的にシングルで出場するのが厳しかったという理由がありました。こういったテクニカルな理由だけではなく、ペアデリを選ぶ理由（またはシングルデリを選ぶ理由）というのは様々あると思います。本項では、私たちがどのように会議準備や会議行動を行ったかということ踏まえて、ペアデリのメリットやそれをメリットたらしめる条件を論じたいと思います。

ペアデリとシングルデリを比較したとき、どのような違いが生まれるでしょうか。ペアを組むということは、1カ国の大使を2人が担当するということですが、それは2人分のキャパシティを獲得できるということを意味します。キャパシティを「容量（体）」と「能力（頭）」に分けて考えてみましょう。

まず、「体が1つから2つに増える」ことはメリットと言えます。例えば、同じ時間リサーチに費やしたとして、1人のときと2人のときではリサーチできる範囲が異なり、もちろん2人のときの方が多いと推察されます。実際、準備段階での負担軽減をペアデリを組む理由として挙げている人はよく見たことがあります。また、会議当日のことを考えてみると、2人で役割分担をして行動することでシングルデリのときの倍の動力を獲得することができます。要はマンパワーが多くなったおかげでできることが増えるよね、という話です。

しかし、ペアを組むということは本当に負担軽減になっているのでしょうか。私は、上記のメリットを活かすために注意しなければならない点があると考えています。それは、会議においては「1カ国の」、つまり同一の大使を模擬しなければならないということです。模擬国連は参加国それぞれが、それぞれの国益をもって、それを達成するために行動するという営みです。1カ国に対して複数大使がいたとしても、彼らは同じ国の大使として、全く同じ価値観や判断軸を共有していなければなりません。そうでなければ会議当日に別の方向に向かって進んでしまったり、お互いに違うことを言って混乱を招いたりといった事態に陥ることが推察されます。つまり、ペアを組む2人は、会議における任意の問いに対して、究極的には全く同じ答えを出せるようになる必要があります。

これは、例えば準備段階において、単にリサーチを分担してそれぞれが調べてきて終わり、というだけでは不十分であることを示しています。なぜならそれだけでは1カ国の大使として同じものを共有できていないからです。そしてこれは単にリサーチ結果をすべて共有することが解決策になるわけではありません。模擬国連におけるリサーチは、国益設定なり戦略策定なりをする、つまり一国の大使を模倣するための軸（行動原理）を作ると

ということが目的であることが多いと思います。そのため、リサーチを分担してそのあとに何をするかということが重要であり、2人分のマンパワーを活かして獲得した情報量をもとに、2人が納得できるような一国の大使としての軸を作りお互いに同じものを共有している状態を作る、というところまでできて初めて2人分の容量を活かしていると言えます。この状態を作るためにお互いの思考を擦り合わせることを目的としてペアデリは準備段階で多くの時間と労力を割く必要があり、一概にペアデリだから負担軽減できるとは言えない側面があると考えています。

次に、「頭が1つから2つに増える」ということについて。こちらも単純に考えればメリットでしょう。人には得手不得手があり、お互いにそれらを補い合って得意なことを活かすことができれば、片方がシングルデリで参加する場合よりもより高いパフォーマンスをすることができそうです。

準備段階では、ペア間で議論をしたり壁打ちをしたりすることにより、国益や戦略の精度を高めることができるでしょう。自分一人で考えるのが苦手という人や誰かと話しながら考えたいという人は一定数いると思いますので、彼らにとってはWin-Winですね。また、当日の会議行動においても、互いに得意なことを担当し苦手を補い合うことで1人のときよりも高い能力を発揮することができそうです。

今回の会議において私たちもこの点を活かして役割分担を行っていました。会議当日では、前項で述べたような中間国としての2つの工夫、『「流れ作り」を通して議場全体をコントロールし、妥結を試みる方法』と『各国との1対1交渉を通して水面下で落とし所に向けて調整していく方法』の2つをそれぞれが担当し、それらを総合して得たテーブルイメージや議場把握を会議行動に活かしていました。²⁷

しかし、「頭が2つ」あることは時に短所にもなりうると私は考えています。それぞれの模擬国連における価値観や準備の仕方、思考過程が違ったり、会議当日にそれぞれがその場その場でとる行動にズレがあったり、というように、人間が2人いる以上は上記のような違いが生まれてしまいます。これは仕方の無いことではありますが、ペアデリを組む場合にはこの違いやズレを最大限小さくする努力をする必要があります。

理由としては、先程も述べた「同一の国の大使を模擬しているから」に他なりません。いくらお互いのことを理解していて短所を補い合える関係であっても、一国の大使として行動できなければそれは模擬国連において意味を成しません。主張や根拠をどれだけ事前に擦り合わせていたとしても、当日会議に行ってみて想定外のことにアウトすることは多々あります。そういった臨機応変な対応を迫られる場合に必要なのは、同じ軸・行動原理と、そこに至るまでの思考過程を共有していることです。これがあれば、予想外のことに對しても自国の判断軸をもってして同じ答えを出すことができます。ペアを組む際のメリットを

²⁷ これはもちろん「体」が2つあったからこそできたことでもあります。

メリットたらしめるためには、この条件が必須なのです。

ということで、「ペアデリを組めば単純計算でシングルデリの2倍の頭と体を手に入れることができ最強だ!」というような考えでは、会議準備や会議行動のどこかしの段階でつまづく可能性があるのです。ペアの良さであるキャパシティの拡大を活かすためには、それぞれの思考を擦り合わせて納得のいく1つのものにする必要があります、それ相応の時間と労力が求められます。

COP1 会議において、私たちは、準備段階において一緒に思考過程を踏むことを意識しました。普段シングルデリをやる時には、自分の頭で考えをまとめておけばそれで済みますが、今回は相手に伝える必要があるため、自分の頭の中で考えていることを言語化しなければなりません。さらに言語化して相手に伝えた後は、お互いの仮説をぶつけ合って議論し納得のいく答えを探します。出てきた答えをさらに詳細に言語化して書き起こすことでズレが少なくなります。

また、これは裏返せば、上記のようなペアを成り立たせるための努力ができない場合や努力しても無意味な場合は組まない方がいいとも言えるでしょう。

前者については、「忙しいから」という理由でペアを組んでも、ペアを機能させるための努力が「忙しい」ゆえにできないためあまり意味をなさないと思います。確かにペアを組んだとしても一方のデリが1人で会議に出れるくらいの準備をした状態であれば、形だけのペアを組んで参加することはできるとは思います。それは『シングルデリ with お地蔵さん』と同じです。

後者については、例えば、根本的な模擬国連観（模擬国連に対する考えや価値観）が異なる相手とは、いくら思考を擦り合わせる努力をしたとしても同じ軸をもつことは難しいでしょう。「感情的なスピーチこそが真骨頂！史実を超えてみせる!」という人と、「スピーチはあくまで手段なので当事国だろうと淡々と内容を伝えれば良い」という人では思考を擦り合わせる云々では済まないレベルで違いが生まれており、こういったいわゆる価値観の違いはどちらかが正しいわけでも間違っているわけでもないため、お互いが努力してどうにかなるものではないことがほとんどです。

ここまで読んでくださりありがとうございます。今回の会議で、ペアを機能させる努力をしてそれがうまく行くと、普段シングルデリで出ている時とはまた違った楽しさがあるのかなと感じました。読者の皆さまの中でシングルペア問題について、ひいては模擬国連全般についてでも何かお話ししたいことがあれば是非是非いつでも話しかけてください。

最後に、本項は決して「ペアデリそのもの」を推奨したいのではなく、「ペアデリをやるならそれ相応の理由をもってやる」ことを伝えるために執筆させて頂きました。少しでも参考になれば幸いです。

第 23 回関西大会 COP1 会議レビュー

『大使によるレビュー：回想録タイプ』

第 23 回関西大会 COP1 会議 日本大使
早稲田研究会神メン 中野尾翼

こんにちは、早稲田研究会神メンの中野尾翼です。ここでは、大使による会議後のレビューの形のひとつとして、回想録タイプのレビューを紹介します。大使レビューにありがちなのはタスクなどを共有して事前の想定と当日の行動を解説するような形だと思いますが、COP1 の日本は当日になって方針を変更した部分が多くありましたので、あえてタスクを共有するのではなく回想録を執筆する形でレビューを行いました。

会議後に殴り書きで書き上げたものなので読みにくい箇所等ありますが、お読みいただければ幸いです。

共同実施における日本の戦略と行動

はじめに

このドキュメントは、共同実施に関する日本の国益設定と事前の会議想定、実際の行動とその意図をまとめたものです。会議の内容の振り返りであるため、ところどころで他国の大使の会議行動に言及すると思いますが、あくまで「日本の行動を説明するための言及」であり、批判する意図は一切ないことを明言しておきます。

結論として、日本は「JUSCANZ 案（全締約国対象・クレジットあり）をベースとして文言交渉を開始し、クレジットをある程度妥協する代わりに対象国を全締約国とすることを目指す」という大枠の交渉方針は会議前と会議中を通じて一貫していたものの、具体的な妥協案や交渉の流れなどはその場の判断で動くことが多々ありました。

日本の国益設定

日本は国内での削減努力が既に限界に近く、削減目標の達成のためには途上国との共同実施を通じてクレジットを獲得し、それを自国の削減量に算入することがほぼ必須と言っ

てよい状況でした。それを踏まえ、共同実施の論点における日本の国益は

- 共同実施&パイロットフェーズの対象は全締約国
- 共同実施にもパイロットフェーズにもクレジット制度を設定し、2000年までの目標の達成にも算入する
- パイロットフェーズはCOP1終了後即座に開始する

という感じだと判断しました。それぞれの優先度としては「開始時期>対象>クレジット」でしたが、開始時期には大きな対立がないだろうと考えていたため、実質的には対象>クレジットという感じでした。

事前の想定

当日の会議の展開と日本の行動を考える上で、まず史実の交渉過程を分析しました。史実のCOP決定5は「全締約国対象、PPにおけるクレジットなし」という結果になっていることから、これら2つの論点でバーターが行われたと判断しました。この段階では先進国（特にJUSCANZ）と途上国の間の合意可能領域を見出せていなかったため、会議においても最終的にバーター交渉を行う想定で会議準備を進めました。

バーター交渉を見据えた会議行動を考えるにあたり、「クレジットを完全に無くさずに対象国を全締約国にできないか」という点を検討しました。検討の中で、ENBにおけるオーストラリア大使の発言から「パイロットフェーズをクレジットなしの期間とクレジットありの期間の2段階に分ける」という「二段階案」を思いつきました²⁸。詳細な議論想定は省きますが、この2段階案なら「クレジットありの場合とクレジットなしの場合の政策効果を比較してみないと、クレジットの政策効果は分からない！」という建前をゴリ押せば反論されにくいだろうと考えました²⁹。

それを踏まえ、途上国が対象国を譲る代わりに先進国はクレジットを部分的に譲るという「全締約国対象、二段階クレジット」を最終的な落とし所とすることを決めました³⁰。

また、この落とし所に向けた戦略として、インフォーマルでは「全締約国対象、クレジットあり」を強く主張し、インフォーマルでクレジットありなし側のロジックをあらかた出した上で³¹、交渉終盤で二段階案を提示するという方針を決めました。

²⁸ 具体的な文言は[これ](#)です。JUSCANZ、フランス、ドイツには会議中に共有していました。

²⁹ 日本がインフォーマルで「政策の効果は実施してみないと分からない」と主張したのは、この建前をゴリ押すための下準備です。また、政策効果を比較すればさすがにクレジットありの方が費用対効果が高くなるだろうという読みもありました。

³⁰ 「二段階クレジットは先進国にとって譲歩と言えるのだろうか」という意見もあると思いますが、「クレジットあり」と「ありなし両方やって比べよう」だと、その後の正式な共同実施におけるクレジットの議論のスタートラインがかなり違うかと思います。したがって、譲歩といえると考えています。

³¹ 二段階案は究極の両論併記という形なので、議論が白熱すればするほど交渉において否定されにくくなると考えていました。

実際の行動

1日目+2日目

先述したように、ここまでの想定と当日の日本の行動は大きく異なるものとなりました。まず日本としてやったのは、「JUSCANZ 草案をたたき台として文言交渉を進めることについて、先進国+共同実施に積極的な途上国の了解を取ることで」でした。この行動の目的は、日本がたたき台を提示して共同実施に関する文言の交渉の主導権を握ることで、バーター交渉のタイミングをある程度コントロールすることです。同時に JUSCANZ やドイツなどに対して二段階案の共有と意図説明を進め、いざ出した時に無用な混乱が生じないようにしました。

上記の行動からもわかるように、この時点まではバーター交渉と二段階案の提示で決着をつける想定で動いていました。その方針を変更し、合意可能領域を模索する方向に舵を切ったのは大論点2のインフォーマル終了時です。大論点2小論点2のインフォーマルにおいて、中国大使およびインド大使のクレジットへの反対理由として「クレジット制度の効果は認めるが、条約の体制にそぐわない」旨が表明されました³²。これを踏まえ、日本としては「クレジット制度と条約の体制の整合性が問題となっているならば、そこさえ新規文言等で解決できればPPにおいてクレジットを全面的に導入できるのではないか」と考えました³³。

インフォーマル終了後はグループ内の調整時間を経て、日本案、EU案、途上国案の3つを用いたシッピングコーカスに移行しました。全体に共有しながら進めたので詳細は省きますが、2つならまだしも3つの草案を比較しながら一本化するのなかなか骨が折れる作業でした。

3日目

シッピングコーカスによって多くの点が合意され、残る大きな争点は①対象国、②クレジット、③期間の3つとなりました。

対象国については、先進国と途上国の間で条約の解釈が対立していることが明らかとなっていた一方で、「相手側の解釈を採用すると具体的にどのような問題が生じるのか」という点はほとんど明確化できていませんでした。そのため、まず途上国に対して「途上国が4条2項に基づいて参加すると、どのような問題が生じると考えているか」を尋ねました。これは具体的な問題を列挙してもらったうえで、争点となっている文言自体の変更ではなく

³² ここで「そもそもクレジットに効果なんてないよ」みたいな反論が飛んできていたら、2日目のうちに二段階案の交渉にシフトしていたかと思います。

³³ すなわち、それまで想定していた二段階案による解決ではなく、「全締約国対象クレジットあり+新規文言」による解決を考え始めました。

新規文言の追加によってそれらの問題を解消しようという狙いに基づいたものです³⁴。途上国から挙げられた大きな懸念が「約束の移転が生じるように見える」と「既存の措置の置き換えが生じる」だったので、それらをケアするための新規文言を追加することで対応しました。

また、クレジットについては、EUの技術的事情を背景とする懸念をケアすることを目的に「適切な算定方法が確立されたのちに」という表現を追加することを提案しました。日本としてはPPにおけるクレジットが最終的に算入さえされれば、算入のタイミングには特にこだわりはありませんでした。

結局、①約束の移転の否定&追加プロジェクトのみ共同実施となる、②適切な算定方法が確立されたのちにPP期間中のクレジットを算入する、の2点によって議場全体の合意をとることができました。USのバーター提案などはありませんでしたが、最終的にこれらの文言が「共同実施に関する決定」となりました。

ふりかえり

振り返りとしては、方針の変更が多く、全体としていきあたりばったりな会議行動になってしまったように感じています。共同実施に集中するあまり約束の妥当性の議論に関与できず、論点をまたいだバーターまで見据えられていなかったことも反省点だと考えています。共同実施を論点内だけでまとめあげることは是非も含め、いろいろ考えたいです。

³⁴ 条約の解釈が対立している場合、解釈について議論の中で合意を生むことは不可能に近いですが、「Aという立場をとった場合、Bの立場を取る国にとってどのような問題が生じるのか、その問題はどうすれば解消できるか」という議論は比較的合意に繋がりがやすいと思います。また、この点を考えることは、Bという立場を取る国の国益や戦略を考える上でも非常に有用でしょう。

第 23 回関西大会 COP1 会議レビュー

『大使によるレビュー：戦略振り返りタイプ』

第 23 回関西大会 COP1 会議 サモア大使
京都研究会神メン 松岡幸汰

こんにちは、KMUNC23 COP1 会議において Samoa 大使を務めました、京都研究会神メンの松岡幸汰です。本稿は、2023 年 8 月に行われた、KMUNC23-COP1 会議の"一大使"のレビューとして、会議後にディスコードチャンネルに公開したものです。本号の論題が「レビューについて」であることから、僭越ながら模擬国連におけるレビューの一つの例として、また、同会議に参加した他の参加者のレビューとの比較を通して、この論題について議論を進める一助とならんことを願い、本稿を寄稿いたします。

本レビューは、松岡が本会議に臨むに当たっての、国益設定・会議戦略をまとめ、また、味方陣営である AOSIS にそれを共有する目的で作った「AOSIS-Strategy：共通戦略」をベースに、実際の行動を振り返る形で作成しました。

Samoa と COP1

「AOSIS-Strategy：共通戦略」をベースに

楽しかった会議の振り返りを思ったところで、ちょうど同期が戦略を公開してくれたのでこの波に乗ろうと思います。

戦略は、基本的に AOSIS グループで共有した「AOSIS-Strategy：共通戦略」をコピペしただけです。そこでの実際の行動(実行)はどうだったか？について付け加えたいと思います。

他の人の共有を見た上で、この doc で答えられる箇所とその他の見どころ(?)

- Germany タスク
 - なぜ早々にインフォーマルを終了させ、コーカスに移行したかったのか→
クーポンを早く・上手に切ることでマンドート交渉を完成させるため
 - 「サモアが示し合わせた折れ方をしなかった」→普通に欲張りしました…ごめんなさい。
- その他見どころ(?)

- Samoa が AOSIS 議定書をどのように捉えていたか。→AOSIS クーポンと Blue sea ペーパー
- Samoa 視点での³⁵「途上国の義務」に対する捉え方。→是非とも義務を受けていただきたい！けど、先進国という一番の敵に対抗するために、また国際的な発言力の土壌として孤立することは死活問題

一日目終了後メンター

- ・ 議論議論の目的と、議論議論でしたこと（グループ・個別交渉）

議論議論の目的

- 顔合わせを通して議場の空気感と力学を掴む
- 今回の会議においては、あくまで初手の大枠を決めるのみ=詰めすぎない、決めすぎない論点 TT が望ましかった。
- 目標
 - AOSIS 議定書を半分訴状に乗せて議論する。: INC11 の要件
 - 14:30 までのインフォーマルの終了。

議論議論でしたこと

(個人)

- G77 の意見を極力まとめる（共同実施でアルゼンチンを説得できたのはよかった）
- AOSIS としての共同歩調基盤=組織アイスブレイク
- 全体交渉
 - 対 Japan、対 Germany との連絡を構築
 - 対 us 戦を展開

(グループ：AOSIS)

団結を図る=共同目標について考えた。

Samoa を代弁者として全体交渉における段取り作りを重ねる。

(グループ：G77+C)

一致を図る

アメリカの大論 1、小論 3 を消す

³⁵ AOSIS から見た途上国義務は、リサーチでは明確にでてこなかった点のため松岡の推察=理由付けで決定しました。そのため、他の AOSIS の大使と若干の捉え方の違いがあるかも。

- ・ 議論議論の時間に他にやったこと（あれば）

AOSIS を生かした、AOSIS 議定書への意見徴収→G77 のうち China/India 以外が賛同する旨を確認。

情報収集を図る。

ドイツとの意思疎通、ジャブだが、それぞれ議定書への意見と今後のまとめり方について連携

- ・ 「確認点 1・2」：なぜもうけたのか

アメリカを納得させるため。それ以上はないです。

- ・ 大論 1 小論 1・2 でなに目的にし、何を達成できたのか

小論 1

目的：

約束の「不明確さ」に問題があることを議場の一意見とする。（AOSIS 議定書の原因論）

達成：

一つの大きな原因論として考慮に入れることには成功

中印のスタンスの炙り出しは棚ぼたで達成されたようなものです。

小論 2

- 目的

- AOSIS 議定書に対して、ほぼ全カ国のコメントリーを得たこと

- 達成

- 「現実的に不可能」という意見を得た。
- ↑を踏まえて、
 - 何が不可能なのか内容面でつめようぜ→議定書議論 or マンデート議論のなかでの交渉土台化の一途
 - IF ほぼ全員がみんな飲まないから→結局先送りにして人のせいになっているだけ！としてエッジを叩く

- ・ 採択された TT の評価

- 最悪の一步手前

- because

- 複雑な論点名が故に意見がとっちらかるし、整理しづらい
- 14:30 目標を 1.5h 超過する結果となった
 - →インフォーマル中の裏交渉の中での AOSIS クーポンを切る=グリーンペーパーの作成

・ TT のそれぞれの論点で今後何をしていくか

2000 年代以降

- 強行に、
- 議定書具体化の必要性について揚げ足を取っていく。
- 即座の必要性を強調していく。

共同実施は有用たり得ないことはない

やってみなわからん 以上

共同実施はどうあるべきか

JI(そのもの)の主体

JI-PP の主体と //

JI-PP の主体

- 先進国に留めるべき=4 条 2 項(a)(b)は先進国の間のみ★
- 自主的な意思に基づいて途上国とも可能=自主的な意思に基づいて途上国も 4 条 5 項の中で共同実施が可能★

JI-PP におけるクレジットの換算可否

- JI-PP におけるクレジットは認められない。★

JI-PP の終了時期

- 定めない
- 定性的に定める
- 定量的に定める
- 年次で定める

・ 今日を踏まえての会議の出口戦略と、明日何するか

phase 1 : AOSIS クーポンの価値を釣り上げる

- インフォーマルで以下の点を重要づける

- 議定書の採択以外に COP 1 での選択肢がでなかったことを揚げ足
- 迅速に進めること
- 具体的で、数値化された目標が必要であること。
 - 揚げ足を取っていく。
- 拘束力のない形では達成できないということ。
- 先進国の怠惰
- AOSIS 議定書をベースに交渉を進める（ブラフ）

phase 2 : AOSIS クーポンを高く売りつける。& 密かにグリーンペーパーを準備

AOSIS クーポンを高く売りつける。

ともかくインフォーマルでは絶対に負けない

- AOSIS にだれか（ドイツが best)妥協を迫りに来るのを待つ。
 - 密かにグリーンペーパー「Blue Sea」を準備
- China, India を除いた G77 でグリーンペーパーを起草
 - 削減目標をトロント数値で持っていく。
- China, India サプライズ

この二つのフェーズの完成時期を同じくすること。

phase3 : マンデート交渉で高くから落としていく。: 理想

AOSIS 議定書の議論に持っていく。

二日目終了後メンター ※ふじたかの簡易議事録ベース

インフォーマル：クーポン価値高められたのでは？

→達成度：ボトム割れではない、でもじゃあ残り時間から見た時の視点は？

妥当性の文言交渉

→本当は 1630 頃からにはやりたかった、けど取れた部分はあるし残りが数値の議論だけになったのは良かったかも？進捗としては 7/10、数値のところで粘っている AOSIS。JUSCANZ の細かいとこなあ。ドイツ素案を落とすどころに据える。

JI の文言交渉

→普通に考えるのを忘れていた。進捗としては 4/10。

CHNIND を呼んだけど素早く動けなかった原因分析

→そのスタンス確認が危うかった。ARG とかを含めて一回確認しよう。ガバナンス！

15 時半~17 時

→時間意識。

明日の出口戦略

→DD 全体としての採択もあるからそこを意識した上で両方通しに行くための手段。入り口論で勝ち取ったものは大きいから、そこをどう活用するか&どれだけ上に積めるか。

以下：会議後に加筆した箇所は紫字で書き足します。

①AOSIS の利益

○共同歩調のための約束事

- ・常に議場を俯瞰すること
 - 誰が、どこで、何をしているのかを見極める
 - OODA³⁶で思考！情報収集が判断の鍵に
 - 空気に流されていないか、常に把握する。
- ・ボトム(defence)は常に見極め！断固死守！
 - 遠慮することなく、常にお互いで最善の方法を提案し合う
 - どの箇所がボトムなのかを常に意識して
- ・決断は2カ国以上で、できるだけAOSIS全員で
 - 歩調の乱れないように！
 - かつ、スピードも大事に！

○共通の利益

1. 危機は我々のみならず、それがただ早期に我々のもとに来たのみ。
2. 実効とは、「迅速」「具体」のこと。
3. 議定書の議論を引き伸ばす悠長な輩を許すな。
4. 魚群戦略=団結が我々を大魚たらしめる。
- 5.

FOR：方向性としての国益(国不益)

TO：FORを踏まえての具体的なゴール

FOR	TO
「約束」(4条2項(a)(b))の義務を強化 <ul style="list-style-type: none">● 【数値を具体化】	具体的な目標値・目標年次を策定
<ul style="list-style-type: none">● 【早期に合意】	1997年までに(遅くともCOP3までに)
<ul style="list-style-type: none">● 【拘束力のある議定書で】	「議定書」による合意

³⁶ Observe (観察) → Orient (方向づけ) → Decide (意思決定) → Act (行動) を一回40秒で回す。

● 【確実な交渉方法で】	AOSIS 議定書を交渉ベースとして議定書の交渉を開始する。 アドホック委員会での交渉を開始する。
JI パイロットフェーズを開始	PP→基準の議論
JI の責任の転嫁・拡大回避	4 条 2 項(a)(b)に基づく「JI」は先進国の間に留める 途上国の参加は自主的な物であり、附属書 I 国と非附属書 I 国間は別の文脈で行われるべき。
JI パイロットフェーズにおけるクレジットの換算の拒否	PP におけるクレジットは認められない。
魚群戦略(“Borrowing power”)の維持 =G77 からの孤立を回避 =EU との歩調の乱れを回避 =NGO の支援断行を回避 =NGO の支援断行を回避 =道義的パワーの損失回避	=G77 からの孤立を回避 最も実行力を持つ先進国グループを突き動かす大きなグループとして捨てられない。 発言力の源泉として
	=EU との歩調の乱れを回避
	=NGO の支援断行を回避 NGO の代弁者としてのパワー
	=道義的パワーの損失回避

AOSIS は途上国にも義務を課したかったのか？→A.課したいけど、今は「途上国」の中の AOSIS として交渉をすすめることの利益が大きい。

今にも沈みそうな AOSIS にとって先進・途上を問わず世界が CO2 を減らしていくことは大手を振って歓迎することになりなかつた。つまり、究極的には「途上国に義務を課したい」という点については、先進国に賛同できる点でもある。

しかし、国際交渉という枠組みにおいては「途上国」という交渉グループの中に自らを位置付ける必要があり、主な理由は以下 2 点。

● SID(小島嶼開発途上国)として、開発援助を”求める”立場だったから。

SID は LDC に似たカテゴリーであり、環境脆弱性を武器に特別に開発援助を求める国のこと。1990 年代は概念として、確立されかけの状態だが今後、“非援助国”としての主張を展開する上で、途上国という土壌が必要だった。

- まず排出量の多い先進国を非難し、先進国を律することの方が効果的だったから。

AOSIS から見た「気候変動を解決」するための方程式

FCCC 作成時の AOSIS の 12 の交渉ターゲットをまとめた Ashe, Lierop, Cherian(2009) から、AOSIS 視点での気候変動改善の式は以下の構造を取っていると理解しました。

AOSIS 視点での気候変動危機の解決(how)

【既存の発生源の抑制】先進国によるこのようなガスの排出量の即時かつ大幅な削減によってのみ達成できる

【新規の発生源の抑制】開発途上国は、エネルギー効率、天然資源の合理的利用、再生可能エネルギー源の開発に取り組むことで貢献できる

概して感じたのは、「環境クズネッツ曲線(EKC)仮説」に立って先進国と途上国のそれぞれの役割を分類しているという点です。

【先進国】:環境と経済を"がんばれば"トレードオンできる。

【途上国】:環境と経済を"まだ"トレードオンできない。

この視点を前提とした時、先進国には削減義務を課し、develop"ed"した既存の経済と環境のトレードオンに向けた努力を促す。途上国には緩く、develop"ing"する経済成長の過程の中で「合理的」な利用を目指せるなら目指してね程度の要望を述べるに止まっているということに自分なりに説明がつかしました。

○共通の利益：論点ごと

★：第一目標／★'：妥協後の第二・第三目標／なし：neutral／✕：回避

約束の妥当性

AOSIS の求める「約束」の強化

【理想】

- COP 1 での AOSIS 議定書の採択★

【妥協：マンドート】

〈形式〉

マンドートの位置付け

- 交渉★

- プロセス★”
- 協議✕

プロセスの過程

- アドホック委員会で策定。★
- SBI などで

ベースの存在

- AOSIS 議定書を「交渉ベース」として。★
- AOSIS 議定書を「検討対象」として
- 明記せず✕

内容の位置付け

- 以下を検討する：
- 以下を特に：なかんずく (inter alia)：それ以外の議題も取り上げることは可能
- 以下などを検討する：
- 明記せず★

文書の形

- 議定書★
- 議定書またはその他の法的拘束力のある文書の採択を通じて
- 議定書またはその他の法的文書の採択を通じて
- not ✕

いつまでに

- COP2★
- 遅くとも 1997 年までに★’

〈内容〉

先進国義務

- 具体的数値目標
 - トロント目標★
 - QUELROs★”
 - 曖昧✕

- 抑制(limitation)と「削減(reduction)」
 - 「削減」を含める：何らかの基準と比較してマイナスになる
 - ★
 - 安定化：✗
 - 抑制のみ：必ずしもマイナスにはならない（伸び率を抑えることも）ので比較的容易✗
- 目標(target)と目的(objective)
 - 目標(target)：具体的な数値目標に結びつき易い★
 - 目的(objective)：〃結びつき易にくい★”

途上国の義務

- 新しい約束の導入可否
 - 新たな約束を導入する★’
 - 〃しない★
- 既存の約束(4条1項)を再確認する
 - する★”
 - する+共に持続的開発を達成するためにこれらの約束の実行をより一層進める★
 - する+それぞれ共通に有しているが差異のある責任並びに各国及び地域に特有の開発の優先順位、目的及び事情を考慮して、共に持続的開発を達成するためにこれらの約束の実行をより一層進める★’
 - しない✗

2000年までの約束 by ドイツ=1990年レベルで安定化★：

後の AOSIS クーポン戦略は「COP1 での議定書の採択」の意義を要素分解して、その要素のみをマンドートにすげ替えることを意図した。

- 最も実効力がある
 - 最も迅速
 - ★→COP3 までに
 - (→年限：目標年・基準年)
 - 最も確実
 - AOSIS 議定書が忘れ去られるのは死活問題
 - ★→AOSIS 議定書を交渉ベースに。
 - AOSIS 議定書からの足し引きで決まるため、これま

でと違い、入口論としてのトロント目標批判ではなく、実際の数量目標の妥当性をめぐる議論が開始される可能性が高くなる。

- 数量目標の設計に対して消極的(後ろ向き・悠長)な姿勢をとりづらくなる。
- 今後の交渉においても、微小国 AOSIS が発言力を維持できる。
- 延期され、延期されるのはもうごめん
 - →上と〳
- 最も具体
 - 曖昧な義務で進まない FCCC はもうごめん
 - ★「年限：目標年・基準年」「削減(only)」「削減量」を盛り込む

上記で★した箇所が AOSIS がマנדート交渉で求めたかった部分

共同実施

AOSIS の求める共同実施及びパイロットフェーズのあり方

現時点での JI-PP の開始可否

- 可(=COP 後即時)★
- 否(JI の基準の議論次第)✗

JI-PP の主体

- 先進国に留めるべき=4 条 2 項(a)(b)は先進国の間のみ★
- 途上国とも可能=途上国も 4 条 2 項(a)(b)の中で共同実施が可能✗
- 自主的な意思に基づいて途上国とも可能=自主的な意思に基づいて途上国も 4 条 2 項(a)(b)の中で共同実施が可能
- 自主的な意思に基づいて途上国とも可能=自主的な意思に基づいて途上国も 4 条 5 項の中で共同実施が可能★

JI-PP におけるクレジットの換算可否

- JI-PP におけるクレジットは認められない。★
- JI-PP におけるクレジットは認められる。✗

JI-PP の終了時期

- 定めない
- 定性的に定める
- 定量的に定める
- 年次で定める

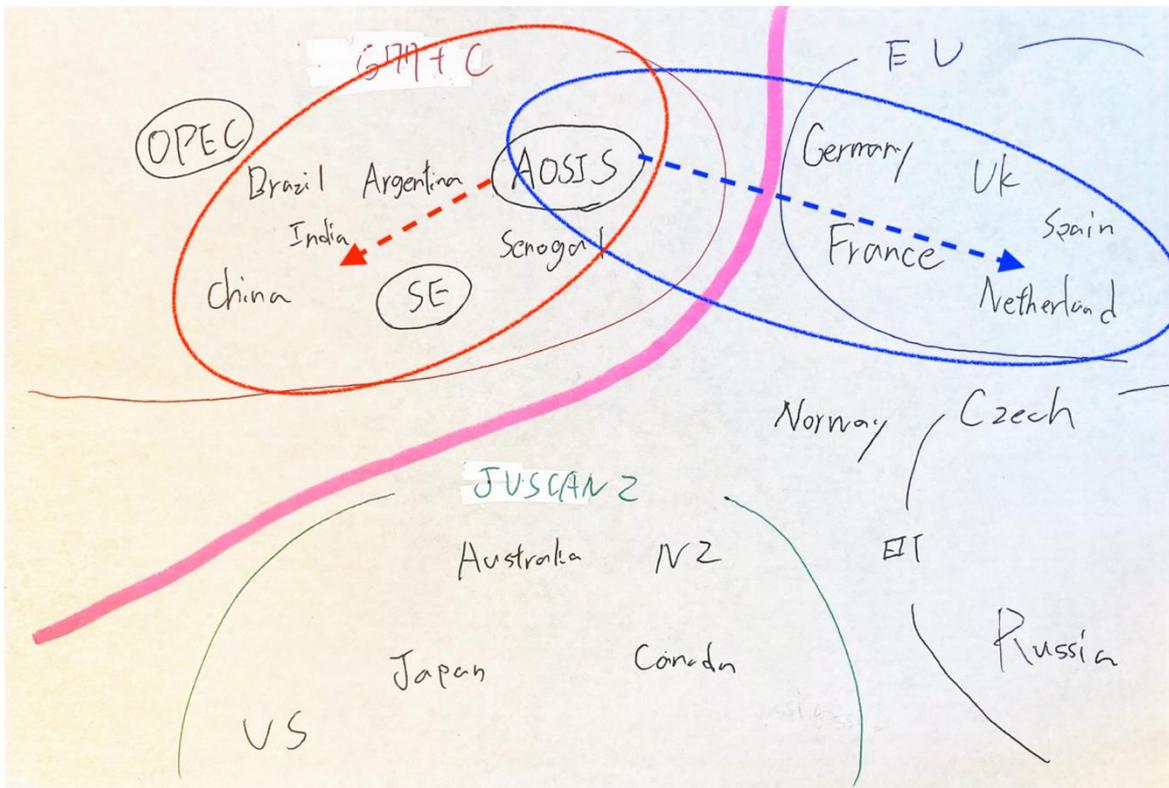
JI(そのもの)の主体

JI-PP の主体と

②議場力学

○数的戦略

1. G77+C(穏健)及び EU との連立としての AOSIS
 - a. G77+C 方面の到達目標：China & India の味方化
 - b. EU 方面の到達目標：Germany(&France)の味方化
2. 石油大国 (OPEC 及び米露) をスケープゴート化



AOSIS は特に議場の中心に自らを位置付けることが、今後にもつながる重要な点だった。複雑な cop 議場においてこれを実現するための戦略として途上国と EU「二つの連立」と自らの真反対の立ち位置をとる「石油大国(OPEC と米露)のスケープゴート化」する戦略を狙った。

○議場の力学

参加国総数	27	🗨️会議前に初期設定
現在出席国	26	
過半数支配(1/2)	13	
過半過半数支配(1/2/2)	7	
先進国	EU	5
	JUSCANS	5
途上国	その他	7
	AOSIS	5
	OPEC	2

👉 **過半過半数支配**：議場の過半数が支配権を握るのであれば、さらにその過半数の過半数を取ることによって事実上議場を支配できる。つまり、議場の4分の1の団結があれば議場における優位を取ることができる。今回の場合、AOSISは既に5カ国のため、過半数支配のために2カ国以上をさらに追加で味方につける必要がある。

〈候補〉 [AOSIS 議定書に対する各国の反応](#)

	@G77 + China (その他)	@EU	@JUSCANZ & EIT
①	Malaysia→済み ● INC11 での AOSIS 議定書支持国 Argentine→済み ● INC11 での AOSIS 議定書支持国 Philippine→済み 史実 AOSIS 議定書支持国	Germany ● 議長国であり、影響力が大きい ● 共通点も大きい France→交渉中 ● ドイツと近い ● EU をまとめるために不可欠なパイ	

	Senegal→済み AOSIS と同じく気候変動脆弱国		
②	India China Brazil→済み	UK→済み Spain ✕ Netherland→済み	Norway Czech
③			NZ→交渉中 Australia Canada Japan
	Kuwait Saudi Arabia		Russia US

③役割の分担

※中日に余裕があったら、基本的には当日出たところで柔軟に

Fiji	Argentine、ブラジル
Maldives	Malaysia, NZ, UK
Papua New guinea	Senegal
Samoa	● ムチ →高い場所にアンカリングを貼る ● 対 Germany
Trinidad and Tobago	Philippine、ノルウェー、アルゼンチン、オーストラリア、チェコス、カナダ

【必要な役割】

顔の使い分け

- ムチ (1~2人)

- アメ（それ以外）

交渉相手の守備範囲

- 囲い込み交渉
 - 対 G77+C ハト派要員
 - 対 EU 要員
- 妥協引き出し交渉
 - 対 JUSCANZ ハト派
 - 対 JUSCANZ タカ派

④会議における大局観と AOSIS

○行動原則

- AOSIS 議定書は、クーポンとして、マンデートの議論において如何に議定書放棄の見返りを貰えるかが大事。

AOSIS クーポンを如何に上手く・早く切るか、その段取りが重要！

- 早く切る：できるだけ、早い段階でインフォーマルを終了させること
 - 後々にコーカスに移行する場合、「議定書をベースとした交渉無理でしょ」の空気が生まれて良いカードとして交渉ができない。
 - =議定書ベースの交渉をしましょう！→ヤダ→じゃあ代わりにマンデート交渉に盛り込むようにしよう。
- 上手く切る：マンデート交渉に移行する際に大きな取り分（特に、目標の具体化）をすること。

【Samoa TT 案】

Samoa の TT 案はクーポンを如何に上手く・早く切るかを前提に考えていた。その結果、約束の妥当性の議論は、(1)議定書を捨てない前提での戦い、(2)議定書を捨てるかどうかの戦い、(3)議定書を捨てた後の DD を詰める戦いの 3 部構成が必要であると思いついた。つまり、流動的に議論を切り替え易いコーカスが、長時間必要となると考えインフォーマルを一日目で終了させるとんでもない TT を立てた。（※提出した時は大真面目にこれが議場の best だと思っていました w）

しかし、19 日になって他の大使の TT が公開されると明らかに Samoa 案が浮いてることがわかり、戦略を切り替え、TT がまとまっていく過程で Samoa 案を”要件とデットライ

ン”に変えて提示することにした。

Phase 1 : AOSIS クーポン³⁷を良いタイミングで、良い条件で、自然に手放せる論点・TTを作る。

目標点	<p>論点案</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 約束の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> a. Samoa 案の論点進行（論点案の類似：China／France／Norway／T&T／Kuwait）が無理になった場合は、 ● 共同実施 <ul style="list-style-type: none"> a. Samoa→Norway=T&T 案がベスト。
	<p>要件：デットライン</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. DD・DP のデットラインを 2 日目以内に←いけそ 2. 2 日目 “14:30”からのコーカス(交渉)開始=コーカス 6 時間
妥協点	<p>論点案</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 約束の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> a. Germany 案（同類似：Argentine）に抑え込む ● 共同実施 <ul style="list-style-type: none"> a. China=Germany に落とし込むのがいい筋になりそう。
	<p>要件：デットライン</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. DD・DP のデットラインを 2 日目以内に←いけそ 4. 2 日目 “17:00”からのコーカス(交渉)開始=コーカス 3.5h
回避	<ul style="list-style-type: none"> ● US 案のそのまま採択 ● コンセンサスの崩壊 ● G77+C の団結の崩壊

約束の妥当性に関する論点案(TT を抜きにして) は

Samoa 案の論点進行（論点案の類似：China／France／Norway／T&T／Kuwait）が無理になった場合は、Germany 案（同類似：Argentine）でまとまっていく方向が良さそう。

³⁷ AOSIS 議定書

少なくともこの論点割だったらシンプルに簡潔するため AOSIS クーポンを使いやすい。

共同実施に関して、同様に Samoa 案がボツになった場合は、Norway=T&T 案がベスト。ただ、大局的には、China=Germany に落とし込むのがいい筋になりそう。

〈勝ち筋〉

- AOSIS での連絡が完成
- AOSIS > G77 + C で TT 案の一致が測れる。
- EU との一致が図れる。
- 2 時間経過後までにコンセンサスの糸口が見えるようになっている。

〈負け筋→軌道修正方法〉

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">● AOSIS 抜きで周囲の交渉が進む● AOSIS の団結に時間を要する | |
| <ul style="list-style-type: none">● 全体交渉に移行するタイミングが遅くなる。=ロビイングが長く取られすぎる。● | |

【やること】

- AOSIS 内部 (Samoa と T&T) TT・論点案のコンバイン
→T&T 案に寄せる形方向で ok
- 議場全体で

【Phase 1 の実際と結果】

- 悪かった
 - 注意不足で 14:30 デットラインが 16:10 に…。→許容範囲ではある
- よかった
 - AOSIS 議定書へのコメントを盛り込む大論 1 が出来た。



Phase 2 : AOSIS クーポンの価値を吊り上げる & **NEW!** 密かにペーパーを準備

Until : インフォーマル終了までに完了(-16:10)

【Observe : 現状観察】

- 中印との議定書交渉が事実上不可能、合意可能領域がない

【Orient : 方向づけ】

- JUSCANZ よりも、中印よりも、早く「ペーパーの作成に移行する (内密に)」

【2日目の戦略】

- **TASK①②を実行!**
- **TASK①②両方の完了が揃わないといけない**
- **つまり、分担と連携が鍵!**
- 「途上国義務回避」カードを後で使いたいので、中印 WP はあまり賛同を集めないように。
- 共同実施 DD 作成は優先度が下がったので、一旦置いておきましょう

TASK①AOSIS クーポンを高く売りつける

目的 : 議定書放棄の引き換えにマンデート交渉を優位に

段取と Todo :

@小論 2 インフォーマル : 以下の点を議場に染みつける ともかく

インフォーマルでは絶対に負けない / ガン責め!

- 議定書の採択以外に COP 1 での選択肢がでなかったこと ← 揚げ足
- 迅速に進めること
- 具体で、数値化された目標が必要であること。 ← 揚げ足を取っていく。
- 拘束力のない形では達成できないということ。
- 先進国の怠惰 ← みんな人になすりつけてるやん

@裏交渉 (+コーカス冒頭 10 分くらい?)

- え? 普通に AOSIS 議定書ベースだよね!?
- AOSIS にだれか (ドイツが best) 妥協を迫りに来るのを待つ。

TASK②密かにかに~~ザリ~~ンペーパー”ブルー・シー”ペーパーを準備 @裏交渉

目的：ペーパーにトロント目標を入れ込んだ状態(=アンカリング³⁸)で全体交渉に持っていく

段取と Todo：

1. China, India を除いた G77 でペーパーを起草 (OPEC をなんちゃってで巻き込めたら強い) @裏交渉 until：12:30

【内容】 ”ブルー・シー”ペーパー

(1) 既存の条約上の約束は 2 条の目的に対して不十分である、

(2) 条約強化のためには具体的数値を盛り込む必要がある、究極的な目的の達成のために、「附属書 I の締約国は、2005 年までに、二酸化炭素の人為的な排出の量を 1990 年水準より少なくとも 20%削減する」こと。

↑ここを盛り込むのが密かにやる(中印をハブる)目的

↑トロント目標をペーパーに盛り込むことで、全体交渉に(=アンカリング³⁹)を効かせたい。

~~(3) 途上国へ新しく約束を課さない、~~

↑第一手はこれを明記しない。

↑2.中印とのランデブーで中印をおり混ぜるためのカードとしたい。(実際は(2)を通すためのデコイ)

(4) 排出削減と途上国への財政援助・技術移転をリンクさせる、

(5) すべての当事者が誠実に討論に参加する

必要な署名：(AOSIS)Argentina/Brazil/Malaysia/Philippines/Senegal/
BETRAY：China/India/Kuwait/Saudi Arabia

【途上国マイナス中印との交渉のコツ！】

もう目的をみんなに伝えちゃう！狙うところはみんなも同じ！って
「中印をハブること」、「途上国に義務を課さないこと」に他の途上国は動揺するかもしれません、

その際は、あけっぴろに我々の勝ち筋を教えちゃいましょう！

- 今は、裏切りになるけど全体交渉に出るときにはカードとして(3)は最終的にはいるよー

³⁸ 交渉手法の一つ：最初の主張を高いレベルに設定することでその後の妥協点を引き上げる。

³⁹ 注 3 と同じ

- それより、全体交渉でトロント目標をアンカリングすることに価値があって→中印という壁を超えやすくするためのこのアプローチなんよーって

2. 中印とのランデブー @裏交渉 13:30~16:10

サモアの脳内シナリオ(理想)

AOSIS:「君ら以外の途上国で作ったけどこれでええ?もう出そうと思う」
 中印:「ちょま!(3)はしぶたん」
 ~AOSIS 10分くらいガン粘り~
 AOSIS:「まーええか」代わりに(2)はこれでいくで
 中印「ホッ」

3. TASK①と②の終了を揃えて、ブルーシー・ペーパーを全体の土壌にする。

【2日目の役割分担】

Fiji	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同実施のインフォーマルまでは、他のバックアップ ● 共同実施のインフォーマルを AOSIS を代表して戦ってもらう。
Maldives	<ul style="list-style-type: none"> ● TASK②Blue paper を PNG・maldi と共に午前中までにまとめる!(助攻) ● その他即応⁴⁰(主攻)
Papua New guinea	<ul style="list-style-type: none"> ● OPEC の情報を収集する。→blue sea のグループに入れてよきものか⁴¹ ● TASK②Blue paper を PNG・maldi と共に午前中までにまとめる!(助攻)

⁴⁰ 想定外の事態を察知→報告→対策立案→実行を行う。

⁴¹ AOSIS 議定書への賛同と理由を聞く流れで ok

Samoa	<ul style="list-style-type: none"> ● TASK①小論 2 のインフォーマルの AOSIS 代表。クーポンを引き上げる ● 終了後 Blue paper に合流 ● その他即応部隊(助攻)
Trinidad and Tobago	<ul style="list-style-type: none"> ● TASK②Blue paper を PNG・maldi と共に 午前中までにまとめる！(主攻)

インフォーマル

- 小論 2 でクーポンを引き上げる。+ 発言を 1 カ国に集中
- 共同実施の発言を 1 カ国に集中を 1 カ国に集約する

裏交渉

- OPEC の情報を収集する。
- 途上国（-India, China・OPEC）とのペーパー作成
- 中印の WP をディフェンス→みんなを無関心に仕向ける

	クーポン吊り上げ	密かにペーパー作成
目標点	<ul style="list-style-type: none"> ● 議定書の採択以外に COP 1 での選択肢がでなかったこと ← 揚げ足 ● 迅速に進めること ● 具体で、数値化された目標が必要であること。← 揚げ足を取っていく。 ● 拘束力のない形では達成できないということ。 ● 先進国の怠惰← みんな人になすりつけてるやん 	<ul style="list-style-type: none"> ● (2) をトロント目標に ● (3) を削除 したペーパーを G77 で
妥協点		<ul style="list-style-type: none"> ● (2) をトロント目標に ● (3) を盛り込む（約束を課さない→義務を課さない） したペーパーを G77 で

回避	<ul style="list-style-type: none"> ● AOSIS 議定書が忘れられる ● なんのクーポンも得られない。 	
----	---	--

【Phase 2 の実際と結果】

TASK①

- 悪かった
 -
- よかった
 - WM「やる気あるのか」で、議定書交渉(クーポン切り交渉)の伏線を貼れた。
 - その他の論点 2 においては、議場に AOSIS 議定書を本気でやろうとしている Samoa を印象付けた。(多分

TASK②

- 悪かった
 - 中印とのランデブーがインフォーマル中に終わらなかった
 - ↑インフォーマルに集中しているという点とサボタージュをされるといいう負け筋を考えていなかった。結果、コーカス初手のロビーイングで時間を使うことに。
 - また、後々、Phaze2.5「クーポン切り交渉=入口論バーター」で中印と煮えきらなかった点が裏目に…
 - OPEC とのランデブーのタイミングを逃す。
 - 中印ランデブーの遅延が原因
- よかった
 - blue sea ペーパーの作成と中印以外の囲い込みは good job

その他

- 優秀なドイツのおかげで、議定書の切り捨て戦略「Phaze2.5」のシナリオについて共有できた。そのお陰もあり、入口論交渉ではドイツが上手く交渉をアレンジしてくれて、綺麗な交渉舞台に立てた

【Phase2.5 の実際と結果】：対 US→表出した失敗「中印の丸め込み」

〈戦略〉

初手は TASK①と同様に(時間制限を決めて)ごねる！←議定書を直ぐに捨てるとなると手の内が見透かされ、後々のマנדート内容の議論で不利になると考えた。議定書を捨てることの重みを相手に伝える必要があったので「20分ごねる」ことにした。

● わるかった

○ 20分じゃ済まなくなった…

- 上手くカードを提示するまで話を進めるのに時間がかかった。
- アメリカ側が思ったよりも強気に出てきたため、取れると思ったカードが取れない見込みが出てきたため。
- 中印とランデブーで煮え切らなかったことが裏目に（細かくは下□）

○ 入口論バーターの中で、中印と Samoa(AOSIS)のスタンス乖離がドイツに表面化し、中印の交渉に時間がかかった。→結局ドイツ頼みになってしまった…

■ 原因

- 情報収集をし、リスクヘッジをすることに失敗した
- ランデブー段階での伏線を貼ることに失敗（議定書がいやな中印を上手く丸め込むことに失敗）

● よかった

- 良いカードをこの段階で確定できた。
- 約束の妥当性の議論を進め、残りの論点を限定的にした。



Phase3：上手くまとめる

【残り2時間30分の戦略】

(残りの国益)

1. 約束の妥当性「目標年、基準年、削減量、“削減”」を盛り込む
2. DDのコンセンサス採択
 - →JIの議論も含めて議場の納得感ある形を作る。

(やること) ※↑と対応

TASK③：全体 sitting で「目標年、基準年、削減量、”削減”」を盛り込む。

- AM 交渉に持ち込むのは避けましょう
- 「途上国義務問題」を処理しない限り進まない点もあります。

TASK④：全体をまとめる=コンセンサスを取る。

つまり、

1. 観察→
2. 落とし所の予測→
3. 本音を聞く：当事者への確認し・修正、確証に変える→
4. (信頼を損なわないように) 全体に提案をする。

↑TASK④は基本的にはドイツのアシストです。特にドイツが入り込めない途上国の落とし所について AOSIS が積極的にコントロールしましょう。

【デットライン】残り 2.5h なので厳しめに。デットライン

-9:50：AOSIS で議場全体の状況把握完了

-10:30：TASK①文書化されている。

-10:50：TASK②(以下要件の完了)

- 誰もボトムを割っていない and 割りそうにない
- 残した点について、当事者に AM 交渉(1h)でなんとかなる予見がある状態

-11:00：DD~~切~~

-11:30：AM の体裁完了

-11:50：詳細な交渉が完了=TASK②が完了

-12:00：AM~~切~~

【現状確認】@2 日目終了時点

TASK③：「目標年、基準年、削減量、”削減”」を盛り込む。

- 数量目標と削減
 - ドイツ=EUとの「目標年、基準年、削減量、”削減”」が合意
- 途上国問題
 - 途上国の関心
 - ”約束”を課さないを明記するのは g77 の死活的な点
 - =妥協できない
 - =ここを攻めても抜け道なし
 -
 - 先進国の関心 ←こちらにアプローチ可能か？
 - 永久に約束を課さないようになるのが困る
 - →「COP3 までの議定書交渉において」という点

TASK④-1：共同実施の話をもとめる

- 完全に臨機応変です
- ドイツが提出するまとめを見て落とし所を探していきましょう！

TASK④-2：「縁の下のメタ作業」その他提案・決定などの文書化

- 基本的にはドイツがやってくれるはず
- 終盤で人手が必要な時に主に「提案」などの文言化作業をしましょう

【やり方】

1. 基本的には昨日の終盤と同じで AOSIS で固まって sitting をしましょう
2. やることは基本的に TASK④です。
3. 今回はあらかじめあまり定めず臨機応変にやっていきます！
4. やるべきとおもったことはどんどん共有してみんなでやっていきましょう

【残り 2.5h の役割分担】

基本的にバディー制にします。

1. TandT と Fiji
2. モルディブと PNG

【Phase3 の実際と結果】

※あまりにも慌ただしく、複数方向を向いていたため上手くまとめられません。

〈戦略〉

TASK③

入口論でいいカードをもらえた反面、時間をかけ過ぎてしまったために”約束の具体化”の点についてしっかり議論する時間が取れなくなった。そのため、アンカリングだったトロント目標(そのまま)をあらかじめ捨てて、交渉のスタートを「目標年・基準年・削減量」と「削減」からスタートすることにした。

● 悪かった

- 具体的な交渉想定、特に相手の落とし所を探る作業をサボった。
 - →ドイツ提案(JUSCANS-WP)の棚ぼたと、US バーターが AOSIS ではなく中印の身を切る形になったことでいいところ取りができてしまった。

● よかった

- もらった結果は完璧すぎる

TASK④-1：共同実施の議論まとめ

約束の妥当性を COP 決定とするために、共同実施の方面においても全ての国が勝ち過ぎず、負け過ぎずが必要であると(恥ずかしながら 2 日後メンターで)わかり、こちらの方面は中性アクターとして議論の取りまとめに動くために動くことにした。

● 悪かった

- 議場全体を通して、共同実施の妥結に対して AOSIS のコミットは微小だったと思われる。
- 共同実施の論点は、AOSIS を通して優先度が低いとはいえ、前々からのコミットが少なくこの点のプレゼンス(コントロール)を失っていた。
- 文言の内容「主文 3-b：(パイロットフェーズにおいて、) クレジットについては、適切な算定方法が確立された後に、先進国の削減量として参入する。」は若干 AOSIS として痛いかもしれない。

- 避けたい帰結「先進国の努力の矛先の変化」と「中印の検討遅延が予想されることから、パイロットフェーズが有意義に行われ、発展するか」に不確実性を含むことになった

- よかった

- 中印にヒアリングをして、中印のボトムとなる点を見ることができた。
- その結果、(詳細を忘れました…)落とし所の光明が見えたので、トリバゴが中心となって日本とのコンタクトを取って、話を進めるきっかけを作ることができました。(ここは Samoa の主観実際どうだったかはわからない)

TASK④-2：情報収集による議場まとめ

悪かった

- (自明でもあるが、)ドイツが前に立ってファシルという sit コーカスの構造上議場全体の情報収拾量とその処理においてドイツが「主」であることを覆せなかった。
- ドイツを「主」とした上で、AOSIS は「助」の姿勢で議場を駆け回ったつもりだったが、リスクヘッジを除き、議場全体の利益になるような結果につながることはなかった。

よかった

- 上述したように、色々な方向に視点を広げることができた。
- 途上国向け
 - 途上国の合意崩れを防ぐためにパプアを中心に適度に連絡を取れたのが大きい。
- 先進国
 - この時間になって、主に JUSCANS が AOSIS に交渉を仕掛けてくることとなった。
 - JUSCANS とは多くの点で争点を残していたために、ここでの情報共有は役にたった。特に具体的な数量目標について。

第 23 回関西大会 COP1 会議レビュー

『神々につづけ』

第 23 回関西大会 COP1 会議 米国大使
早稲田研究会旧メン 松本奎

探求に寄稿するにあたって

こんにちは、わせけん旧メンの松本奎です。この度、JMUN 研究さんや COP1 でご一緒した先輩方のお誘いを受け、レビューシートを寄稿することにしました。このレビューシートは、①会議後に書いた回想（国益解説と会議行動の総括）②タスクへのコメントから構成された、公開を前提に作成したものです。このような構成にしたのは、米国という特殊性もあり会議行動がかなり複雑化していたためです。本当であれば書き下ろすべきなのかもしれませんが、鮮度を保った状態で共有したかったというのもありました。なお、個人的な目標とその総括は別個にレビューメンターに向けて作成しました。なかなか読みづらく、かつ冗長な文章になってしまっており大変恐縮ですが、フロントや他の大使のご寄稿に対する補足資料のような形でご笑覧いただけますと幸いです。

また、先輩方からいただいたコメントも注釈に付しています。レビューシートを公開してしばらくの間は互いのシートにつけたコメントの中でレビュー会が始まったような様相でして、よい勉強の機会になりました。そして、今回の探求のお題に即すならば、Google Docs のコメントで問いと感想投げまくる形でレビューするのめっちゃいいよ！というのが僕の学びです。実際のところ一人で会議の全貌とその中での会議行動の総括を練り上げるのは難しいものがありますし、特に新旧メンにとってはそうしたハードルがあるとせっかくの学習機会も損なわれてしまいます。ですから、あくまで振り返りの不完全性とそれを補完するための対話への期待を前提とした上でのシート共有が望ましいのだろうと考えています。そうした文脈においても、COP1 のグッドプラクティスを活用していければなあと思っています（なのにまだ秋会議のレビューシート出せてない...）。乱文失礼いたしました。

はじめに

Japan の翼さん、Germany のたべいさん&あおいさん、Samoa のまつつんさんが自主レビュー的なものを出していらっしゃいます⁴²。ぼくはこの神々とは違ってまだ人間なのですが、

⁴² 構成も内容も引用しまくりです。ほんとうに後輩たちのためにありがとうございます。

仮にもメインアクターの一角を占め、大変有難いことにアワードをいただけたものですから、情報を開示するのもその責務だろうと思っています。そして、へんてこなタイトルにしたのは、ぼく以外のにんげんたちも是非 COP1 について振り返る対話に参加してほしいと思っているからです。人生で今のところ最高の会議ですから、しゃぶり尽くさない手はないでしょう。

構成は、国益設定と戦略概論についての説明→戦略タスク・当日書いた戦略のメモの引用＋コメント、という感じです。神ほど示唆深くも読みやすくもないとは思いますが、関心のあるところだけでも読んでみてください！

目次

探求に寄稿するにあたって

US の国益設定：環境と経済の弁証法としての政治

国益の優先順位

- ・「負け」にならない最低条件
- ・「勝ち」となる条件

CBDR への思い入れ

国益の論争的なところ

タスク 5.5 会議行動

タスク戦略（取り消し線は当日やり終わったものたち）

コーカス終盤

コーカス中盤

コーカス序盤

インフォーマル中

タスクメモ：いちにちめ深夜メンター

タスクメモ：二日目深夜メンター

当日タスク：US 最終盤戦略

現状の争点

各国の現状確認

交渉を見越したとき

Plan B。バーターできなかつた場合...もう合意可能領域が残っていない場合

3 日目振り返り

ふりかえり

US の国益設定：環境と経済の弁証法としての政治

US の国益設定は複雑で、その政策形成過程から見ていく必要があります。この会議に臨む際、米国には環境派の民主党と経済派の共和党というおおまかな対立が存在していました。前者を代表するのが副大統領 Al Gore です。当時は中間選挙を経て上下両院が共和党に握られていたため、最大の排出国であるのにもかかわらず/からこそ立法措置を伴う環境政策；議定書の批准や大規模予算編成は避けなければなりませんでした。その一方で、民主党の支持母体でもある環境保護団体からはそうした政治状況による遅れに苛立つ声が大きく、大統領 Bill Clinton は股裂き状態にありました。では当のクリントンはなにをかんがえていたかという、純政治的に、最大の支持を得るために動いています。そして彼は「議会の妨害を回避できる範囲で最大限のことをする」のが大方針です。それがよく表れているのはクリントン・アクションプランであり、民間の参入による環境の経済化＝産業構造改革を狙っていました。この背景には当時の米国経済の好景気、その一方でオイルマネーをはじめとする既得権に支配された議会へのいらだちがあったように思います。そして、史実の米国最大の収穫は共同実施であったといわれていますが、これもまさに環境の経済化です。けっきょく、クリントンは環境と経済の股裂き状況において、それを未来において両立するための種を播く人でありました。"Its the economy, stupid!"とゴアでバランスをとり、のちのオバマ政権の「グリーン・ニューディール」を先取る彼は、なかなかの政治センスを持っていると思います。不倫したけど。

では、未来に可能性を見出すクリントン以上に未来が見えている模擬国連ならば、外交交渉で何を成し得るのでしょうか。米国は COP3 で京都議定書に批准できませんでしたが、これはあきらかに外交の失敗です。97 年に上院でコンセンサス採択された「バード・ヘーゲル⁴³決議」は、『主要な途上国の有効な約束がない限り、米国は議定書に批准しない』ことを決定しています。さらに、そのあと子ブッシュ政権は科学懐疑論すら持ち出して環境政策を歪めました。この反環境保護ポピュリズムは現在まで尾を引き、トランプ政権によるパリ協定離脱にまで至ります。一方で、国民の中では徐々に環境意識が醸成され、投票行動につながっていった側面もあります。

こうした状況の中で、できることはなんのでしょうか。究極的には、「実現可能な範囲で、未来のアメリカの環境政策を担保すること」であると思っています。つまりそれは、バックラッシュを防ぐことで漸進的ながらも地球温暖化を解決することです。この点は隠してい

⁴³ ヘーゲル！？ってなりますよね。だから章タイトル弁証法にしちゃいました。

ましたが、US も US なの正義があったんですね⁴⁴。そうした考えのもと、ぼくは国益を以下のように整理しました。

国益の優先順位⁴⁵

PRIOR：現在の議定書回避（史実）→達成
>途上国新規約束の可能性を残す（史実）→達成
PRIOR：本体対象国に途上入れる可能性つくる（史実）（全>有志）→達成
>途上国新規約束の明記（難）（弱）→達成
>本体開始に PP 終了以外の条件つけさせない（史実）→達成
>PP 開始条件に時刻以外の条件をつけさせない（史実）→達成
-----妥当性以下バーター可能-----
>途上国新規約束の明記（難）（強）
≧PP に途上入れる（史実）→達成
-----共同実施以下バーター可能-----
>PP クレジット算入あり→すこし達成
>CO2 以外も入れる（史実）→達成
>PP 終了に時刻以外の条件をつけさせない（史実）→達成
>クレジットなし PP98 年で終了（史実、cop4）→達成
>COP4 までの議定書回避（難）（史実妥協も JUSCANZ 嫌。政権交代等メリットもある）
>クレジットなし PP 即座開始（史実）→達成
>COP6 までの議定書回避（不可能）（史実妥協も JUSCANZ 嫌。政権交代等メリットもある）
>クレジットなし 00 年 PP 終了（COP6）
>SBs の元で今後議論できる（Adhoc 回避）
>民間の自主性奨励文言→達成

・「負け」にならない最低条件

→バーター不可能なもの。
妥当：現在の議定書回避（史実）
妥当：途上国新規約束の可能性を残す（史実）
共同：本体対象国に途上入れる可能性つくる（史実）（全>有志）

⁴⁴ 二日目のシャトル外交の時にソファで打ち明けたところ、たべいさんに「そうか、そういうことだったのか！」とエーメールかカヲルくんなみの驚き方をされました。槍が 2 本ある！？それを除けばこの大方針はバレなかった気がします。

⁴⁵ 翼さんの問いかけに応答するならば、米国はハナから論点間バーターを前提にしていました。それはまさに史実の影響だったようにも思います。

共同：本体開始に PP 終了以外の条件つけさせない（史実）

共同：PP 開始条件に時刻以外の条件をつけさせない（史実）

共同：PP に途上入れる（史実）

：概論+；進捗を生む。アメリカのせいで議論が遅延した，と国内外から言われないようにする

：概論-；議会で通らないような新規立法・予算編成を要求されないようにする

・「勝ち」となる条件

ほぼ「負けにならない」ことがそうではあるが.....

→未来の選択肢を狭めないこと。（政権交代，議定書，議論，約束，クレジット，IPCC etc...）

→PP や新規約束，民間促進や議論活性化といった+α が取ればさらに良い。万々歳。

（だからこそ PP を史実で「勝利」とみなした）

CBDR への思い入れ

そうした国益をつくっていく中で，あることに気づきました。それは，米国のバード・ヘーゲル、クリントンの方針はまさに「共通だが差異ある責任」に体现されていたということです。これを基軸としたからこそ，規範的な議論も展開することができました。投票後スピーチでも言及しました。これさえ押さえておけば国益を間違えない，というのが楽でしたね。戦略の基本的なアプローチは以下の二分法がわかりやすいと思います。

→A.規範的アプローチ：共通の土台に立った上で，理念の具体化の適切さについて議論し，ロジックで勝ちを狙う

→B.実際的アプローチ：各国が（米国が！）合意できる内容の議論に終始させ，INC から軟化させる

そして，ほかにも持続可能な開発や費用対効果などの原則との合致がたくさんありました。これはフォーラムでも話した持論なんですけど，同じ話題なのに話が噛み合わないのは抽象度のレイヤーが揃っていない時だと思うので⁴⁶，原則ベースか政策ベースに振ったほうがいいんだろうなと思っていました。そして，そのためにインフォーマルに原則とそれ以外という分け方を導入した感じです。

国益の論争的なところ

迷った点としては，COP1 ののちの議定書を回避するかどうかがあります。史実では妥協した

⁴⁶ たべいさん「一理あるね、論点分けなくても全部いっぺんに投げて議長に整理してもらってという説もあるが」「そうですね、今回通った論点案くらの温度でよかったです。過剰なアンカリングでした。」

のですが、やはりいやそうではあります。しかし、政権交代の後まで政策を拘束すること⁴⁷やアルゴアの成果作りを考えるとメリットはあるとも思います。史実では JUSCANZ として（日本を除き？）反対したらしいので、他の JUSCANZ 次第だなと思っていました。実際の議場ではいわゆる「入口論」をめぐる samoa と germany とやりあう代表者になっていたの、なるべく多くの gain をとりつつ妥協してやろうと思っていました。時間はかかりすぎましたが、そこは勝てたところかなと思っています。

それから、**先進国の約束強化**についての国益設定が全然グラデーションになっていませんね。これは史実に囚われすぎた証左で、文言交渉を通じての判断が迫られてしまいました。例えば、抑制と削減は全然意味わかんないまま交渉していました。あとトロント宣言とか。マジで申し訳ない限りです。

この二点については当日も迷いまくりました。そのほかに難しかったところでいうと、**PP のクレジット**を諦めてもいいのかどうかがありました。ただこれもまた相対化して解決した感じ

これ以降の詳細となるとだいたいタスクの通りなんですよ。タスク戦略+深夜メンター+追記コメントという感じで構成してみようと思います。

タスク 5.5 会議行動

どのような会議行動を取れば、「負け」を回避し、「勝ち」を獲得できるでしょうか。グルーピングや文書の提出などをどのように使うのかを含めて考えてみましょう。

史実グリーンペーパー受け入れの評価⁴⁸

→失敗であった。以降 COP3 まで撤退戦で挽回を狙うも、京都議定書拒否に至る。

→①回避する方法を考える②グリーンペーパーを受け入れても大丈夫な条件を考える

①に向けて；なぜグリーンペーパーを受け入れたのか？

→新規義務にこだわることによる米国単独 NO のリスク、コンセンサスブロックを嫌ったから（アルゴア・クリントンの判断）

→コンセンサスブロックの可能性が残ってしまう限りグリーンペーパー的動きを回避することはできない。

→当時なにがコンセンサスを得ようとしていて、何が怖かったのか？

⁴⁷ トランプとかいう破戒者は知りません。

⁴⁸ 史実以上を狙うための戦略。

<状況整理>

妥当性の検討：議定書が通るリスクはすでにない。新規義務→撤回に合意

共同実施：インド案のレトリック、アルゼンチン・エストラーダの元クレジットをペンディングすることでおおむね合意に向かっていく→クレジット削除に合意⁴⁹

→怖かったのはクレジットで米国のみが張っていることと新規義務を両立することの困難さ？

→さらに手続き規則が不透明だったために、ドイツの裏切り⁵⁰・OPEC ブロックが怖かった？

←日本やカナダも新規義務に反対していたのに「最初に」折れた；JUSCANZ 連携不足⁵¹。EU への弱さではない

①連携

：米国案に各国トップを盛り込む⁵²「塊で動かないと EU にも途上国にも対抗できないよね〜」

：ボトムについては JUSCANZ にも見せないほうがいい？でも終盤は連携しなきゃ。

→中盤以降にボトム上を開示して、各国ボトムを教えてください、JUSCANZ 全体のボトムを揃える？⁵³

②利用：米国が単独極張りにならないよう、日⁵⁴豪加中心に新規義務、カナダ中心にクレジットをまとめてもらう

⁴⁹ ここらへんの流れはだいぶ違いましたよね。インフォーマルがうまくいったことや日本の凄腕もあるとは思いますが、インドやアルゼンチンの話は普通にめっちゃ聞きたいです。

⁵⁰ 田部井さん「具体的にどういうレベル感で警戒してた？」「具体ベースであんまり考えていなかったんですけど、ドイツ議長益 or ドイツ国益が、US よりも政治力のある状態において、押し通してしまえる状況。これが怖いのだろうと思っていました。具体的に言えば国益はともあれスタンス上の差がある PP クレジット、グラデーションに差がある新規約束あたりの史実 last remaining issue がまさしくそうだったように思います。」田部井さん「確かに、なるほどまあそれはそうか警戒されかねないか」

⁵¹ ほんとうはグルーピングでもなんでもない、「EU じゃないひとたち」をどう団結させるか。これはひとつのテーマでした。

⁵² カナダがやってくれました。なおくんありがとう！

⁵³ これできなかったんですよ。もったいなかったなって思います。NZ とか日本とかとは終盤少し引き摺っちゃいました。

⁵⁴ 「これはスタンス見極められてないですね。共同実施おじさんでした。」中野尾さん「日本くんは本当は妥当性もいろいろ言いたいけど、締約国会議の招致宣言しちゃったのでさすがに表立って動けなかった。二年後のドイツポジだからな……」「あーそれで論点間の差が出るんですね。たしかにメインイシューでガンガン主張したら大損ですもんね...。」

③EIT 対策：チェコ・ロシアを JUSCANZ 固め次第/同時並行で囲い込みに行く...米国以外にも心がけてもらう。EU に囲われる前に（ただしチェコ...ロシアから動かす？）

←EU も当初は新規義務を押ししていたのに、途上国に押されて「グリーングループ」化した；EU へのアンカリング不足⁵⁵。史実背景に NGO の動きがあるが、模擬では出にくい？→国際世論の紛糾を避けられる（ように見させることができる）解決策が好ましい。

→ベルリン US 案第七章。

→EU は英国テコに動かしたい。

→途上国に抵抗する軸は EU 内にいるとしたら誰？；スペイン

→→親分のフランスと話しておく

→ドイツに裏切らせないように言質をあらかじめ取る⁵⁶（目標：議論議論中）

：①分科会の回避

②コンセンサスを確認する方法（シッピング？）

③あくまで議長国として中立を保ってほしい

；ドイツ側の応じるインセンティブとは。US の NO は史実でもあり得た...怖かったはず

→ドイツに対してはトップを高く見せる？

→→逆に大同団結されないか？？？？

→→→自分をいかにマジョリティの側に置くか。手綱。

→→→議論議論問題。US は現時点で怖く見えているはずなので、あとはそれを孤立ではなく寄るべき大樹に見せていく.....JUSCANZ, AOSIS, OPEC 等々の終盤議事進行が怖い国はいるはず。

→→→産油国をうまく使えないだろうか....。中印までも含めた産油国全体として連携取れるところがあったらアツい。OPEC がはぶられない→AOSIS をはぶる、みたいな。

←EU を押した途上国は産油国抜きで行動に踏み切った；途上国の産油国抜き行動を抑制したい・産油途上国は中国はじめ他にもあるのになぜそうなった？

⁵⁵ 当日の EU 対策はむしろ属人的にやった気がします。

⁵⁶ 「これ議論議論でねじ込めたのアツかったです。分科会や 2/3 投票は米国死ぬので。こういうのも含め、ドイツが議場の良識としての振る舞いを徹底していたのはほんとうにすごいなあと思っていました。」田部井さん「逆にこの辺は保証しないとよいよ中印・AOSIS・アメリカの誰かを取りこぼすからなあ（ドイツ目線）」「そこで史実に囚われていないのはめっちゃ尊敬です、史実は分科会やら代表者会合やらドイツ説教やらありきで通っているので...。」田部井さん「なんかそれをやったときに両極がしつかりついてきてくれる自信がなかったんだよね」

→インドの合意インセンティブのでかきがありそう。対照的にプレゼンス観点から頑
な中国。

→「発展の権利」問題をテコに取り込みたい。

→→議論議論の時点で取り込めるか？...頑張れば。

→→ロジックで同調できるか...原則上は可能。「発展する権利と義務」しかし、
発展の権利宣言単独 NO も US→あくまで「開発」、社会・経済的影響でグルーピ
ングできるようにしたい

→→どうやってすり合わせる？議論整理に介入する？

→→→持続可能な開発，社会経済的な影響。UNFCCC 軸に多重合意。

→OPEC を理性的な範囲に抑える；全 NO させない！！

→→ふつうに話すしかなさそう。おみやげ；米国と一緒になら切られにくいかも？
産油国全体の塊意識していきたくない？

* OPEC ブロックをいかに管理するか，管理しているように見せる
か.....OPEC と他国の仲介者になりたい。

→AOSIS を残すか取り込ませるか問題....まずなんで諦めたんだろう？？？

→→「妥当性」で産油国が折れない中，共同実施が思ったより紛糾 (3.30)

→→→G77 協議も失敗。DD の成立を危惧して GG 発足，AOSIS 内々で廃案

→→→→グリーンペーパー提出。ただしカードとして一部諸国は利用し続ける

②グリーンペーパーのなにがダメだったのか？

→COP1 の時点で途上国の新規義務を否定することは，その後の修正可能性を大きく
損ねる。

→COP3 までの撤退戦をうまく戦えるような補助線が欲しい。

→政権交代問題 (子ブッシュ)：いかにして世論を味方につけ、議会からロビイストの
影響を廃し、大統領選で民主的正統性を得るか？，科学コミュニティへのアプローチ
(SBI/IPCC 問題)，純粋な記述による対応：ロジック問題；被害者の非同一性問題，
CBDR&RC に対するは世代内衡平原則の優位を前提に持つよね問題

史実グリーンペーパー以前への評価；なぜそこまではうまくいったのか？ミドル
確保に向けて

共同実施：クレジット以外では仲間が多くいた⁵⁷。途上国内にも個別状況にグラデーション、EU の EU 内格差（スペイン・ポルトガル）と EU バブル換算表記問題→EU バブルについては懸念をつけた上で、バーターコストを高く設定し、妥協を引き出す。⁵⁸

JUSCANZ, EU を固め、若干の途上国を味方につけなければ DD に反映できない会議で、それがうまくいった？→→上記の仲間づくりと同じ。

妥当性の検討：AOSIS 議定書の限界、米が国益ないので速やかに合意積み上がった？→さっさと終わらせたいよね。AOSIS に途上国が引っ張られないようにしたい。（それとも、ここで張らなかったことにより終盤の交渉条件を失い、新規義務とクレジットの双方を失った？→どちらでも。その時次第。）

→→AOSIS 議定書を初手で無理だと思わせるためには、それを米国が宣言する場が必要

→→→インフォーマル初手で「この会議のゴールをどこに設定し、そこにどう至らせるか」について考えたい（議論議論と実質議論の間的な。あるいは議論議論議論？→一番最初でふっかけて、だめそうなら実質議論に入る前に。）

→→→この話をするときは実際に「署名できない！」って言う必要がある……COP 決定について文言案を出す必要がある？すくなくとも何をベースにするかは明言する必要がある→ドイツ素案に対して乗っかる用意はありますよ～って言ってデメリットはない。共同実施については US アンノの存在。

→→→→そもそも COP 決定すら出したいくないって国はある？→いるとしたら産油国。でも流石にそれは潰せそう？→→間をとって議定書とゼロ結論はなしにしましょうか！！って言いたいよね～～。

⁵⁷ 「これはむしろクレジットみんな結構賛成してくれてましたよね。日本の剛腕ゆえでしょうか。」中野尾さん「クレジットなんて意味ないんだ！」って反論が飛んできたらかなり苦しかったけど、その立場を取る国がいなかったね」「まあロジック立ちづらいんでしょうね。強いていうなら PPP ですが、それも泥沼でしかないし」

⁵⁸ 「germany タスク見てる感じがやっぱり価値高いんですね、やればよかった一。。やれるためのテーブルイメージコストでかいですけど。誰かに言わせるのありでしたね今思えば。OPEC くんとか」田部井さん「個別または共同して」達成みたいな EU バブルの種を撒いておくのはスペインを確保して EU のまともを顕示するためには必須だったので、そこを抜かれ始めると相当危なかったね」「そこは germany タスクにもある通り上手く争点化を回避されちゃったなあと思いました…。関連性ありそうなところで何回かあおいさん突ついたのでまあ動揺しないので諦めちゃいました。」田部井さん「あの人ちょっとやそっとじゃ動揺しないからね、メルケル並よ」「お強かったです本当に…。「ああ、違う違う」のひとこと一蹴されました。」

タスク戦略 (取り消し線は当日やり終わったものたち)

コーカス終盤

①コンセンサスブロック⁵⁹をしなくてもいい状況

→それまでに以下の「負けない条件」を確保可能な状況にしておく

~~妥当：現在の議定書回避 (史実)~~

妥当：途上国新規約束の可能性を残す (史実)

共同：本体対象国に途上入れさせる (史実) (全>有志)

共同：本体開始に PP 終了以外の条件つけさせない (史実)

~~共同：PP 開始条件に時刻以外の条件をつけさせない (史実)~~

妥当：途上国新規約束の明記 (難) (弱)

共同：PP に途上入れる (史実)

→史実ではクレジット (米のみ) と新規約束 (JUSCANZ, EU と連携できず) の両立が辛かった

→→そこにグリーンペーパー・ドイツによる説得で折れることに

→→→それまでに GP とドイツ説得を回避できる条件, クレジットや新規約束で連帯できている状況を揃えておく

~~②OPEC ブロックを回避できる状況 (AOSIS はインセンティブ的にブロック不可能)~~

~~→OPEC を理性的な範囲に抑える; 全 NO きせない!!~~

~~→→それまでに OPEC をコントロールできる存在にしておく (自らでなくても良いが、US が仲介しているように見せた方が圧倒的に有利)~~

コーカス中盤

優先順位：③>②>①

①クレジットでの連帯

~~→一番孤立しやすい論点。JUSCANZ, EIT, EU を味方につける必要 (カナダに動いてもらう)~~

→「それを通して途上国が抗議≡ブロックしない状況」をつくる必要。特に域内したい EU。

→共同実施単独 DD なので、

⁵⁹ どこまで行ったらコンセンサスブロックしていたか、今になって思うと考え切れてないですね。。恐ろしい。会議の構造上まあないでしょうけど。

1.共同実施について理解が得られるように見せかける⁶⁰

→~~早々に共同実施に理解のある途上国を固めておく。e.g. エストラダ~~

2.妥当性 DD とのバーターが可能なようにしておく

→妥当性において先進国が乗っかってくれるバーター用のブラフをつくっておく。⁶¹

→なにがありえる？

(最悪クレジットはバーター条件で捨てるので、2 は必須ではない)

②新規約束での連帯

→~~日本、カナダ、オーストラリアらと連帯する必要。さらに広げて、JUSCANZ にも味方になってもらう。EU も止めてこないようにする (c.f.④)~~

→それまでにどう連携するか...

1.連携 : 米国案に各国トップを盛り込む「塊で動かないと EU にも途上国にも対抗できないよね〜」

→すでに交渉もできるように JUSCANZ のボトムも把握して案を作成しておく必要。

2.利用 : 米国が単独極張りにならないよう、日豪加中心にまとめてもらう。

3.EIT 対策 : チェコ・ロシアを JUSCANZ 固め次第/同時並行で囲い込みに行く...~~米国以外にも心がけてもらう。EU に囲われる前に (ただしチェコ...ロシアから動かす?)~~

③グリーンペーパー回避

⁶⁰ こころへん日本がガチガチに固めてくださりました。

⁶¹ 「結局これが必要だったってことなのかもしれません。。。何がよかったんだろう。」田部井さん「JUSCANZ 一帯としてバーターが提示されていたら (現実アメリカ一国でも相当だったけど) より議場の中でそれしかないな感が増したかもしれない、と言いつつあのタイミングで出したことにより JUSCANZ 内で不満だった日本とかも黙ってたらしいからあれで十分だったのでは?とも思う」「あーそうですね。JUSCANZ をそこまで悪役にしちゃっているのかはありつつも、それは普通に考えていい話でした。あとはそのあとの定量云々の pain を排除するためにももう少し妥当性でアンカリングすればよかったなあって思っています。どこがあり得るのかはわかりませんが...」

→EU にアンカリングする。

1.国際世論...史実 NGO がいないという模擬要素。US 文言, 場合によっては「派手」なバーターで応じる必要。

→ここまでに EU の世論ニーズを確認しておく。

2.話す相手...関係の深い UK, 途上国に対抗できるスペイン, 親分のフランス

3.ドイツに裏切らせない。

→議論議論から一貫して：分科会の回避／コンセンサスを確認する方法（シッピング？）／あくまで議長国として中立を保ってほしいの徹底。

→1.上記をマジョリティの意見とする

→議論議論で入れ込む

→JUSCANZ, AOSIS, OPEC とは最低限擦り合わせておく

2.US のボトムをドイツには高く見せておく（ただし限度。1 の範囲において）

→途上国の産油国抜き行動を抑制する = 合意インセンティブの少ない途上国を利用する

A.中国

→「発展の権利」問題をテコに取り込みたい。

→→議論議論の時点で取り込めるか？...頑張れば。

→→→ロジックで同調できるか...原則上は可能。「発展する権利と義務」しかし、発展の権利宣言単独 NO も US→あくまで「持続可能な開発」, 社会・経済的影響で UNFCCC 軸に多重合意

→→→この時点までに「そこでは連携できますよね～」でコミュニケーション。動いてもらえるようにする。

B.産油国

→OPEC の手綱を握る/握っているように見せる

→→「米国, ロシア, ノルウェー, オーストラリアと一緒に切られにくいよ」

→→→産油国枠組み⁶²をそれまでにつくっておく。コミュニケーション、連携したなにかができればなおのこといい。

・WP? →序盤で産油国ムーブはUS的に渋い...

・トリバゴとナルウェー軸に AOSIS が産油国を追い出さないようにしてもらう?

→いいかも。

・少なくとも産油国のいずれかを排除するような交渉はしたくないですよね～ならまとまれるはず！プラットフォームだけ提供して、各自動いてもらう。

・オーストラリア、ロシアに動いてもらいたい。

*最終的に OPEC を妥協させるのは US 以外できないしさせたくない。オーストラリアを走らせすぎない、OPEC と直接のコミュニケーションをとり続ける。

C.AOSIS

→産油国が折れない、かつ共同実施が紛糾した時=DD が出なさそうな時に折れる

→→折れてくれなきゃ困る一方、AOSIS としての意見をなくしてもらっても困る

→→→序盤で叩きすぎるとハレーション? 終盤で折れさせるようにする?

→議定書を落とさせるのは議論議論さえ抜ければ他国に任せてもいい。

→しかし、その後の諸々のロジックはインフォーマルで AOSIS を叩きに行かないと折れるインセンティブは出してくれない。

⁶² ぼくは陰謀論めいてて () 好きなんですけど、あんまり活かせなかったですね。

→でも AOSIS とは連絡を取り続けるので、それでなんとか団結を阻止する。逆説的に団結さえ阻止できるなら何してもいい。建前と本音的な。⁶³

→→→G77 の対話, G77+EU の対話ではなくあくまで全体交渉の場にいさせたい。

→つつけば瓦解する可能性も十分あるが、「新規約束」の一点で纏まれる可能性もある

→AOSIS・EU・JUSCANZ で「新規約束協力しよう！」で一致する必要。

D.インドの目を逸らす

→合意にのみインセンティブ。共同実施は「新規約束」に繋がらなければ OK。

→→「共同実施」と「新規約束」はまったく違う論点であることを見せ、共同実施の妥結に PP ベースで協力してもらう (like a 史実)

→→→妥当性の方で取りまとめるエネルギーを奪う。

④ドイツによる説得回避

→US が孤立していて、かつ国益を達成しきれていない状況が怖い。

→バーターできる要素を残しておく+上記連帯を強化+ドイツに裏切らせない

一番有力な手札：共同実施；PP クレジット→PP 終了条件→

妥当性；強めの新規約束→CO2 以外の算入→未来の議定書

回避

一番欲しいもの：優先順位通り

→国益をちゃんと確保しておく（乱暴）

* 妥当性でどのくらい張るのか問題

⁶³ これは戦術の弱点だなって思っていました。それだけに、AOSIS=途上国の連携阻止はズーっと当日気にして、中印にアンカリングしまくってましたね。

→「費用対効果」、「衡平性」からいくとテーブルイメージ的に米と EU は十分連携できるし、連携しないところは突破できない。

→AOSIS が極張りしてくれるからそこに任せるのもいい。

→AOSIS のスタンス確認しつつも、できればソフト路線で行きたい。

→一方バーターカードはどうか...妥当性側に持って置かないのはまずい。基本的には AOSIS レベルだが、合意が取れるように検討レベル。とか、EU 路線を匂わせつつも文言は見せない。とかで曖昧戦術を取るのも一つの手か。

コーカス序盤

優先順位：D>C>B>A>E

A.共同実施のために：~~カナダ~~、JUSCANZ→EIT、EU、アルゼンチン、フィジー、セネガル

①クレジットについてカナダに動いてもらう

②共同実施に理解のある EIT、EU、途上国を固めておく。e.g.エストラーダ

③妥当性において先進国が乗っかってくれるバーター用のブラフをつくっておく（不可でも耐）

：日本主導で文言案回してくれてる！！スパシーバ。

：ただし、いつドロップさせるんかについては juscanz 連名で us コントローラブルにする。

÷どのぐらいの確定度なのか翼さんに聞く。原案は誰も持っていないのかな？

÷日本と内々にでもいいので最終交渉でクレジットどこまでこだわるのか聞く。⁶⁴

B.妥当性のために：~~日本~~、~~カナダ~~、豪州、JUSCANZ→ロシア→EU

①新規約束について日本カナダ豪州に動いてもらう

②JUSCANZ のトップ案を米国に盛り込む

④EIT 対策を JUSCANZ 全体でやる（特にロシア）

：カナダマスターで文言つくってくれてる。朝には統一トップ完成

→他国にまわしていく（EIT を連盟させる。EU に NO と言わせない）

⁶⁴ 「あんまできませんでした。本当にごめんなさい....。」中野尾さん「これたしか日本がボール持った状態で返さずに終わってたからこちらこそ申し訳ない」「いえいえ、その分の時間で大量の成果持ってきていただいていたので...🙏」

③JUSCANZ のボトムを把握して案ベースにしておく

→②ボトム案作成に向けて。妥協条件と合わせて規定する

C.グリーンペーパー回避のために；EU アンカリング（ノルウェー）

①EU の世論ニーズを確認しておく

→フランスあたりにメモで聞こう。インフォーマルで聞いても良い。

②関係の深い UK, 途上国に対抗できるスペイン, 親分のフランスと話しておく

→UK フランスと普通に2国間で話したい、スペイン来てくれれば...!

③ドイツに裏切らせないために米国 appendix2 を ~~JUSCANZ, AOSIS, OPEC~~ と共有しておく

④US のボトムをドイツには高く見せておく（③を阻害しない範囲で）

→交渉きたらつっぱねる（JUSCANZ 霊言）

→インフォーマルの見せ方。

D.グリーンペーパー回避のために；途上国抑制のための極利用

①中国と発展系で協力する旨とりつける→動いてもらえるようにする

→はなせた！現状妥結を①どこベースで動かすのか②そこで社会経済状況はいれまくろうねを確認する。G77リーダーの中国と OECDリーダーの米が言えれば通るでしょ。⁶⁵

②産油国枠組みを作っておく→トリバゴ, ノルウェーに AOSIS と繋ぎ止めてもらう・「産油国を排除するような交渉は誰にとっても嫌ですよ！」のミニマムで合意しておく→オーストラリア・ロシア中心にその上で動いてもらう（ただし、OPEC の手綱は握れるようにコミュニケーション継続的に）

→ノルウェーに頼む

→トリバゴに途上国間の連携ってどのくらい繋ぎ止められそうですか？って聞く

→豪露あたりに OPEC 動かしてもらおう

③AOSIS をコントロールする→議定書落とした後のロジックはインフォーマルで叩い

⁶⁵ インドも込みでめっちゃやりました。「議定書君たちも困るよね????もし議定書あきらめなかったらどうするの???次の議定書で処刑されるのは君なんだよ????」って。samoa 戦略を読む限り、多少の効果は出ていそうでよかったです。このあたりはとても聞いてみたい。逆にそれをしなければならぬほどサモアは怖く見えました。途上国を団結させた上で議定書目掛けて突っ走ってきた時我々の抵抗は批准しないこと以外ありませんからね。めっちゃ恐かったです。

て折れさせるが、継続的に連絡は取り続ける (EU→JUSCANZと新規約束で話進める)
ことで途上国まともりは抑制する

→サモア問題。

→妥結インセンティブは誰よりも高いはずだから、妥協を探りたいよね。

→現状 AOSIS と先進国全然話せてないから交渉まともりにくいと思うんだけど、どこにまとめさせたいですか/てんぼうありますかって聞く。

*しかし情報開示は最小限に。ボトムは一個教えるくらいでいいし、かなり NO を言う雰囲気まであるんだなあくらいに見せないはず。

④インドの目をそらす→「妥当性」の新規約束と切り離すことで「共同実施」の取りま
とめに PP ベースで協力してもらう (like a 史実)

~~→共同実施についてスタンス確認のメモ。是非とも途上国代表のインド
さんにまとめてほしくって。~~

→なんかインドのスタンスやばそう。案は持っているらしいが。

→やばい案だった時仲介させられない。アルゼンチンに聞くか？

E. ドイツの説得回避のために

①バーターできる要素を残しておく

→新規約束のグラデーションは曖昧戦術を取ることで連携を阻害しない

⁶⁶②上記連帯, とくに appendix2 を共有

インフォーマル中

A. コーカス序盤のための裏交渉 (上と同じなので省略)

B. インフォーマル

共同実施

→クレジットを含め守り切る。

→「新規約束」と切り離すことでインド等にアピールする

妥当性

~~→JUSCANZ・ロシアで歩調を合わせながら戦う。~~

⁶⁶ がんばりました。でも国益まで曖昧になっちゃったかも……。反省です。

~~→新規約束については戦いつつもそのグラデーションは曖昧にしておく。共同実施とは切り離す。~~

~~→EUの世論ニーズを探りたい（世論に限らずボトムライン探り）~~

~~→AOSIS議定書を諦めさせる（預けるでも可）~~

~~→AOSISの極端な意見は叩いて折れさせるが、会話はできるようにする。あくまで善人として。~~

~~——（国内世論、国際世論を引用する）——~~

全般

~~→ドイツにUSはNOを出しかねないと考えさせる⁶⁷~~

~~；いたこ~~

~~→中国と発展系で歩調を合わせられるところは合わせる（アピールをする）~~

タスクメモ：いちにちめ深夜メンター

・議論議論の目的と、議論議論でしたこと（グループ・個別交渉）⁶⁸

死守するライン（のさらに優先順位）⁶⁹

~~÷①共同実施をUNFCCCベースで話させる（PPだけのときは？）~~

~~÷②妥当性の検討で途上国の新規約束の話する~~

~~——←そのための原則論話す~~

~~：③議定書をインフォーマル中に消せる手段を残しておく⁷⁰~~

~~÷④ドイツをどうにかして縛る~~

やったこと：

⁶⁷ 田部井さん「これはドイツ目線めっちゃ怖いよな、2日目に外で話してて「あこいつ…」って気付いてからは多少ブラフやろと高を括るようにはなったがそれまでは相当怖かった」「怖がらせられてないなあってUSは焦りまくってました。議論議論の時点で意図せずあおいさんにスタンス若干開示してしまったので…。距離感としてはそのあと二日目午前～昼後にかけて焦ってアンカリングしまくって、でもサモアとの件でデッドロックしたからしかたなくドイツに再度スタンス開示、って感じでした。ここらへんは一貫性がないので、従属変数にするにしてももっと厳密にすべきだよなあと今になって反省してます。最後の最後まで開示しない択もあったんですが、ドイツを信用してしまったんですね。」

⁶⁸ レビューメンター：包摂的じゃなかった。これ以外の方法があった。

⁶⁹ ここ以外はほぼ興味なかったと言っていいです。そのカモフラージュとは言え、長々したの投げてすみませんでした……。書いてて楽しくなっちゃったんですよ（）

⁷⁰ これができなかったことが二日目に響くわけですよ。そうした成功も失敗も含めて、二日目の午前、共同実施の有意が固まるまでは想定通りに進行した感じがありました。

1.米国修正案出す→フランスとコンバイン。

France とのコンバイン理由：単純に近かったから、あと JUSCANZ 以外の連携点を見出したかった

2.ドイツに対してコンバイン。妥当性の検討で原則との紐付け、新規約束の守り切りを意識。*でも悪目立ちしすぎた⁷¹ (JUSCANZ と連携できなかった...中立ポジの日本, 他は新メン)

3.共同実施は条約ベースになった.....?ちょっと留保ついてしまった。

4.さいご最終盤ガイドラインと合意提案で議場益もいちおう担保。ドイツも多少は縛れた？

・議論議論の時間に他にやったこと (あれば) →ないです。

・「確認点 1・2」：なぜもうけたのか

→OPEC ブロックの抑制, 途上国極の炙り出しと抑止。(逆にインドの極化を招きすぎか? コミュニケーション取りたい。インドの極化：途上国としての顔を出してるだけ説

) いちばんやりたかった AOSIS 議定書阻止はできず, でもインフォーマルみてる感じ任せてよさそう。

・大論 1 小論 1・2 でなに目的にし、何を達成できたのか

→1.先進国約束強化を平行線で終わらせる。そのためにレビュー内容の話で抑える (ドイツ乗ってくれた)。その一方「約束したんだから守れよ」は刺さったまま。

→2.途上国新規約束の可能性を残しつつも, そのグラデーションは出さない。いまのところ出来てる...? EU が提案している内容がノーマークすぎて判断できない。France の主張の話

・採択された TT の評価

→採択に時間かかった割に内容はニュートラルか。良くも悪くもって感じ。

→欲しい要素は大体弱いながらも入っている。

・TT のそれぞれの論点で今後何をしていくか

→新規約束はこの調子で。ただし米国のボトムをもう少し高めに見せないと不味そう (オーストラリアに極任せちゃってる)。もっと共同実施と切り離れた議論であることを強調したいよね。

→共同実施は頑張る。時間 4 時間なのでわりと戦える/戦わないといけない。それまでに

⁷¹ ふつうにこれはめっちゃミスりました。ただ US 危険だぞって思わせるのならいいんですけど, 仲間からも警戒視されたのはめっちゃ馬鹿ですね。

日本のメモが周り終わるとアツい。

・今日を踏まえての会議の出口戦略と、明日何するか

→いまのところタスクの範囲内ではある，が，インフォーマルが短くなったことでタスクに書いたインフォーマル終了時点で達成しておきたい状況を急ぎで作らないといけなくなっている。

→とくに GP 対策のための途上国とのつながり。インドに共同実施の話しなきゃ。産油国/AOSIS も全然足りてない。

→USのボトムをもう少し高めに見せないと普通に突破されてやばそう。どうするか。

今後何するか：頑張って戦え、日本のメモ頑張って欲しい、ただそこで固まってしまうとバーター材料不足する？JPNはCOP3へのインセンティブあり。

出口戦略：

①India と Samoa、China。

②1-2 で AOSIS 議定書頑張ってきた時の対応。

③US 見せ方、見え方への意識。戦狼しつつも裏交渉。

メッセージ：

- ・目的意識を持って動いているか
- ・適切な手段を選んでいるか
- ・全体の中でどの位置にいるか

これらを把握できているかを振り返りましょう。

タスクメモ：二日目深夜メンター

- ・インフォーマル全体で何を達成するために何をしたか

→クレジットを含め守り切る。

→「新規約束」と切り離すことでインド等にアピールする

妥当性

→JUSCANZ・ロシアで歩調を合わせながら戦う。

→新規約束については戦いつつもそのグラデーションは曖昧にしておく。共同実施とは切り離す。

- EU の世論ニーズを探りたい（世論に限らずボトムライン探り）
- AOSIS 議定書を諦めさせる（預けるでも可）
- AOSIS の極端な意見は叩いて折れさせるが、~~会話はできるようにする。あくまで善大として。~~
- ~~（国内世論、国際世論を引用する）~~

全般

- ドイツに US は NO を出しかねないと考えさせる
- ；いたこ
- ~~中国と発展系で歩調を合わせられるところは合わせる（アピールをする）~~

- ・実際の↑の達成度合い
- ：クレジット守れたか不明だが、インフォーマルは優位に進んだ
- ：EU の世論ニーズ⁷²わからず。
- ：AOSIS 議定書消えず→だいぶ遅延。
- ：ドイツへのシグナリング...現時点ではまだ大丈夫。ここから豹変するのが怖い。道半ば。時間。出ないのはあり得ない。出なかったらアンカリング批判。

・文言交渉をどのようにイメージしていて何に取り組んで今どんな状態か（約束と共同実施それぞれ）

：共同実施についてはインドアルゼンチンベースで概念の差を乗り越えてクレジットペンディングで交渉するものかと思っていたが、そうはならなかった；インドが（というか全体的に）途上国のまとまりが重視され、みんな同調の空気に従っていた⁷³。現在「参加国」と「くれじっと」がペンディングで、参加国は EU と一致させたので転ばない限り通る。クレジットはやはり終盤のバーターカードか（JUSCANZ としては新規約束の方が優位である旨確認済み）

：妥当性の検討は最後まで揉めるとわかっていた。インフォーマル平行線はよ勝ったが、文言作成でカナダに恥書かせてしまった。⁷⁴ボトムも定まっていないが新規約束獲得したい

⁷² 田部井さん「ドイツはあったけど、議長国としての見せ方の方を重視してたって感じ、EU 内で話した感じある程度はあったと思うが、その温度感は各国違ったんだろうね」「見極めてみたかった要素ではあります。もしもっと政策立案的に COP1 をやったらどうなるんだろう...?の一つの要素ですね。」田部井さん「確かに」

⁷³ ここ途上国の皆さんに聞きたいです。→レビュー会の結論：サモアの力量。文句言えない状態にした。

⁷⁴ 本当にごめんなさい。スーパー確認不足でした。US はベルリンベース、カナダは素案ベースでつくっているのもありチェックできていませんでした。US 案にコンバインさせても良かったんですけど、国益

ことでは一致。議定書は消せた一方、COP3 までの議定書採択を譲った（ただし COP3 はバーターカードで、議定書は最優先事項だったので国益的には問題ない。問題はそこまでに使った政治・時間的コスト。おおまかな争点は既に途上新規約束、CO2 以外の扱いに絞られた。

「CO2」は EU ペース、「約束」は EU うちペース、「クレジット」は EU ペース、「参加国」は少しうち EU ペースか。でも妥当性全体としてあきらかに AOSIS が恩を打っているの、そこが効いてくる恐れ。しかし一方で、中国インド。

→売ったからといって。サモア中印の乖離。AOSIS だけ、中印だけじゃダメ。

・15 時半から 17 時前までの時間（コーカス）で、陣営内交渉が終わってから、JI のシッティングが始まるまでの評価。何を目的に動き、実際に何を得られたのか

：条件を下げ、議定書をげとる。粘り続け、4 条件が提示される。たべいさんの議事進行はこちらより。⁷⁵

・JI のシッティングが始まってからの評価。何を目的に動き、実際に何を得られたのか。

：条件を下げ、議定書をげとる。膠着→「新規約束なし」込み 4 条件→削って三条件→留保つけて決着。サモアはむしろ他の途上の目を気にしている；誰なんだ一体。他の AOSIS はあるかもだけど。中印も気にし続けてはいた。つまり途上割れが一番怖いはず。共同実施のペースを日本ドイツが握ったのも大きかった。

：三人の負けだった。⁷⁶

の詳細を JUSCANZ とはいえ他国に見せるのが怖かったんですよ。こういうムラが出るのが神との違いだよなあって思います。会議行動上手になりたい。田部井さん「これが理由で JUSCANZ 案って調整長引いてたのか」そうですね....。今回は DD すり合わせが結構難しかった会議でした。ぼくとつばささんが両方とも他のことに気を取られていて新メンに全部やってもらっていたということを考えると、むしろ早く済ませてくれたくらいに思っています。

⁷⁵ 田部井さん「これは議長国という立場ではあるが自分の国益的な話で決めてたので、それが部分的にアメリカと一致したって感じだね」「そうですね。それを「こちらより」に見せる術が長けていらっした、という方が数日経った今思うと適切かもしれません。」

⁷⁶ 「とっていました。あそこはどうやったら短縮できたんだろうか。まつつんさんが書かれている「US が思ったよりも強気」というのは同じことを思っていました。そこはおたがいの表面的スタンスと深層国益の間の差が生んでいたと思うので、だからこそおたがいに国益を開示させて決着点を見出させたドイツの手腕は素晴らしかったように思います。ただ、ドイツに対して初日融和的に行きすぎた分のアンカリングし直しを兼ねていたと言う面もあるので、そこはかなり独善的ですね。サモアに強気に行った理由のもう一つは、遅れれば遅れるほど US が有利になる（NO の力が強くなる）という議場認識でした。つまり、サモアが US の土俵に飛び込んできてハイリスクギャンブルをしているように見えたので、条件もだるいしそれにうかつに飛びつのが怖くて粘り続けたという感じです。」田部井さん「時間使いすぎたのが渋かった度はサモア・ドイツ>>アメリカだろうね、ただ中印とサモアっていう別個の軸が裏で動いてたっていうのがドイツ的には重要ポイントかつ難しかったポイントではあった、にしてももうちょい

・今日を踏まえての会議の出口戦略と、明日何するか。

①死ぬ気でバーター；じゃすぼとむ。油断はダメだが、見切っている。

②中印利用？；じゃす。翼さん？アルゼンチン⁷⁷。EITがいいかもね。

③どいつしばる；僕。アンカリングはできた。OPEC だけ NO か...? リスクは低い。⁷⁸

→議事進行は動かない可能性も高い。ただし EU としてのドイツ。中立処理に対してどこをコントロールしていくか。優先順位をドイツに見せる。

→時間と優先順位。

→2 時間半想定。2 時間実質。どこまで持っていけるのか。赤殴り合い。規範だけだとインフォーマル。実際的な話。三つだけで DD の可能性。それベースの交渉をどう見通すのか。あとどこで戦えるのか。

→共同実施の仲はなさげ。

時間と中印。

文言確認。合意可能領域ない可能性...? 現状の約束の履行が出てくる可能性はある。こちらからは出せないし、JUSCANZ は。検討グラデーション。二段階パイロットはもはや雑魚。

EU ベース、クレジットと NO。

数少ないカードをどう仕えるか。

カードの重なりでバーターできない可能性。⁷⁹

新規約束否定文言回避で最終盤。参加国残す。中印にクレジットアンカリングできてない。

早くまとめられたらなあという気はするが」「中印サモア問題を煽れるのは US であってもまとめられるのはドイツしか居ませんもんね....。そこは議長国に甘えた感じがあります。」

⁷⁷ レビューメンター：スタンス特殊な故に利用がむずい。共同実施希望国のロジックで出せるとよかった。

⁷⁸ レビューメンター：ドイツに対する中間目標が作れていないが故に、出口戦略を一人で組まざるを得なかった。そのほうが単独ブロックのリスクも回避できたはず。

⁷⁹ 「これが怖かったので、終盤慌ててしまったんですね。重なっているとバーターにならないよね、というのは強化会議を前にした研究会の勉強会で教わったことでした。そのときのスピーカーはまさに翼さんでした」中野尾さん「懐かしい」「考えたこともなかったのでめっちゃ印象に残ってます、その節もありがとうございました❤️」

中印とのこれまで。JUSCANZ の使い方：日本じゃねえな。。

細部先にやらせないとまずい。

中国インドは時間気にしてない新規約束否定文言狙いの遅延⁸⁰？

この最終メンターを受けて、以下のように最終交渉戦略をまとめて JUSCANZ のみなさんに協力してもらいました。Samoa さんのと見比べると相当面白いんじゃないでしょうか。

当日タスク：US 最終盤戦略

親愛なる JUSCANZ 同志国の大使の皆様、

最終交渉に向けて、ぼくが考えられる限りの内容を詰め込みました。もちろんこれには限界もあると思います。最後まで US は死力を尽くすこととお約束します。みなさん、一緒に頑張らしましょう！

そして、随時 discord のメモで連携していきましょう。

アメリカ合衆国政府 気候変動枠組国際連合条約第一回締約国会合代表部⁸¹

現状の争点

争点① 論点：妥当性の検討
内容：新規約束

EU	AOSIS+G77 (DD 案)	カナダ案
----	------------------	------

⁸⁰ 田部井さん「これ怖かったよね」「あーやっぱりドイツもそう思ってたんですね！これを出させないためにも、US 目線では終盤をグリッピングしつつも秩序立たせる、つまりドイツ議事進行の範疇において暴れる必要がありました。」田部井さん「なんなら最初はアメリカもこれをやりかねないと思っ
(特に TT が論点数無理あるくね？と思っていたから)、ガチ怖かった」「あーたしかに。。。アルゴアくんのOWNゴールになるので流石にないですが、もっと不利に進んだ時、共同実施とか後進国新規義務とかは撤退戦としてそういう置き土産みたいな文言を残す可能性はあったかもです。」

⁸¹ 気合入ってますね。調子乗ってます。

<p>第 2 条</p> <p>1. 附属書 I 国 + 希望国のより野心的 CO2 削減目標の設定とその実現に向けたスケジュール</p> <p>2. 附属書 I 国 + 希望国のその他の GHG 抑制・削減に向けた目標の設定とその実現に向けたスケジュール</p> <p>3. バランスの取れた負担となるよう配慮した非附属書 I 国の約束</p> <p>4. 最新の科学的知識を踏まえた定期的見直し</p> <p>5. 附属書 I 国 + 希望国による共同実施の本運用に関する詳細</p>	<p>3. 非附属書 I 国に対して新たな約束を導入せず、第 4 条第 3 項、第 4 条第 5 項及び第 4 条第 7 項を最大限に考慮して、持続可能な開発を達成するために約束の実施を継続的に推進することを要求する (Calls upon)</p>	<p>追加条文 (US), 三日目に必要な修正は青字。</p> <p>(a) 議定書の作成過程において、条約第四条 2(a)および (b)の約束を強化するプロセスにおいて優先度の高い事項として、附属書 I に掲げる先進締約国その他の締約国は、以下の二点をめざす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策と措置を詳細に作成すること、および ・モントリオール議定書により規制されていない温室効果ガスすべての発生源による人為的な排出および吸収源による除去に関する包括的に数量化された抑制および削減の目的の設定 <p>ただし、このことには、出発点および対処の方法、経済構造および資源的基盤がそれぞれ異なるものであること、強力かつ持続可能な経済成長を維持する必要があること、利用可能な技術その他の個別の事情があることおよび締約国が世界的な努力に対処して衡平かつ適当な貢献を行う必要があること、ならびに評価と分析のプロセスについて考慮が払われる。</p>
--	---	--

		<p>(b) 議定書の作成過程において、非附属書 I 以外の締約国は、第四条 3 に定める資金提供、第四条 5 に定める技術支援、第四条 7 に定める約束の履行を考慮しつつ、第四条 1 の既存の約束を再確認し、持続可能な開発を達成するためにこれらの約束の実施を進めることを継続し、また本条 a で掲げた抑制および削減の目的を設定し、さらに条約および本マンドートの原則と目的に従って、先進締約国に課されたマンドートのうちから自発的に政策を採用するよう積極的に検討する。</p>
--	--	---

- カナダ案「全カ国が抑制削減の目的を設定する。さらに先進国政策の自主的検討。」
- EU 案「希望国に削減・抑制。さらに途上国にバランス取れた約束」
- 途上案「新規約束なし」

背景；インフォーマル。「共通な責任」 v.s. 「既存の約束履行せよ」

争点② 論点：妥当性の検討
内容；先進国の約束強化

EU	途上	カナダ
<p>1. 附属書 I 国 + 希望国のより野心的 CO2 削減目標の設定とその実現に向けたスケジュール</p>	<p>条約の 4 条 2 項(a)(b)の約束について、引き続き附属書 I 国のみを対象とすることを決定する (Resolves)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政策と措置を詳細に作成すること、および ・モントリオール議定書により規制されていない温室効果ガスすべての発生源による人為的

2.附属書 I 国+希望国のその他の GHG 抑制・削減に向けた目標の設定とその実現に向けたスケジュール	(a) 究極的な目的の達成のために、「附属書 I の締約国は、2005 年までに、二酸化炭素の人為的な排出の量を 1990 年水準より少なくとも 20%削減する」ことを要求する	な排出および吸収源による除去に関する包括的に数量化された抑制および削減の目的の設定
--	--	---

→カナダ案「政策と措置。GHG 全部を。」
→EU 案「CO2 野心的削減, GHG 抑制, 削減」
→途上案「トロント宣言」文言。

争点③ 論点：共同実施
内容：対象国

EU	途上	日本
a. 参加国：附属書 I 国、並びに参加を希望し、事務局にその旨を通達した非附属書 I 国	(a) 附属書 I 国の間での共同実施のためのパイロットフェーズを確立すること	1. パイロットフェーズは COP1 の直後に開始され、希望する全ての締約国が自主的に参加することができる。

→EU と日本はほぼ同じ。途上の説得が必要。
→背景に「約束の変更にあたるのではないか」との疑念...「妥当性」で「新規約束」を通そうとする限り、いくらこの懸念を解消しようと無駄であるおそれあり（バーターできるならそれに越したことはないが）。

争点④ 論点：共同実施
内容：PP 中のクレジット

EU	途上	カナダ
----	----	-----

<p>d.備考：パイロットフェーズにおいて発生するクレジットを目標に算入することは認めない</p>	<p>(c) 共同実施によりパイロット期間中に削減又は隔離された温室効果ガス排出の結果として、いかなる締約国にもクレジットが発生しないこと。</p>	<p>1. パイロットフェーズにおいて、附属書Iに掲げられる締約国は、締約国が共同して実施する事業によって削減又は隔離された温室効果ガス排出量を自国の削減量として算定することができる。ただし、この算定は重複して行われてはならない。また、この措置は条約に基づく各締約国の約束が変更されることを意味するものではない。</p>
---	--	--

→EU と途上はほぼ同じ。完全に不利な状況。

→背景に「約束の変更にあたるのではないか」との疑念...「妥当性」で「新規約束」を通そうとする限り、いくらこの懸念を解消しようと無駄であるおそれあり（バーターできるならそれに越したことはないが）。⁸²

その他の文言争点

- ・ CO2 とそれ以外の書き分け
- ・ 開発ニーズ

*** 注意したい点 1：「新規約束の未来否定文言」**

新規約束について、現段階 COP1 の決定でそれを入れないのみならず、未来「今後」あるいは近未来「COP? までは」のように、新規約束の可能性をあらかじめ否定するような文言案のリスクがある。

⁸² これが恐かったです。だからこそ、論点間の切り離しを当初から意識し続けてましたし、終盤「論点間バーターしかない」と断言して有無を言わず政治力ベースで通さざるを得なかった。ただそこには無理があったよね、という話がみんなが終盤の展開に議論を抱いている理由なんだろうと思います。田部井さん「でもそれで押し通れたのはタイミングと姿勢的的確さよな、すごい」ありがとうございます.....とっても恐縮です 🙇

...インセンティブを持っているであろう国は中国、インド。出れば途上国は乗っかるだろう。

→ドイツ議長は否定的に動いてくれるだろうが。出させない方法を考える必要。

*注意したい点2:「現状の約束の履行」

約束を強化するのではなく、「現在先進国に課されている約束が履行されない場合、〜〜」という懲罰的な文言案⁸³のリスクがある。

...インセンティブを持っているのはサモア。他の途上国も強く持っていると思われる。

→ドイツ議長は否定的に動いてくれるだろうが。出させない方法を考える必要。

各国の現状確認

US.....サモア・中国・インドに対して張り続けることで田部井さんの議事進行をコントロールする必要あり。現状議事進行は先進国寄りなので、それをなんとか豹変させないように頑張る。⁸⁴簡易的なメモを JUSCANZ 内で回すことはできるが、他陣営との交渉は余力ない。

日本.....文言案マスターをしているので、共同実施以外に手をひろげにくい。裏を返せば、現状共同実施については議場を支配⁸⁵できているので、それを継続していただきたい。また、妥当性を全体で話しているときは共同実施についての途上国への裏工作を進めて

83 たべいさん「懲罰と言うよりは、「先進国が履行しない限り途上国も新たな約束を負わない」みたいなのが怖かったわドイツは」「あーあ嫌ですね。それだとバードヘーゲル不可避なので、拒否権振り回しまくって抵抗すると思います。」

84 「結果維持できたので安心しました。なるべくドイツには逆らわないよう意識することによって、中印をスケープゴート化できた気がします。」田部井さん「これもドイツ益的な話だね、基本的に先進国にも途上国にも頑張ってもらいたいわけなので、「途上国があるなら先進国の約束も受け入れよう」みたいな感じに動いてくれるであろうアメリカと「途上国約束だけはやです！」みたいな中印とだと前者に有利な進行の方が良いかなと。後はどっかでコメントしたけどクリントン・アルゴアだからかって気付いたのもでかい」「気づいてただけで嬉しかったです (、) 、「ただドイツ相手にも隠し通す選択肢もあったのかなあと思ったり思わなかったりします。議場孤立はこの一種の気脈で回避できた気もしますが。」

85 「すごかったです。まさか纏めてくるとは思わなかったもので、「合意取れたものをバーターカードにする」という禁忌技を使ってしまいました。なのに結果的には両方の文言が入っていたのすごいですよね。日本大使の力量がなせるわざでしょう。」田部井さん「それな」「論点別とは言え中間でもないのにあんなに議場をグリップしている国、見たことないかもです...。」

いただきたい。

；自主性の強調をはじめとして、懸念の解消

；バーター成立しなかったとき用の文言準備，中印スタンス探りながら

カナダ.....文言案マスターをしているので、妥当性以外に手を広げにくい。ただこちらは各文言案が完全に並列な状態なので、USに任せてもらっても最悪大丈夫。妥当性について責任を持つ立場として、共同実施の話中は**妥当性についての途上国への裏工作**を進めていただきたい。

；新規約束を入れ込む際の文言落とし所さぐりとその提案（社会経済条件云々の文言を詰める，各国と話してスタンス探りながら。妥協考えているのはカナダとしてで，USがどうなるかは依然わからない（NO出し可能性残ってる）っていうのもいいかもです。

AUS・NZ+Russia.....是非助けていただきたい。文言案を見て自国益を気にしつつも，**中国インド（アルゼンチン，フィジー）に対する工作**を行っていただきたい。サモアはその2，3カ国次第で態度を決めてくるので⁸⁶。さらに，**OPEC**が最後成果文書を落とさないことだけは確認しておきたい（ただし情報漏洩防止を徹底する。漏洩してもいいように，JUSCANZのスタンスは「NO出すかも」にしつつ，「NO単独で出さないでね⁸⁷」や「最悪のケースについてどう思ってるの」で聞く。

；中，印，アルゼンチン，フィジー，トリバゴ，セネガル，ブラジル etc....の，サモアと意見違いそうなところ（e.g.共同実施，cop3議定書に盛り込む内容...!）を聞きに行く。ほんとうにこれで全面納得してるんですか，バーターのときの落とし所どうしましょうか。傾聴するだけでもサモアとの距離は離れるし，そこでなにか動きが生まれたらなお良い。妥協考えているのは自国としてで，USがどうなるかは依然わからない（NO出し可能性残ってる）っていうのもいいかもです。

AUS・NZ いっしょに；**サモアに外交圧力**かけに行っていただきたい。「貴国の昨日今日の不穏当で頑固な交渉態度は許容できない」。二国の外交方針に反対する体力は本来ない。ただ神なので手強いとは思う，ダメ元で，しかし自信を持って行ってみたい。

サモア.....AOSISの立場上，**コーカスが終わりに近づけば近づくほど抵抗力がUSに比して弱くなる**。共同実施に対してインセンティブを持たない⁸⁸。他の途上の顔色を伺い続

⁸⁶ ここらへんがまつんさんの「過半過半数戦略」のちょうど裏返になっていたの面白いですね。

⁸⁷ これは自分でも刺しに行きました。さすがに詰め甘いのは怖かったので。

⁸⁸ これが鍵ですよ～。実は共同実施は「約束の移転に見えちゃう！」とかいうしょぼい対立なのに特大バーターカードに見せなきゃいけなかった。当日見せ切れた自信もないので，さいごはギャンブルでした。よくない。

けている。

中国・インド.....途上国リーダーの立場。インセンティブは経済開発、発展。「新規約束」以外にインセンティブを持たないので、終盤「**新規約束の未来否定文言**」をねじ込んでくるリスク。それをさせないためには US が確実にその文言なら NO をあげる、なので JUSCANZ も連帯して NO をあげることにあると伝え、「そのような結果を招いたら途上国の利益もゼロになる」で脅迫。というか US や JUSCANZ はいつでも現下の交渉を離脱しうることを強調して、妥協を急がせたい。**インドと中国がサモアとは別の利害を発言し始めたとき、途上国はバラバラになる**。多分誰よりもロシアの言葉が通じる。

アルゼンチン、フィジー.....共同実施にインセンティブを持つので、是非動かしたい。ここが**動けば途上国はバラバラになる**。

ドイツ....現状は中立・JUSCANZ 寄りの議事進行をしているが、どこで豹変するかはわからない。特に、**ドイツ・EU としての国益があるときは怪しい...PP 中のクレジット⁸⁹**。US の NO を怖がり続けているので、その可能性を示唆し続け、議事進行を拘束する。また、「**新規文言の終盤捻じ込みは禁止**」と言ってもらう手もある（新規約束の未来否定文言）→提案する予定。

交渉を見越したとき

EU の強み....中間的な立ち位置。

AOSIS の強み....議定書を譲ったことによる恩。道義的な「かわいそうさ」。

インド・中国の強み....新規約束に集中できる。他に興味なし。

JUSCANZ の強み....NO をあげる力。

やるべきこと

→JUSCANZ として；NO をあげる力を最大化する。⁹⁰

→EU に対して；中間的な EU のうちよりじゃないところ（クレジット！）をバーターカードとして魅力的にする。

⁸⁹ 「これをひっくりかえした日本(ry) 中野尾さん「これは EU のクレジットへの懸念が文言で回収しやすいやつだったのにも助けられた気がする。建前とはいえ出した懸念を取り下げてもらうにはなんらかの妥協点が必要なので、その意味では 100 点満点の建前だった。」「そうですね、あのテクニカルなところでおさめてくれたのはとても大きかった。途上国への配慮から最初は懸念つけざるを得ないけど本音は...というなかでああいうロジックを使えるのは強いですね。見習いたい。」

⁹⁰ 安保理で P5 やりすぎたんでしょうか。こういう役回りばかりしていますね。。

→インド・中国に対して；新規約束がないなら NO をあげることをアンカリングする。それで脅しまくる。新規約束があったとしても拒否らないような妥協文言を模索；「社会的経済的ニーズ」みたいな。UNFCCC 参照して。ある程度の示し合わせをしてからサモアに提示できるととてもいい。

→AOSIS に対して；サモアを焦らせる (as like 昨日)

交渉カード

「CO2 以外」は EU ペース、「約束」は EU うちペース、「クレジット」は EU 途上ペース、「参加国」はうち EU ペースか。ただし、サモアが妥協したという恩。

JUSCANZ としての優先順位は「新規約束>参加国>クレジット>CO2 以外」。なので、基本は EU に議事進行でまとめてもらうのが丸い。いかに議事進行を邪魔させないかと、いかにクレジットのカードとしての魅力を高め、切れるところで切るか。⁹¹

→終盤になればなるほど US は強くなりサモアは弱くなる。なので、最後の方に「US が NO をあげない、クレジットを諦める代わりに新規約束を入れろ」で妥結させたい。

；具体的な時間の目処.....残り 20 分となったら折れる (ぜったいひみつ!)。そこまでは粘り続ける。⁹²

→そのためにできることを全員で、全力でやろう。

0930-0940 冒頭 ロビイング、陣営内調整

0940~ シットティング開始、黒字文言に対する交渉

~1040 赤字文言の交渉スタート。だるい状況になれば随時散会。

1040 妥協。バーター⁹³。

1100 DD 締切。

1200 まで；シットティングで細部修正、OPEC ブロックがないことだけ確認、WP 準備

⁹¹ ここは読みが当たりました。うれしい

⁹² ここは有言実行しました。ただもっと細部は固めるべきでした。とくに目標うんぬんのところは良くなかった会議行動です。あそこで揺れるのって普通に弱いデリだなあって感じでした。経験不足が露呈してしまいました。

⁹³ US の「クレジット渡すからそれ以外くれよ」以外に構想があったのか気になります。germany さんも書かれています。ここで US の要求は盛りすぎていると思うんですね。「バーターありきで議論していこう」ってなったときに米国以外の構想があったとしたら、うちが負けていた説は濃厚です。田部井さん「負けていたかどうかはわからんけど、よく通ったなとは思った」「時間要素がありますね。あとはいちおう JUSCANZ と示し合わせた展開ではあったので、同志国の土台固めがしっかり効いてくれた感もかいです。」

Plan B。バーターできなかつた場合....もう合意可能領域が残っていない場合⁹⁴

つまり、「PP クレジット諦め+US が YES あげる」と「新規約束うけいれ+参加国あきらめ」がイコールにならなかつたとき。

→三項目合意は出されるだろう。

COP3 までの議定書策定。

交渉はアドホック。

Cop3 まで、交渉のベースとなる草案を、現在の AOSIS 議定書案をもとに作成するが、その修正、削除、追加についての議論や、修正、削除、追加をした新規案の提出を妨げられるものではない

→問題はそれ以外にどんな文言が入りうるか。

怖いのは先述の通り「新規約束の未来否定文言」と「現状の約束の履行」文言。

→前者はドイツ含め先進国が全力で止めるしかない。ぼくもがんばる。

→しかし、後者についてはドイツが裏切ってくる可能性がある.....。EU は割と約束守ってるので。⁹⁵

→マンドートがどうか、NO あげるとかの話はもはやできない。

ひとつ考えられる打開策は、共同実施について未来への可能性を残す文言。COP2 後に PP を開始する、PP をやったあと本体やるか決定する、とかね。それだったら EU もこだわりがあるので、バーター条件にできるかも。しかし、弱い文言を出して通ってしまうのはそれはそれでリスクがあるので、あらかじめアルゼンチンや JUSCANZ、EU のなかで擦り合わせておきたい。

→「現状の約束の履行」文言が出された時点で Game Over か。

→出ないように裏工作頑張るしかないね。

レトリックメモ 米国

・「NO をあげる理由」...規範的アプローチと実際的アプローチ。規範はインフォーマ

⁹⁴ この路線ってどのくらいあり得たんでしょうね。

⁹⁵ 田部井さん「うちは守ってるけど EU に問題児がたくさんいるからなあ&明らかに対立を深める内容をベルリンで出す渋さはあったので多分止めたと思う」「あー確かにそうですね！そこは怖がりすぎているかもしれません。」

ルのロジック、共同実施についてはあの状況も。実際は①国内、②国外。

①国内

子ブッシュ。共和党。バードヘーゲル。科学的懐疑論、ロビイスト。アルゴアはめっちゃやりたいけど；一回法改正出したのに落とされた。予算立法措置が取れないし、環境系で報復否決されたら米国の削減はさらに進まなくなる。⁹⁶

②国外

もし仮に国内でハレーション巻き起こしたら、次の議定書批准できなくなる。そしたら世界ダントツの排出国が削減できなくなっちゃう。十数カ国はうちについて離脱するだろう；この交渉過程で米国が遅延したわけではなく、議定書にこだわっていた国がいたこと、共同実施については先進国ペースで議論が進んでいたことを見ているので。

レトリックを吐くときはドイツに当てて話す。あとは中国インドを揺さぶる話し方。サモアは無理に意識しなくていい；焦らせる。

話聞かるときは昨日同様真顔 or 話半分。そこは狂人でいい。ただしバーターの信憑性を失わせない範囲で。中国インドには頷いてあげる。

付属書 1 新たな約束→JUSCANZ

+ 年限？

二酸化炭素以外→JUSCANZ

特だし→していい

任意参加→JUSCANZ (EU より弱い) 案

非付属書国→JUSZANZ

+ ただし、当該国の社会経済その他。当該議定書では新たに約束が課されないという選択肢？

共同実施クレジット→途上⁹⁷

⁹⁶ もう本音を喋ってでも止めようってわけですね。以前出た某会議のディレクがそれまた昔ディレクに言われた言葉に「ボトム割れそうなら議場で泣いてでも止めればいいじゃん」ってのがあったそうです (孫引用)

⁹⁷ 「こいつが最後のバーターですね。並べて書いてみて JUSCANZ 多すぎてやべえなって思ったので特だし譲歩したりしました。」田部井さん「あの特出しってそんなにデカかったんかな？4-2-ab が付属書 I だよってそれはそうじゃね、って感じで天秤釣り合っていないかなと個人的には思ってたんだけど」「僕もそう思っていたんですが、途上側がけっこうこだわってる感じだったのでおまけで入れました。カード揃

3日目振り返り⁹⁸

- ・最終日の文言交渉で目標にしたことと、その達成度
 - : 先進国の目標系が結構入っちゃった。そこをのぞけばかなりトップに近いかな。
 - : 「定量的」とか。会議準備で迷っていたまま全然深ぼれていなかったのが裏目に出まくった。
 - : 現在の履行も入ってた気がする
- ・最終日の戦略と、実際の行動
 - 「最終盤戦略」の通り。思ったより途上のアンカリングが強くなかったので、ドイツファミリーテーションに想定より乗っかっていた。あとドイツの裏切りも見られなかった。
 - ・日本がクレジット取ってきてびっくり。そこをバーターカード⁹⁹として使えるのかとても不安が残った。結局使ったのに、文言としては残っている....?
 - ・バーターどきどきしすぎ。最後の方声震えてなかったですか僕。ギャンブル実は弱い?
 - : ほかにバーター案あったらどうなってたんでしょうかね。¹⁰⁰
 - ・ドイツ凄すぎた。

ふりかえり

国益設定の穴がそのまま終盤に出てきたり、戦略の弱点がそのまま盤面に出てきたり、と「会議準備のしがいがある」会議でした。全部メンターで指摘は受けていたポイントなので、もっと上手くできるはずですよ...。国益達成度で言うと8割、そんなところでしょうか。史実よりははるかにいい成果だとは思っているのですが、それもたなぼたにすぎないところが多々あります。それに、特に先進国の定量目標あたりはビミョい気がします。妥当性に

ってなかったので三日目はドイツを妨害しない範囲で小さいところでもアンカリングしていたってのはあります。」

⁹⁸ レビューメンター：plan Bはありえた。ドイツは誰もNO言えない文言。

⁹⁹ レビューメンター：交渉態度としてやばい。あと5分早くすべき。

¹⁰⁰ レビューメンター：けっこうみんな考えられてなかった。史実とこれ以外の帰結...共同実施は流動的だけど。中印のブロックの可能性。合意可能領域が思ったより広がった。ドイツ・サモア・USで新規義務なしは無理ってなった。サモアはそれでもいいから、中印に米を使ってアンカリング。COP1の義務はofficialにしないよ～の密約。米が強く見えた理由：態度ってのはあるんじゃない。落とし所見据えてないのでは???とはなった。バーター成功の要因はそこだったかも。ロジックが要される模擬ならでは、の入口論。途上国は自分が間違ってると思いながら。。先進の狙った論点組。CHM。

もっとリサーチ割いたほうがよかったですね。文言ベースの検討も足りていませんでした。議論議論はじめシグナリングをミスる機会は何度もあって、それを修正するのにけっこうな労力を消耗したのも反省です。

最後の Canvas に描き出された主題は、ドイツの議事進行のもと導き出された AOSIS と JUSCANZ の一致点だったように思います。つまり、中印 OPEC をスケープゴートにすることです。rising power を疎ましく思うのは誰でも一緒なんでしょう。それに地球温暖化に興味ないマンはその国々ですもんね。だから、かなり「こんな歴史があってもおかしくなかった」会議でもあるような気がします。

なにはともあれ、ほんとうに楽しい会議でした。冒頭に書きましたが、いまのところ人生最良の会議です。あと1年半は人間でいられますから、今後も頑張ります。ありがとうございました。

コラム連載

『コラム連載』では、各担当者が連載形式で執筆するコラムを掲載する。

出口啓貴の大きな独り言－模模擬国連と成績－

出口啓貴

このタイトルでコラムを執筆するとなると、執筆者自身が非常に痛い思いをする。なぜならば、もぎこっかーの中でも自分の大学での成績が絶望的に低いことを自覚しているからだ。5年生の足音が少しずつ後ろから迫ってきている3年秋学期を筆者は迎えているのである。さて何もこのコラムはもぎこっかーが成績が悪いという話をしたいわけではない。むしろほとんどの人は優秀な成績を修め、落単や留年とは無縁の学生生活を送っている。けれど模模擬国連という一般的にはインテリな人がやりそうな活動をしているにも関わらず、筆者のように絶望的な成績をとっているもぎこっかーも何人か存在する。

そもそも模模擬国連やってる人はインテリなのだろうか？まあ確かにリサーチでは論文を読むことになるし、扱う内容もアカデミックではある。そういう意味ではインテリなのかも知れない。けれど別に国際法や国際政治が好きだからというとらえ方もできる。もぎこっかーの一部にとって、論文や条約集を読むことなんて、一般人が小説を読んだり辞書をひくと同じような事なのかもしれない。そう考えると別に扱っているテーマがアカデミックなだけであって、インテリなわけではない気がしてきた。第一会議後の飲み会で「植民地が～」や「安処理が～」などとビールを片手に叫んでいる集団がインテリなわけがない。もぎこっかーは一種の”オタク”なのであってインテリではない。だから別に頭がいいわけでもないし、まして大学の成績がよくなくてもまあ別に普通なことな気がする。

そもそも自分の大学の勉強と模模擬国連が全くもって関係ない人も沢山いる。それを象徴するように今のJMUN代表は理系であり、大学では計数工学科に所属しているらしい。何をやる学科であるのかはさっぱり分からないが、少なくとも条約集を授業で使ったことは一度とないのではないだろうか？何なら授業内で国の名前すら出てこなきさうである。文系であれば商学部や経済学部であれば模模擬国連が授業に役に立つことは少なさうである。

こう考えると模模擬国連をやっているも大学の成績は上がらなささうである。何ならメンターやら会議準備していたら勉強する時間が削られて成績は下がりさうなものだ。昔ある先輩に「一回会議のフロントやると単位を2単位失うよ」と言われたこともある。この言葉はどうやら本当のようだ。自分が旧メン期に失った単位数を思い出す。会議の経験が大学の勉強に活かせないのであれば、普通に勉強時間が削られるので当たり前だが成績は下がっていく。こう考えると模模擬国連をやっている人は普通インテリなのではなく、成績が低いのではないだろうか？むしろ成績を取れてる人がすごすぎるのであって、成績が悪いのは別に悪いことではないのではないだろうか？

第一超神メンなどという言葉が普通に存在している段階で、留年することはある意味普通に想定されている界限な気すらもしてきた。そもそもGPAなんてものはただの数字であって気にするべきものじゃない。ある知り合いは「GPAは防御率」また別の人は「GPAが

1.00 が最も美しい」とも言っていた。うん、やっぱり成績の事なんて考えずに目の前のリサーチに集中して、国益を勝ち取るべきだ。そのために単位や GPA を失ってもそれは”仕方ない”事であって、気に病むことではない。

さてこのまま締めると、ただただ筆者が成績が悪いことを正当化するだけのコラムとなるわけだが、まあ成績が悪いのが”当たり前”まして”仕方ない”ことなわけがない。そもそも会議はテスト期間にはほとんどの場合存在しないし、リサーチのせいで勉強が出来ないなんてことはない。そもそも、例外は上に書いたがほとんどのもぎこっかーは大学の勉強と模擬国連が関わっていることが多い気がする。成績が悪いのは普通に怠惰なだけなので反省してほしい。そもそも大学は学ぶところであって模擬国連をするところではない。模擬国連のせいで大学の成績が悪いのは本末転倒である。そして JMUN 代表をやりながら全国大会の会議を作り、関西大会でベストリをとっているような人が普通にいい成績をとって院試に受かっている。模擬国連の限界で一番模擬国連に時間を使っているであろう人が、ちゃんと大学の勉強とも両立をしているので、普通に勉強と模擬国連を両立できないのは怠惰なだけである。

自分で書いてて自分を攻撃してるので、心苦しさしかないが筆者も秋学期は頑張るのでこれを読んでる人も模擬国連と学業を両立して頑張してほしい。後期会議、AJMUN と会議は多いがちゃんと学校に行って授業もちゃんと受けましょう。間違ってもメンターのために授業を切ったり、授業をメンターとメンターの間の仮眠などと思わないようにしましょう。ちゃんと BG じゃなくてレジュメを授業中は読みましょう。この文が全てのもぎこっかーに届くことを祈っている。特に新旧メンに届いていることを…

国際法勉強会の活動報告 〈9月16日分テーマ：法源〉

京都研究会 27期 脇谷耕基

今年度より有志で開催している国際法勉強会につき、何山氏の薦めを受けて今回より活動の報告を連載させていただくことになりました。活動概要は以下に記載している通りですが、国際法勉強会は参加者を募集しています。活動に少しでも興味を持たれた方は、wakiyakoki6@gmail.com にまで連絡を頂ければ幸いです。

I 国際法勉強会

1. 勉強会の概要

「高度に専門的になりすぎない程度に（学部の自主ゼミのレベル感）模擬国連界限で国際法を勉強する」ことを目的に設定。毎月2回（原則として第1土曜日と第3土曜日）、22:00-24:00にかけて、オンラインで実施している。内容としては国際法の教科書の通読及び判例研究を交互に扱っており、教科書としては酒井・寺谷・西村・濱本『国際法』（有斐閣、2011）を指定している。判例については特定の判例集は指定していないが、百選の第三版を参考教材としている。勉強会の流れとしては冒頭に簡単な内容確認をした後、疑問点、議論してみたい点について意見交換を行う形式を採用している。教科書は一回あたり1～2章、判例は一回あたり1件扱っている。

2. 今後の予定

今年度の予定として、「総論」を扱った後に「参加者の興味のある各論」を扱うことを想定している。判例は重要性の高い判例又は最近の判例のいずれかを取り上げることを想定している。順番や内容は参加者からの希望により柔軟に変更することを考えてはいるものの、現時点では一応次のような計画である。

10月7日は「法源」の論点に適合した判例、10月21日は国際法の「解釈及び規範抵触」、11月4日は「解釈」の論点に適合した判例、11月18日は「国家責任」、12月2日は「国家責任」の論点に適合した判例、12月16日は「国際行政法＝国際コントロール」と「紛争の平和的解決」、1月6日は訴訟法の論点を含む判例、1月20日は「主権・管轄権」と「国際刑事法」、2月3日は管轄権に関する論点を含む判例、2月17日は「国際経済法」と「国際環境法」を扱う。

なお、参加者の集まりが悪かった時は次回に内容を見送るという対応をとっており、必ずしも予定通りには進行しない可能性がある。

II 9月16日活動報告

1. 活動概要

参加人数は4人。Zoom上で実施した。扱ったのは教科書の第2編 第2章（一般法）と第2編 第3章（法形成に関するその他の諸要素）であり、事前に送付したレジメを下に、簡潔な内容報告をしてから議論・感想交流に移った。

感想交流では、第2章については「口頭の条約」についての教科書の記述について疑問が呈された。条約とは a.)明示の合意に限られ、b.)文書の形式によるのではないか、という趣旨である。この問題については、2で若干の検討を行うことにする。その後、「慣習法の認定」と「条約の解釈」の異同につき、「条約が慣習法を反映する場合に当該条約を解釈することは慣習法を解釈することになるか」という提起された問題について議論がなされた。条約の解釈規則（条約法条約31条, 32条）は慣習法の認定・同定規則（二要素理論）と同一ではないことにより、その関係性が問題となるのである。

第3章については、ブルキナファソ・マリ国境紛争事件における「法に反する衡平（*équité contra legem*）」とICJ規程38条2項の「衡平及び善（*ex aequo et bono*）」の関係が議論された。杉原『国際法学講義』や『プラクティス国際法講義』の記述を参照すると両者の関係についての理解が一様ではないことが確認された。

2. 若干の考察

口頭の条約について、勉強会での議論を踏まえつつ、若干の考察を試みようと思う。口頭の条約なるものは存在するか？仮に存在し得たとして、文書の形式をとる条約との間に何らかの差異は存在するか？

条約法条約は第2条1項(a)で、「文書の形式により締結」されることを条約上の条約の定義の要素としている。一方で第3条は「文書の形式によらない国際的な合意」に影響を及ぼすものではないと規定している。コメンタリー¹⁰¹によれば、この条項は「口頭または暗黙の合意には法的効力がないという印象を払拭」することを目的としている¹⁰²。その意味では口頭の合意が国際条約の性格を有することを条約法条約はむしろ肯定しているのではないかと、との理解の可能性が考えられる。

¹⁰¹ Olivier Corten, Pierre Klein (ed.), *The Vienna Conventions on the Law of Treaties: A Commentary* (Oxford, 2011).

¹⁰² *Ibid.*, p.67.

口頭の合意が条約とみなされるとの主張は、東部グリーンランド事件にその根拠を求め
るのが一般的である¹⁰³。同事件の関連要旨は次の通りである。グリーンランドの帰属問題に
ついて、デンマークの公使からノルウェーの外務大臣に対してデンマークがグリーンラン
ドの全体に対する主権の承認を関係諸国に求めようとしていることを告げ、これに関して
ノルウェーが障害をもたらさないであろうと期待すると述べた。ノルウェーの外務大臣イ
ーレンは、これを内閣の同僚に報告した上で、ノルウェー政府の名において、「ノルウェー
はこの問題の処理に障害をもたらさないであろう (ne fera pas de difficultés)」と口頭で回答
した。この回答はイーレン宣言と呼ばれる。裁判所は「裁判所の見るところでは、他の国の
外交的代表の要求に答えて、政府の名において、外務大臣がその権限に属する問題について
与えたこの種の回答は、かれの属する国家に対して拘束力がある」と判示した。横田は「文
書は結局において証拠の問題に過ぎないから、口頭の約束でも、なにかの方法で証明される
場合には、有効なものとするのが正当である」として、国家間の約束は口頭でなされても有
効であり、国際法上の拘束力をもつとの裁判所の立場を分析している¹⁰⁴。

しかし、口頭の条約にそのような法的拘束力を認めることができたとしても、次の二点に
ついて注意が必要である。

第一に、東部グリーンランド事件当時、口頭の合意と「一方的宣言」の関係についての理
解は成熟していなかった¹⁰⁵。核実験事件¹⁰⁶における裁判所の議論に鑑みれば、現代的には、
東部グリーンランド事件は口頭の条約というよりも、むしろ一方的宣言による義務の受諾
を示した事例と理解できるかもしれない。実際、杉原は東部グリーンランド事件を核実験事
件と並んで「一方的声明の効力」が問題となった事例と整理している¹⁰⁷。

第二に、口頭の合意が仮に国際条約としての性格を有していたとしても、文書の形式をと
る条約に適用される条約法をそのまま適用することはやはり難しい。問題の一つは、登録の
不可能性である。現代国際法においては、秘密外交の反省から、条約の登録の意義が認めら
れている（国際連盟規約第 18 条、国連憲章第 102 条）。合意が文書の形式をとらない場合、
憲章 102 条の求める手続を経ることができない¹⁰⁸。憲章 102 条が国連の実務である種の「死

¹⁰³ 岩沢雄司『国際法』（東京大学出版会、2020年）85頁。

¹⁰⁴ 横田喜三郎『国際判例研究 II』（有斐閣、1970年）54頁。

¹⁰⁵ 岩沢『前掲書』（注3）64-65頁は、一方的宣言を核実験事件以降に認められるようになった義務の淵源と理解している。

¹⁰⁶ 事件の関連要旨は次の通りである。南太平洋でフランスが実施した大気圏内核実験につき、オーストラリアとニュージーランドはこれを中止することを求めた。裁判所はフランスに核実験を控えるように指示をした（暫定措置命令）。フランスはその後、大統領、国防大臣、外務大臣が続けて「核実験を実施しない」ことをニュージーランド外務省への公文の送付、記者会見、テレビ・インタビュー、国連総会演説を通じて表明した。裁判所はこのフランスの実行の効果としてフランスは核実験を実施しない義務を負うことになった、と判示した。

¹⁰⁷ 杉原高嶺『国際法学講義』（有斐閣、2013年）127-128頁。

¹⁰⁸ Olivier Corten, Pierre Klein (ed.), *supra* note 1, p.67.

文化」していることに鑑みれば¹⁰⁹、口頭の合意が登録できないことに実質的不都合はそれほどないといえるかもしれないが、少なくとも国連憲章の条文上の建付けとしては問題があると言わざるを得ない。

口頭の合意に条約法を適用する困難さは、条約法条約の起草段階においても認識されていた。コメンタリーは口頭の合意が条約法条約の対象から外された要因として、「口頭の合意 (oral agreements) が条約 (treaty) から遠すぎる (too remote)」ことを指摘しており¹¹⁰、やはり口頭の合意を一概に文書の形式をとる条約と同一視することはできないのかもしれない。

口頭の合意は「条約」ではないとの立場を鮮明に示している教科書も存在する。浅田(編)『国際法』は、「(口頭の合意の法的拘束力は否定されないが) 条約は文書の形式をとらなければならない」との理解を示している¹¹¹。もっとも、そのような論理構成をとる場合、口頭による国際合意は法源上どのような類型に属することになるのか、という問題が発生するだろう。

以上の議論は、口頭による合意を「条約」として理解するか「一方的宣言」と理解するか「何れにも属さないが法的義務を創設する法的合意」とみなすかという問題であると整理できるかもしれない。これらの分類をどのように理解したとしても、①口頭による合意にも法的拘束力は発生し得る、②口頭による合意に文書の形式をとる条約に適用される条約法はそのままは適用できない、という点は共通して言えることである。その意味では、口頭による合意を条約として理解するかという分類に関する問い自体は学理的には興味深いものであったとしても、(機能面では)それほど実益のない議論と評価できるかもしれない。

¹⁰⁹ Bruno Simma, Daniel-Erasmus Khan, Georg Nolte, Andreas Paulus, Nikolai Wessendorf (ed.), *The Charter of the United Nations (3rd Edition): A Commentary, Volume II* (Oxford, 2012) p.2107.

¹¹⁰ Olivier Corten, Pierre Klein (ed.), *supra* note 1, p.71.

¹¹¹ 浅田正彦(編)『国際法』(東信堂、2022年) 55-56頁。

編集後記

日本模擬国連代表部を発行者とする『模擬国連の探求』は2023年度関西大会・九州サマーセッション編で4号目となります。

今号では「模擬国連の軌跡」に、関西大会・九州サマーセッションで開催された全ての会議の会議報告を収録することができました。大会直後の夏休みの時期にもかかわらず、快くご協力いただきました会議監督を始めとする会議フロントの皆様、心より感謝申し上げます。

会議報告は、それぞれの会議に込められた会議監督の皆様の思いが詰まったものとなりました。そこには、思い思いのコンセプトを掲げ、議題を選定して、やりたいことに全力で取り組んだ軌跡がありました。達成感に満ちた報告も、浮かび上がった課題を見つめた報告もありますが、全力で取り組んだその軌跡は参加者とフロントの皆様、新しい景色への扉を開いたものと確信しています。

また「模擬国連研究所」においては「会議レビュー」を論題として寄稿を募集し、レビュー方法に関する考察と複数の会議レビューをご寄稿いただきました。示唆に富むご寄稿をいただきました皆様に、心より感謝申し上げます。会議の経験を次につなげるためには振りかえることが不可欠ですが、その方法について議論することはあまりないようなも思われます。今号が会議レビューについて考えるきっかけになれば幸いです。

最後になりますが、本誌にご寄稿いただきました皆様、並びに、発行に際してご協力を賜りました全ての皆様に厚く御礼申し上げます。引き続き本誌、そして日本模擬国連をよろしく願います。

浅岡幾一郎（2023年度 日本模擬国連代表部研究担当）

実際に行なわれている模擬国連の活動にご関心がありましたら、ぜひ日本模擬国連の公式ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.jmun.org>

今後とも模擬国連の発展のため、日本模擬国連の機関あるいは事業で主催される模擬国連会議で会議監督を務める皆様には是非、会議記録の寄稿をお願いいたします。

また、日本模擬国連会員の皆様には是非、模擬国連研究所、自由寄稿、連載の寄稿をお願いいたします。

寄稿資格者は以下の通りです。

1. 日本模擬国連会員
2. 日本模擬国連卒業生
3. その他、日本模擬国連代表の許可を得た者

寄稿を希望される方、その他のお問い合わせは編集を担当する日本模擬国連代表部研究担当のメールアドレスまでお願いします。

連絡先：research.dept.jmun@gmail.com

本誌掲載の寄稿に示された見解は寄稿者個人のものであり、日本模擬国連代表部あるいは日本模擬国連の見解を代表するものではありません。本誌の内容の無断転載はお断りします。

模擬国連研究雑誌『模擬国連の探求』

2023年度 第4号 関西大会・九州サマーセッション編

発行日：2023年10月4日

発行者：日本模擬国連代表部
